

はじめに



我が国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少、市場規模の縮小、社会保障負担の増加、地域社会の活力低下などが、将来の社会・経済に広く深刻な影響を与えることが懸念されています。少子化の要因については、未婚化・晩婚化の進行、共働き世帯の増加、仕事と子育ての両立に対する負担感、子育てに関する不安感・経済的負担などが挙げられています。

また、近年では児童虐待相談、不登校及びこどもの貧困についても増加傾向にあるなど、こどもを取り巻く状況はますます深刻になっており、複雑化する問題に対し、社会全体として包括的にこどもを支える取組が求められています。

このような状況を踏まえ、国はこども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として令和5年4月に「こども基本法」を施行し、あわせて強い司令塔機能を有する「こども家庭庁」を設置しました。また、同年12月には、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を掲げる「こども大綱」が閣議決定されました。

本市においては、安心して子どもを産み育てられる地域づくりの推進のため、令和2年3月に「第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、本市の実情に応じた質の高い教育・保育の提供及び地域における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ積極的に進めてまいりました。

今回、現計画における成果と課題を踏まえつつ、本市の現状、新たな事業等を反映した後継計画の役割を担うとともに、「こども大綱」等を勘案し、こどもや子育て世帯等の意見を幅広く聴取・反映させ、本市における少子化対策や、貧困対策及び子ども・若者育成支援の推進をはじめとした様々なこども施策を展開するための総合的な計画として「霧島市こども計画」を策定しました。

本計画を推進することで、次世代を担う社会の宝であるこども・若者が希望ある未来に向けて自分らしく健やかに成長し、幸せを感じることができるよう、こども・若者や子育て家庭に寄り添い、共に育ち合える地域社会を目指して全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見やご提言をいただきました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、各種調査やパブリックコメントを通じてご協力いただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

霧島市長 中重 真一

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置付け	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の対象	5
5. 計画の策定体制	6
第2章 霧島市のこどもと家庭を取り巻く状況	9
1. データからみえるこどもと家庭を取り巻く状況	10
2. アンケート調査結果からみえるこどもと家庭を取り巻く状況	19
3. こども・若者の意見聴取	57
4. 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画の振り返り	58
5. 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画の数値目標の点検・評価	63
6. 課題の整理	68
第3章 計画の基本的な考え方	73
1. 計画の基本理念	74
2. 計画の基本目標	75
3. 計画の体系	76
第4章 施策の展開	77
基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る	78
基本方針1. こども・若者の権利の保障	78
(施策1) こども・若者の権利の擁護	
(施策2) こども・若者の意見表明・社会参画の促進	
(施策3) ヤングケアラーへの支援	
基本方針2. こども・若者の安全と安心の確保	80
(施策1) こども・若者の自殺対策	
(施策2) 性犯罪・性暴力対策	
(施策3) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	
(施策4) 安心・安全な通学路等の確保、環境整備	
基本方針3. 児童虐待防止など要保護児童等対策	82
(施策1) 発生予防、早期発見、早期対応等	
(施策2) 関係機関との連携及び相談体制の充実	
(施策3) 社会的養護施設等との連携	

基本目標 2	こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実	84
基本方針 1.	安心・安全な妊娠・出産への支援の充実	84
(施策 1)	妊産婦の健康管理への支援	
(施策 2)	妊産婦への切れ目のない支援	
基本方針 2.	小児保健医療の充実	85
(施策 1)	予防接種の実施率の向上	
(施策 2)	緊急時に対応するための家庭での対策	
基本方針 3.	発達支援等が必要なこどもと家庭への支援	86
(施策 1)	疾病・障害の早期発見と専門的な医療等の提供	
(施策 2)	幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上	
(施策 3)	教育・保育施設等での障がい児や医療的ケア児の受け入れ推進	
(施策 4)	経済的な支援の充実	
(施策 5)	特別支援教育の充実	
基本目標 3	こども・若者の育ちを支える	89
基本方針 1.	子育て支援サービスの充実	89
(施策 1)	幼児期の教育・保育の提供	
(施策 2)	多様な保育サービスの提供	
(施策 3)	経済的な支援の充実	
(施策 4)	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	
(施策 5)	子育て支援に重点をおいた健診や相談の充実	
(施策 6)	子育て支援情報の提供	
(施策 7)	外国人家庭の幼児等への支援・配慮	
基本方針 2.	教育・保育施設の充実	92
(施策 1)	保育・幼児教育を担う人材の確保	
(施策 2)	認定こども園への移行に対する支援	
(施策 3)	適正な集団規模の確保	
(施策 4)	幼稚園教諭・保育士等のための研修支援及び実施	
(施策 5)	幼児教育アドバイザー等の確保	
(施策 6)	教育・保育施設と家庭等の連携の推進	
基本方針 3.	こども・若者の健康づくり	94
(施策 1)	生活習慣の形成、定着	
(施策 2)	遊びや体験活動の推進	
(施策 3)	食育の推進	
基本方針 4.	若者の自立支援	96
(施策 1)	高等教育の修学支援	
(施策 2)	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	

基本方針 5. こどもの貧困の解消に向けた対策	97
(施策 1) 教育の支援	
(施策 2) 生活の安定に資するための支援	
(施策 3) 保護者の就労支援	
(施策 4) 経済的な支援の充実	
基本方針 6. ひとり親家庭への自立支援	98
(施策 1) 各事業の利用の際の配慮	
(施策 2) 就業支援	
(施策 3) 経済的な支援の充実	
基本目標 4. こども・若者にやさしい社会づくり	100
基本方針 1. 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現	100
(施策 1) 育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	
(施策 2) 仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備	
(施策 3) 男性の家事・育児参画の促進	
(施策 4) 共働き、共育ての支援	
基本方針 2. 結婚を希望する人への支援	102
(施策 1) 出会いの機会・場の創出支援	
(施策 2) 結婚に伴う新生活への支援	
基本方針 3. 子育て家庭を支え、見守る環境づくり	103
(施策 1) 地域で子育てを応援する環境づくり	
(施策 2) 地域の子育て支援ネットワークの構築	
基本方針 4. 安全で安心して過ごすことができる居場所づくり.....	104
(施策 1) こどもの居場所・遊び場づくり	
(施策 2) 不登校のこども等への支援の充実	
成果指標	105
第 5 章 子ども・子育て支援事業の提供体制	107
1. 教育・保育の提供区域の設定	108
2. 保育の必要性の認定	112
3. 給付対象としての認可と確認	113
4. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保.....	113
5. 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	115
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容.....	116
7. 放課後児童クラブ施設整備の取組	135
8. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保	136
9. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携.....	137
10. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する 施策との連携	140

第6章 計画の推進に向けて	141
1. 推進体制	142
2. 計画の進行管理	142
資料編	143
1. 霧島市子ども・子育て会議条例	144
2. 霧島市子ども・子育て会議委員名簿	145
3. 用語解説（50音順）	146

文中の用語に「*」を付しているものは、用語解説を資料編に記載しています。

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

2. 計画の位置付け

3. 計画の期間

4. 計画の対象

5. 計画の策定体制



第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子化が進む中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、こどもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、こどもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような子育てに関する社会的背景のもと、わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法*」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務付けなど、様々な取組を展開してきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」との考えを基本に、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

本市では、平成27年に「霧島市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前のこどもの一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、こども・若者を取り巻く環境はめまぐるしく変化してきており、その結果、ひきこもりや若年無業者（ニート）といった若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの諸問題が深刻化・長期化しています。

このような状況の中で、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。また、同法の施行を受けて、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援大綱、子供の貧困対策大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして「こども大綱」が策定されました。

このようなことから、本市では、このたび「第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了するため、「第3期霧島市子ども・子育て支援事業計画」を包含し、国が策定した「こども大綱」、鹿児島県が策定した都道府県こども計画「かごしま子ども未来プラン2025」を勘案した、「霧島市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のない子ども・子育て支援環境及び若者支援の充実に取り組みます。

■近年の子ども施策に関する国の動向

年月日	法令等の動き	主な内容
令和5年 4月1日	子ども家庭庁の創設	子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として創設
	「子ども基本法」の施行	市町村は、子ども大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう努力義務が課せられる（第10条）
令和5年 6月2日	子どもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ	「リスクの早期発見」、「適格な対応」、「要因分析」により、「子どもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和5年 12月22日	子ども大綱 閣議決定	「子どもまんなか社会」～全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	子ども未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～ 3つの基本理念 (1) 若い世代の所得を増やす (2) 社会全体の構造・意識を変える (3) 全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン) 閣議決定	全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上
	子どもの居場所づくりに関する指針の策定	4つの基本的な視点 【ふやす】多様な子どもの居場所がつくられる 【つなぐ】子どもが居場所につながる 【みかく】子どもにとって、より良い居場所となる 【ふりかえる】子どもの居場所づくりを検証する
令和6年 4月1日	「改正児童福祉法」の施行	子ども家庭センターの設置(児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関) 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設
令和6年 6月5日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「子ども誰でも通園制度」の運用開始 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和6年 6月26日	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名の変更(「子どもの貧困の解消に向けた対策推進法」に変更) 将来の子どもの貧困を防ぐこと等が新設

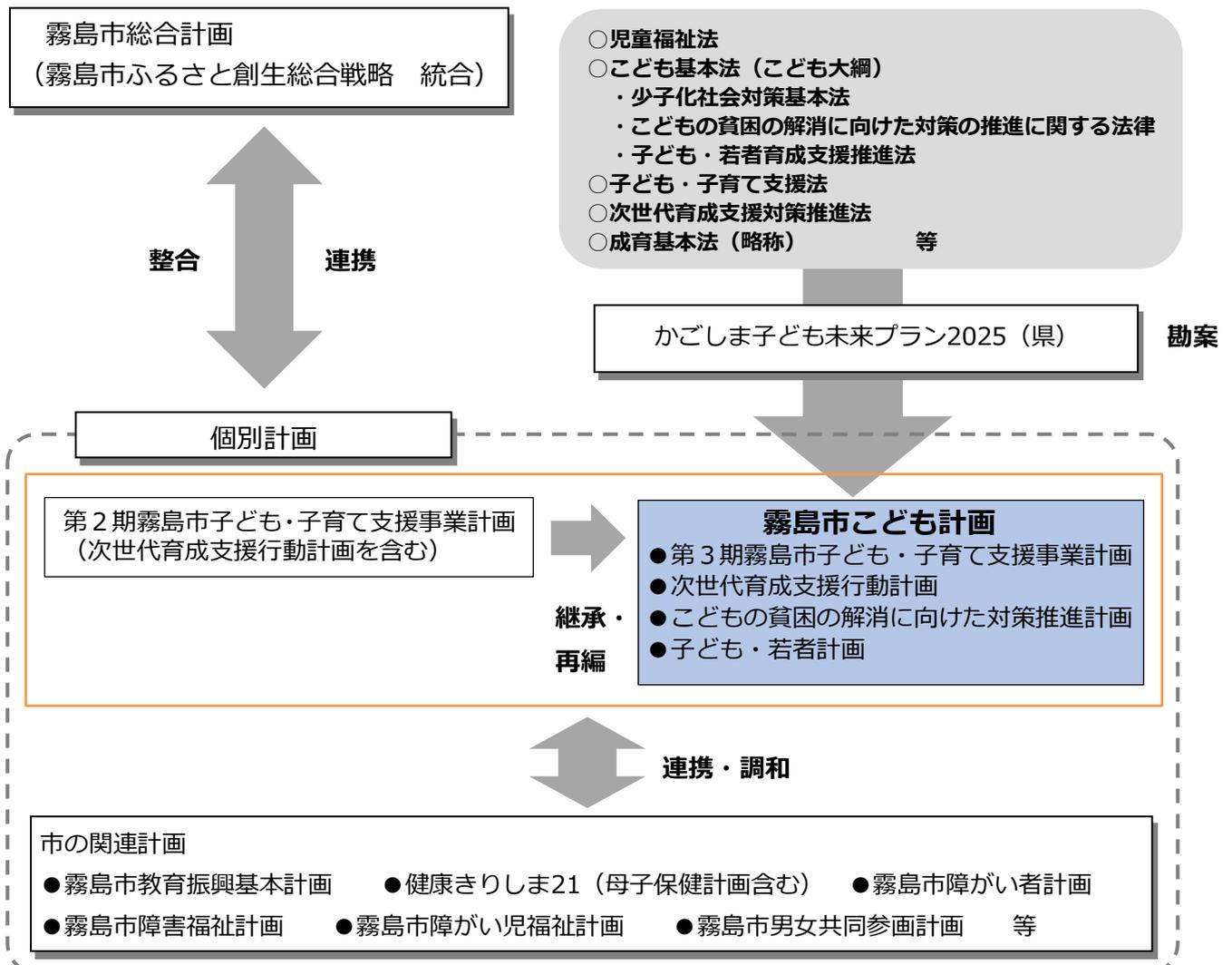
2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」と一体的に策定します。

また、本計画は、国が策定した「こども大綱」と、鹿児島県が策定した都道府県こども計画「かごしま子ども未来プラン2025」を勘案し策定しており、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置付けることとしています。

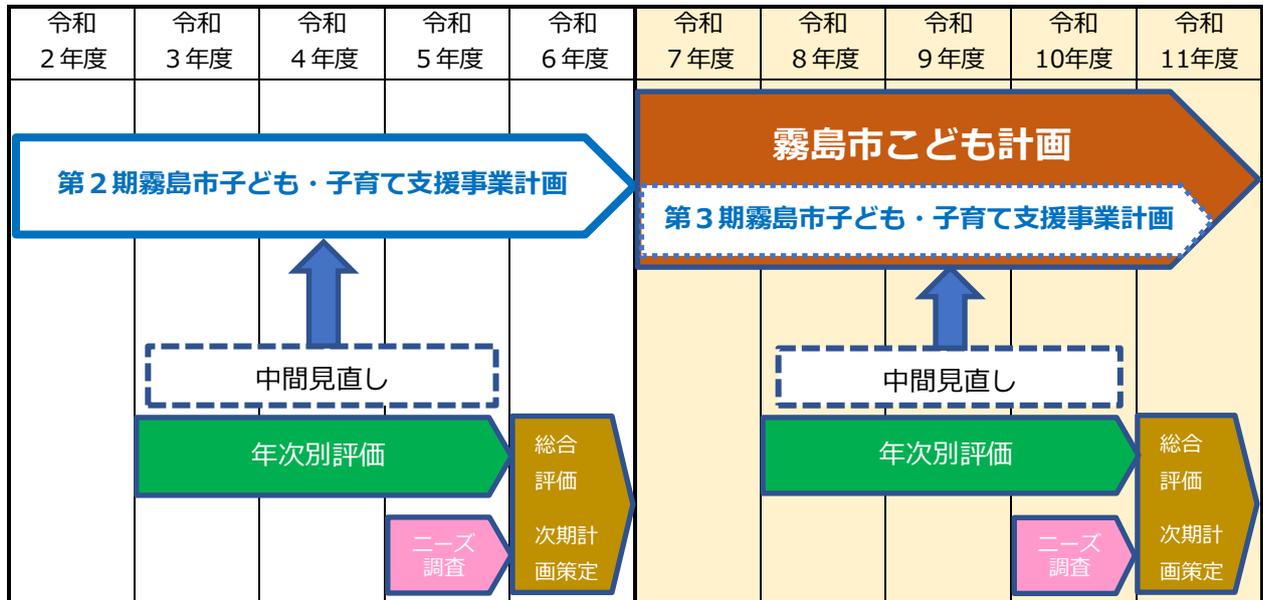
さらに、本計画は、「霧島市総合計画」のこども・子育て施策分野の個別計画であるとともに、「霧島市教育振興基本計画」や「霧島市障がい者計画」など関連する他の計画と整合性を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画です。

◆上位・関連計画、根拠法



3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援事業計画が5年ごとに策定するものとされていることから、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



4. 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者（0歳から概ね30歳未満、施策によっては40歳未満）及び子育て世帯（妊娠・出産期を含む）とします。また、取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者など全ての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

※こども・若者に関する呼称について

こども基本法第2条では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、こどもに対する施策を切れ目なく提供することができるよう、年齢の上限を設けていません。しかしながら、こうした語の定義が一般的に広く理解されているとはいえ、こども大綱においても「こども」と「こども・若者」という呼称が混在しています。

こうした状況を踏まえ、本計画においては、18歳到達後最初の3月31日までの者を指す場合は「こども」、思春期・青年期の年齢に当たる者を指す場合は「若者」、両者を合わせて指す場合は「こども・若者」という呼称を用いることとしています。なお、「こども」と「若者」は一部重複します。

<参考> 各種法令による年齢区分

法令等	呼称	年齢区分の定義
子ども・子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
こども大綱	若者	思春期、青年期

※思春期…中学生年代から概ね18歳まで

※青年期…概ね18歳以降から概ね30歳未満、施策によっては40歳未満

5. 計画の策定体制

(1) 霧島市子ども・子育て会議の開催

本計画の策定に当たり、幅広い分野からの意見を踏まえ子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「霧島市子ども・子育て会議」を開催し、協議を行いました。

開催時期		協議内容
第1回	令和6年5月30日	・霧島市こども計画の概要について ・子ども・子育て支援のためのニーズ調査結果について ・計画策定に向けた取組状況について 等
第2回	令和6年7月25日	・ニーズ調査結果分析について ・計画策定に向けた取組状況について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について
第3回	令和6年8月22日	・各種アンケート調査結果について ・ワークショップの結果について ・計画骨子（体系）案について
第4回	令和6年10月30日	・計画素案について（第1章～第3章） ・パブリックコメント*の実施について
第5回	令和6年11月19日	・計画素案について（第4章～第6章） ・量の見込み、確保方策について
第6回	令和7年2月13日	・パブリックコメントの結果について ・計画案の承認について ・教育・保育施設の定員設定等について

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、子育て世帯の生活実態や子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、①～④のアンケート調査を実施しました（調査結果の概要は第2章に掲載）。

①子ども・子育て支援のためのニーズ調査

調査期間	令和6年3月22日～4月12日
調査対象者	市内在住の就学前・小学生児童の保護者より無作為抽出
調査方法	郵送による配布、回収及びWeb回答
配布数	①就学前児童の保護者 1,800件 ②小学校就学児童の保護者 1,700件
回答数（率）	①就学前児童の保護者 688件（38.2%） （内訳）郵送回収 365件（20.3%） Web回答 323件（17.9%） ②小学校就学児童の保護者 667件（39.2%） （内訳）郵送回収 369件（21.7%） Web回答 298件（17.5%）

②こどもの生活に関するアンケート調査

調査期間	令和6年4月26日～5月17日
調査対象者	市内の小・中学校に在籍する小学5年生と中学2年生全員とその保護者
調査方法	学校を通じた配布・回収
配布数	保護者及び児童生徒 2,435世帯 4,870件 (内訳) 小学5年生 1,211世帯 中学2年生 1,224世帯
回答数(率)	保護者合計 1,978件 (81.2%) 児童生徒合計 1,966件 (80.7%) (内訳) 小学5年生 1,013件 (83.6%) 中学2年生 953件 (77.8%)

③若者の少子化等に対する意識調査

調査期間	令和6年6月28日～7月31日
調査対象者	市内在住の15～29歳の人(中学生を除く)より無作為抽出
調査方法	郵送による配布、Web回答
配布数	2,000件
回答数(率)	401件(20.1%)

④教育・保育施設等調査

調査期間	令和6年5月2日～5月15日		
調査対象施設	①就学前教育・保育施設 ④中学校	②放課後児童クラブ ⑤特別支援学校	③小学校
調査方法	連絡用メールによる配布・回収		
配布数	①85件 ④13件	②58件 ⑤1件	③34件
回答数(率)	①63件(74.1%) ④13件(100%)	②49件(84.5%) ⑤1件(100%)	③34件(100%)

(3) こども・若者の意見聴取

霧島こどもみらいサミット（ワークショップ）

実施日	令和6年8月3日
実施会場	霧島市役所 別館4階大会議室
参加者数	30名（市内の高校～大学に通う学生）
実施方法	・5名×6グループによるワークショップ方式 ・ファシリテーターを配置し、テーマに沿って意見交換後、発表
テーマ	各テーマに対して2グループを充てる ①男性が育児に関わりやすくするには？（A、B） ②若い世代が結婚するきっかけづくりとは？（C、D） ③若者が住みたいと思える魅力あるまちとは？（E、F）
内容	(1) ワークショップの進め方・自己紹介 (2) グループワーク（第1部） (3) 霧島市の現状について (4) グループワーク（第2部） (5) 発表 (6) アンケート

(4) パブリックコメントの実施

本計画案を広報誌やホームページ等で広く公表し、市民からの意見募集を行いました。

募集期間	令和6年12月5日～12月25日
意見提出者	7人
意見の件数	20件

第2章 霧島市のこどもと家庭を取り巻く状況

1. データからみえるこどもと家庭を取り巻く状況
2. アンケート調査結果からみえるこどもと家庭を取り巻く状況
3. こども・若者の意見聴取
4. 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画の振り返り
5. 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画の数値目標の点検・評価
6. 課題の整理



第2章 霧島市のこどもと家庭を取り巻く状況

1. データからみえるこどもと家庭を取り巻く状況

(1) 人口の動向

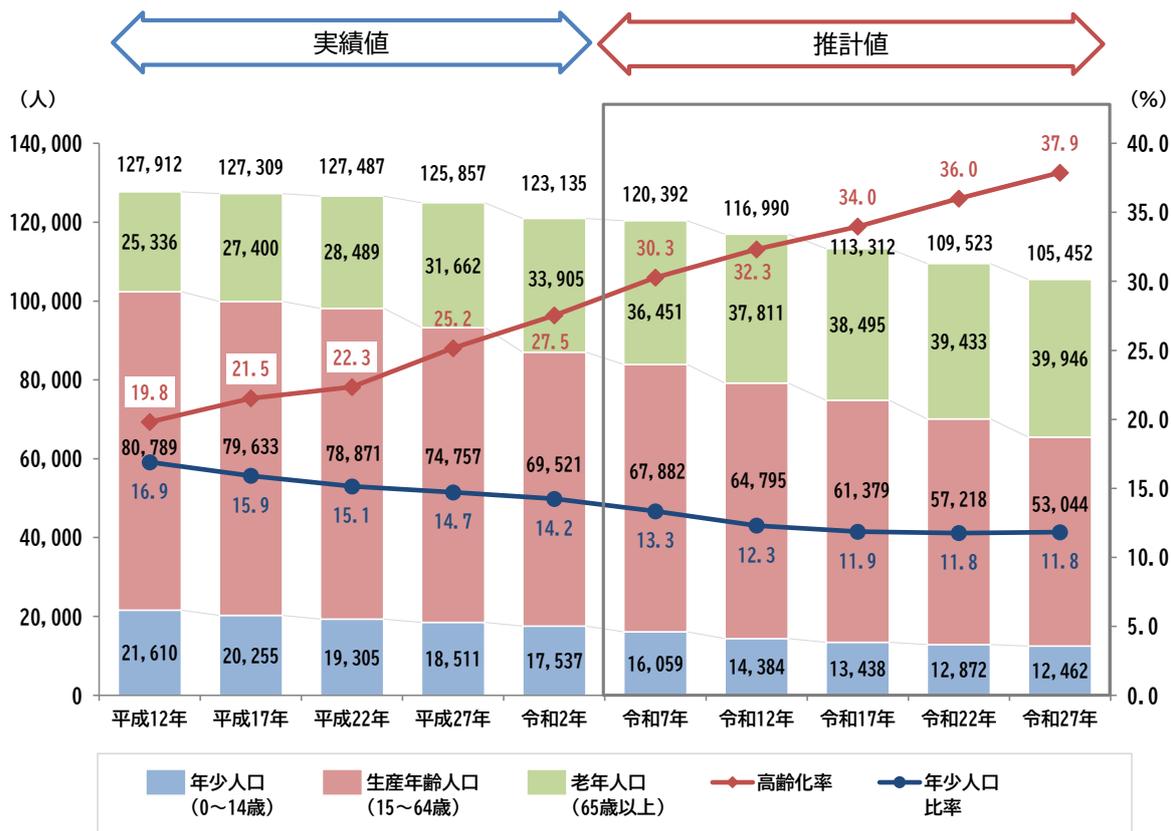
① 総人口の推移と構成

本市の人口は年々減少しており、令和2年の国勢調査によると123,135人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少傾向にある一方、老年人口は、増加傾向となり、今後もこの傾向は続くと思われ、令和27年には11.8%まで低下することが予想されます。

年少人口比率は、近年14%台で推移しており、今後も低下していくことが見込まれ、令和27年には11.8%まで低下することが予想されます。

また、令和6年の人口ピラミッドをみると、0～4歳及び20～34歳の層の人口が少なく、65～74歳の層が最も多いことから、さらに少子高齢化が加速することが見込まれています。

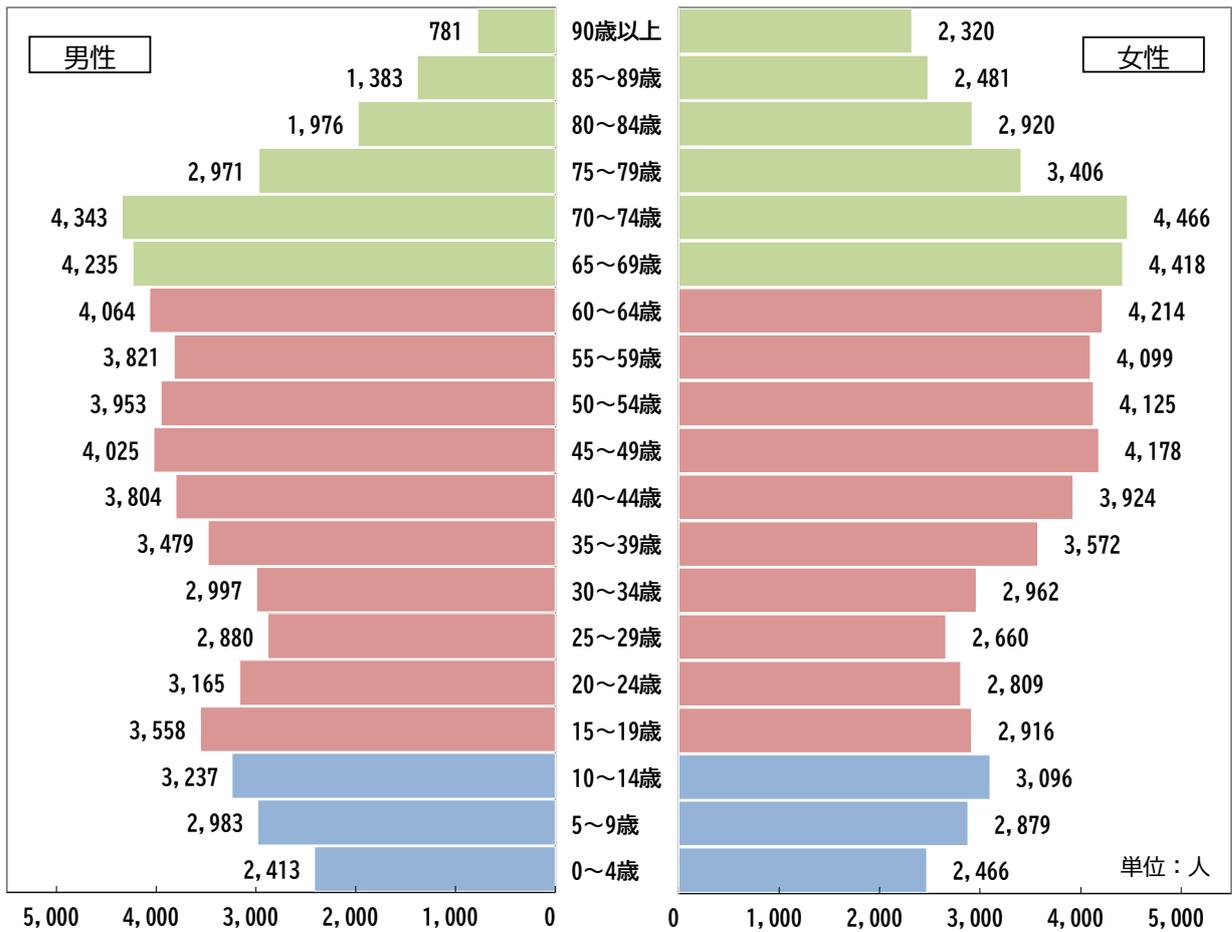
■ 人口の推移



※実績値の総数は年齢不詳を含む。

資料：国勢調査（平成12年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～令和27年）

■人口ピラミッド

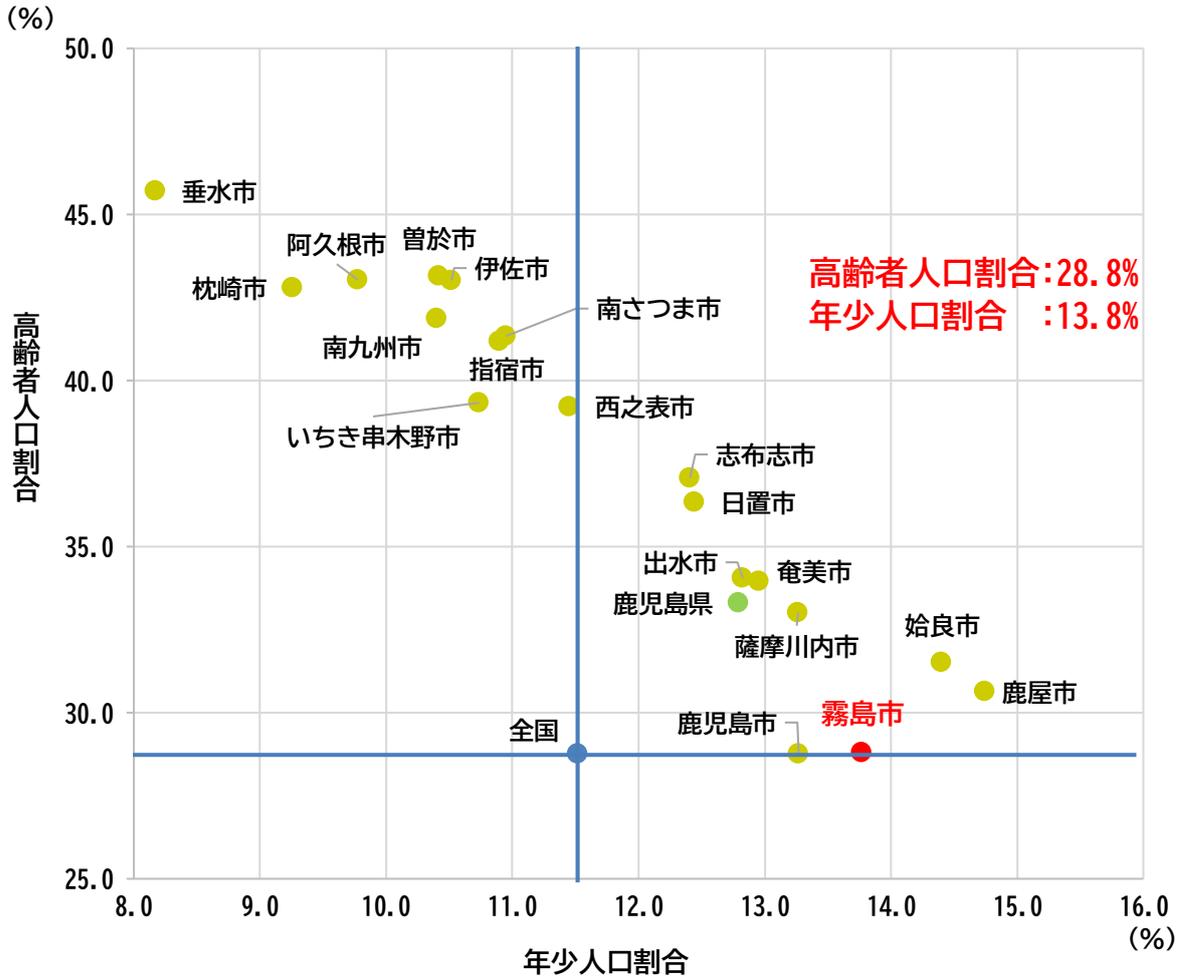


出展：住民基本台帳（令和6年1月1日）

② 少子高齢化の状況

本市の少子高齢化の状況を見ると、令和6年の年少人口割合は13.8%であり、全国、鹿児島県より高くなっています。一方、本市の高齢者人口割合は、年少人口割合の数値の2倍を上回っており、少子高齢化の傾向がみられます。

■ 高齢者人口割合と年少人口割合

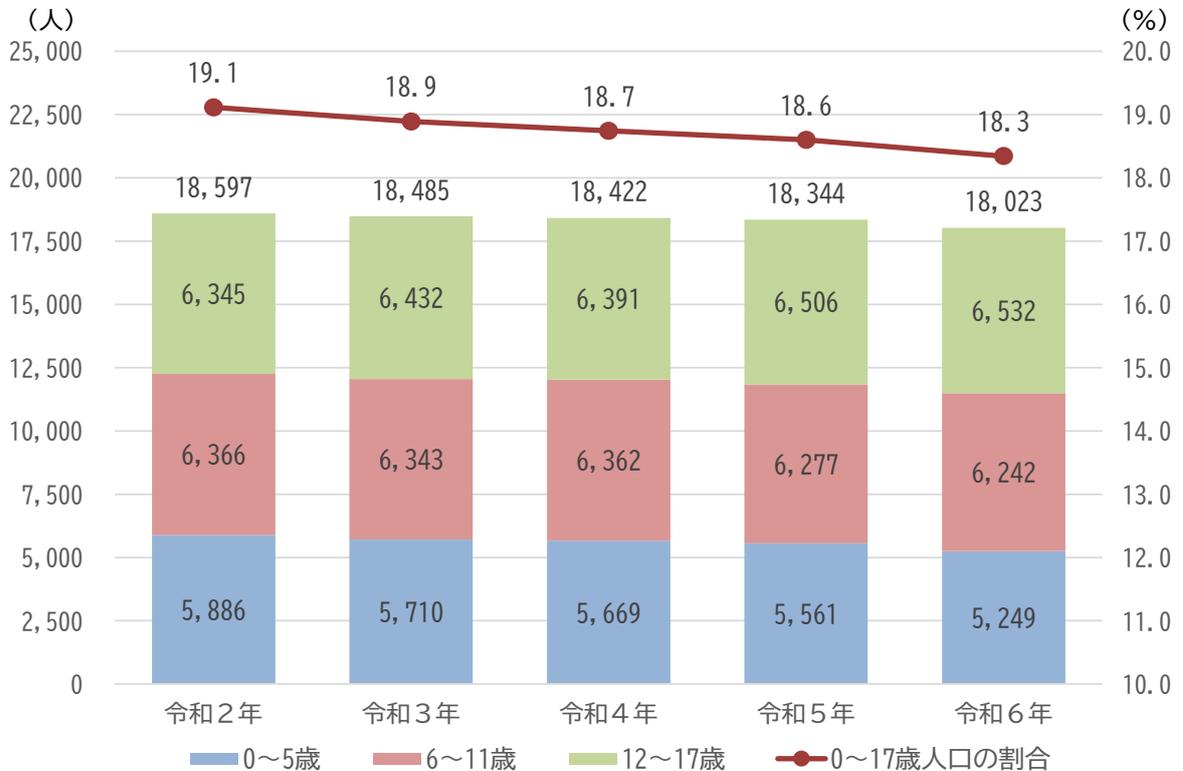


出展：住民基本台帳（令和6年1月1日）

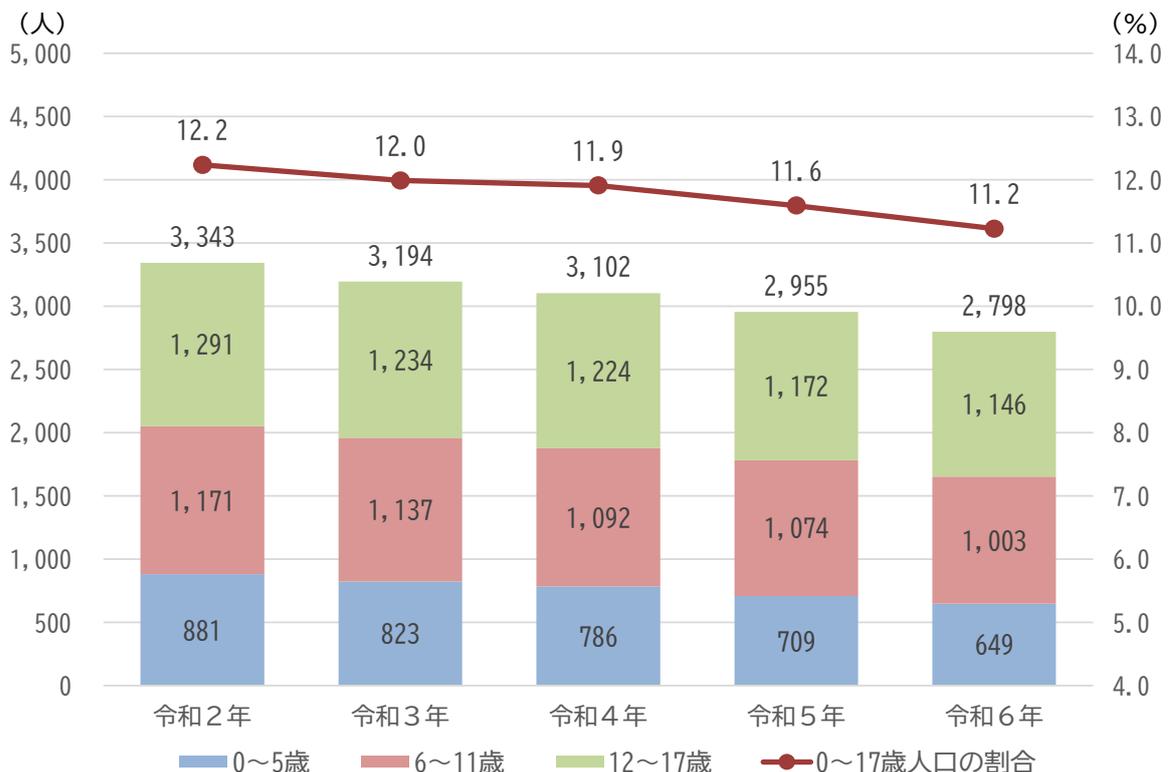
③地区別人口の推移と構成

地区別の0歳から17歳の人口の推移をみると、市全体において減少しています。

i) 国分・隼人地区



ii) 溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区

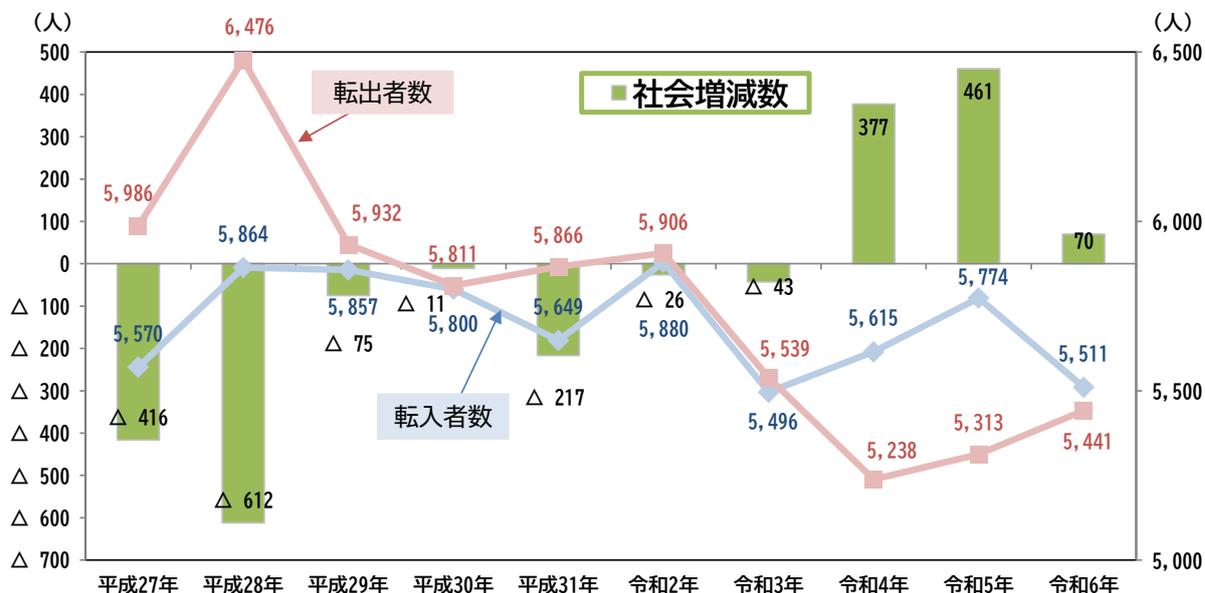


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

④ 転入・転出者数の推移（社会増減）

令和3年までは転出者数が転入者数を上回っていましたが、令和4年以降は転入超過を維持しています。

■ 転入者・転出者の推移



資料：住民基本台帳

⑤ 出生・死亡数の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、各年において死亡数が出生数を上回っています。出生数は、減少傾向にあり、令和3年以降は1,000人を下回っています。一方、死亡数は増加傾向にあり、令和6年は1,631人と急増しています。

■ 出生・死亡の推移



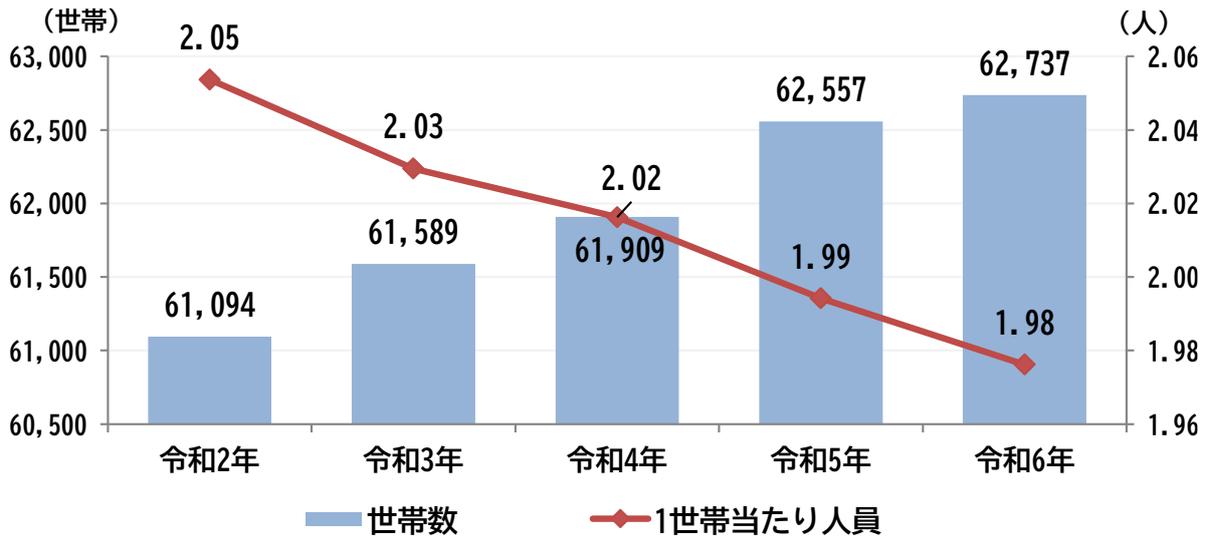
資料：住民基本台帳

(2) 世帯数の動向

① 世帯数の推移

本市の世帯数は年々増加しており、令和6年では62,737世帯となっています。1世帯当たり人員数については、減少傾向にあり、令和6年においては1.98人となっています。

■ 世帯数及び1世帯当たり人員数の推移

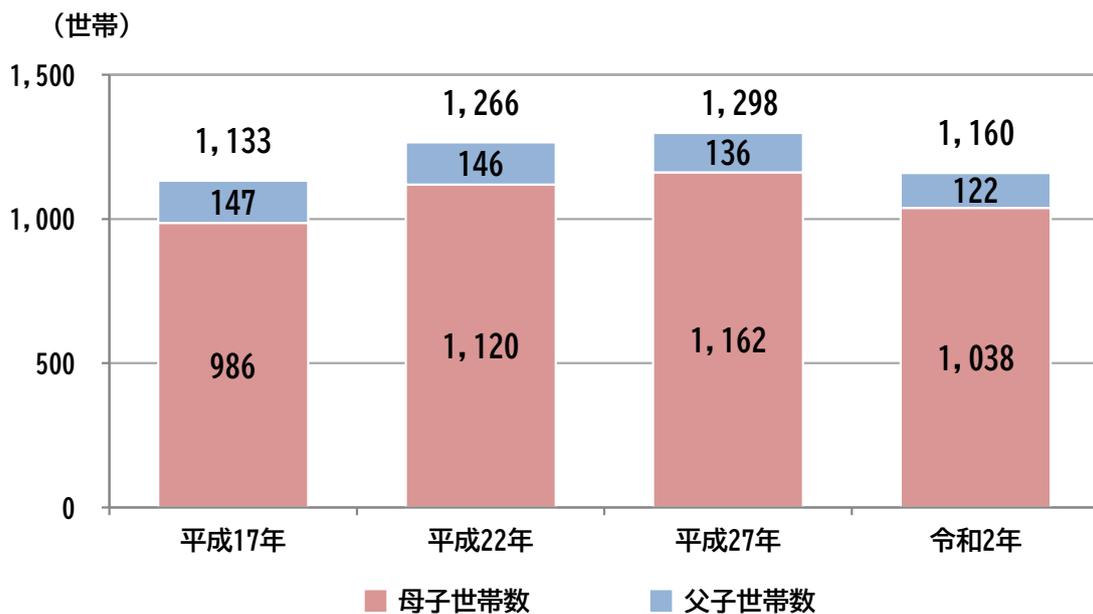


資料：住民基本台帳（各年1月1日）

② ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数は1,100～1,300世帯で推移し、令和2年では1,160世帯となっています。

■ ひとり親世帯の推移



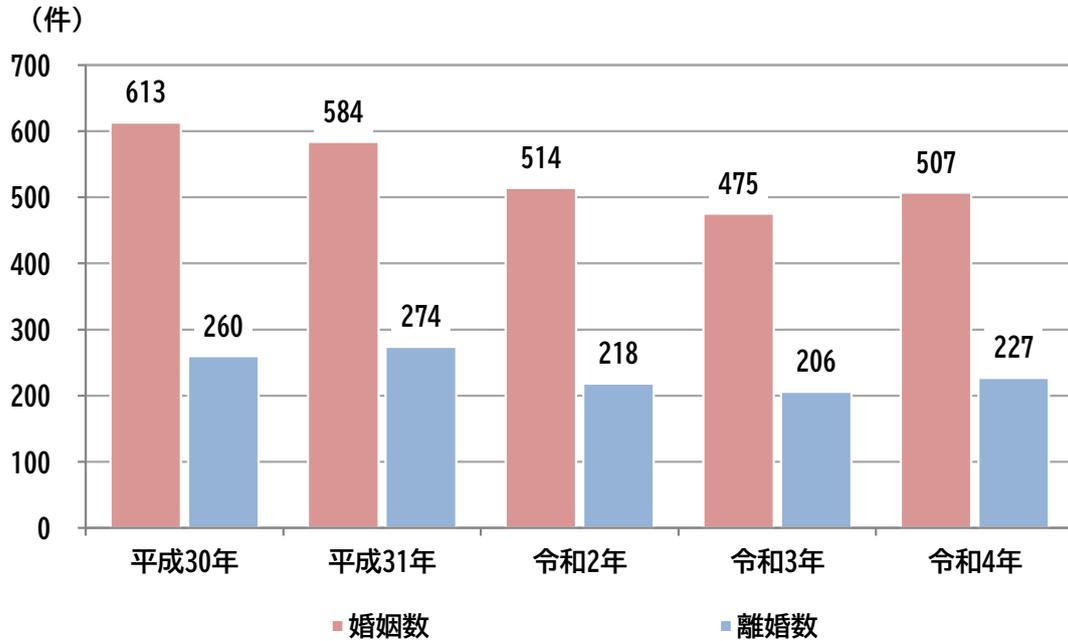
資料：国勢調査

(3) 婚姻の状況、合計特殊出生率の推移

① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は減少傾向、離婚件数は200件台で推移しています。

■ 婚姻・離婚件数の推移

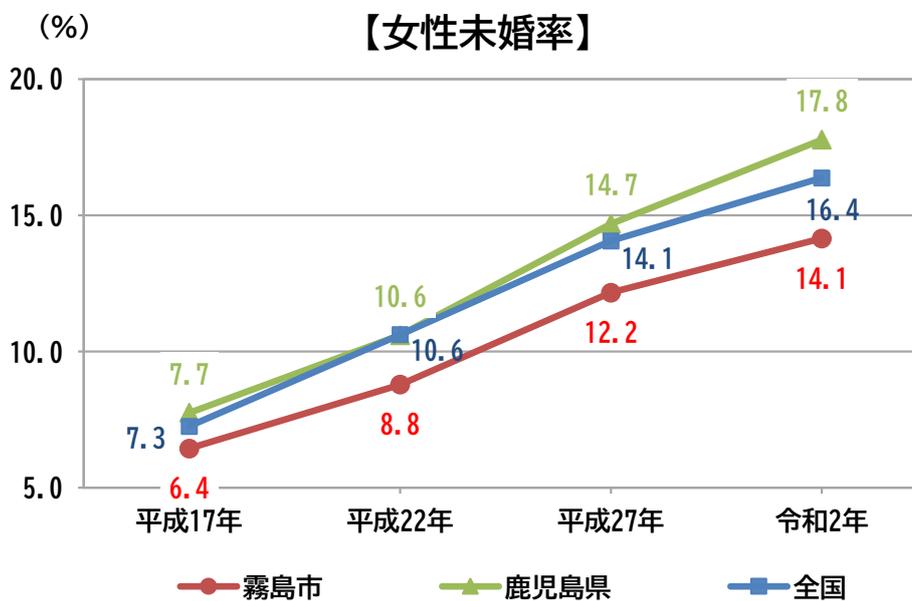
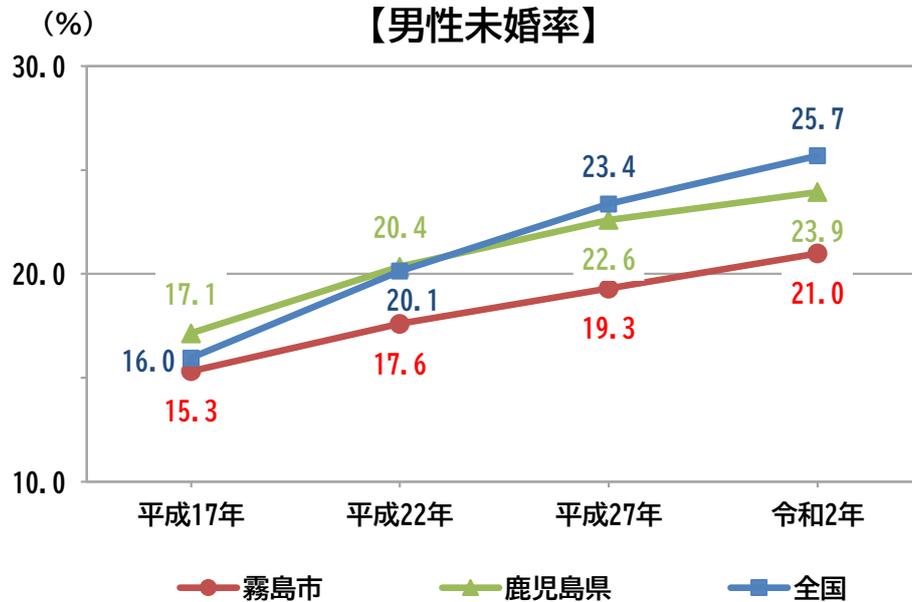


資料：鹿児島県人口動態統計

②未婚率の推移

50歳時の未婚率は、男女ともに年々上昇しており、令和2年で男性が21.0%、女性が14.1%となっています。これを全国、県と比較すると低くなっています。

■未婚率の推移



※配偶関係未詳を除く人口に占める構成比（外国人を含む総人口ベース）。

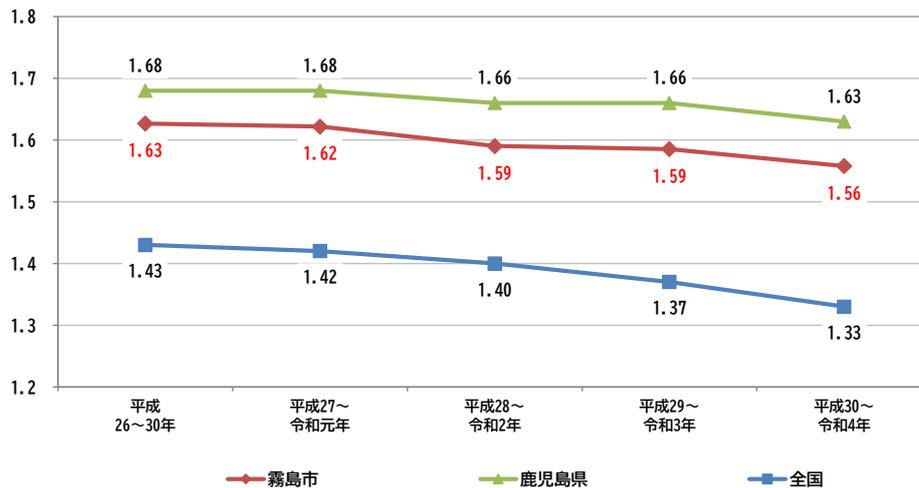
※50歳時の未婚率は「生涯未婚率」と呼ばれる（45～49歳と50～54歳未婚率の平均値）。

資料：国勢調査

③合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、各年において本市は全国の平均値を上回っているものの、県の平均値を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



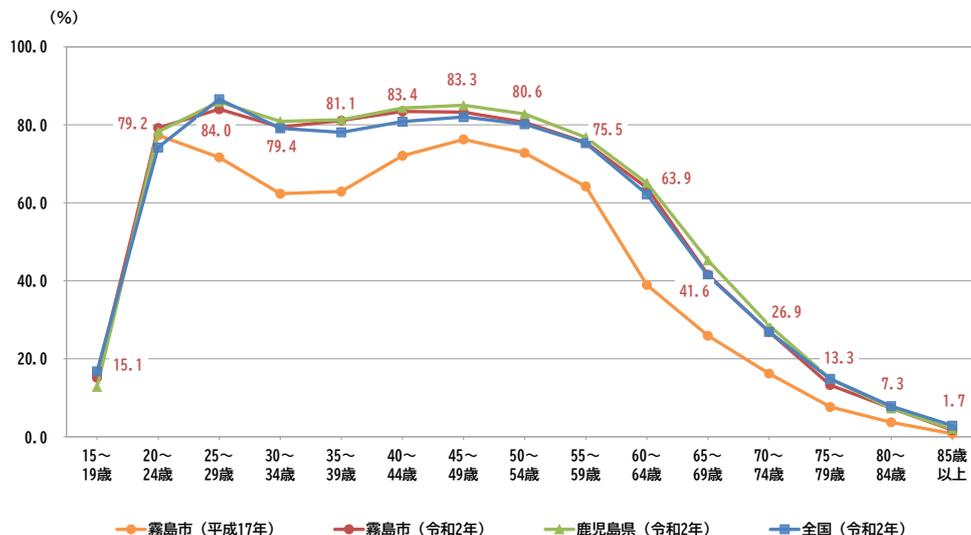
資料：女性人口（住民基本台帳各年1月1日時点）、出生数（鹿児島県人口動態総覧）

※合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としている。

（4）就労の状況

令和2年の女性の労働力率の状況をみると、15年前と比較して全ての年齢層において労働力率が高くなっています。また、本市の女性の労働力率は全国平均と概ね同じとなっています。

■女性の労働力率



資料：国勢調査

2. アンケート調査結果からみえるこどもと家庭を取り巻く状況

(1) 子ども・子育て支援のためのニーズ調査

本計画を策定するに当たり、必要な子育て支援事業の現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、その内容を本計画に反映させることを目的に実施しました。

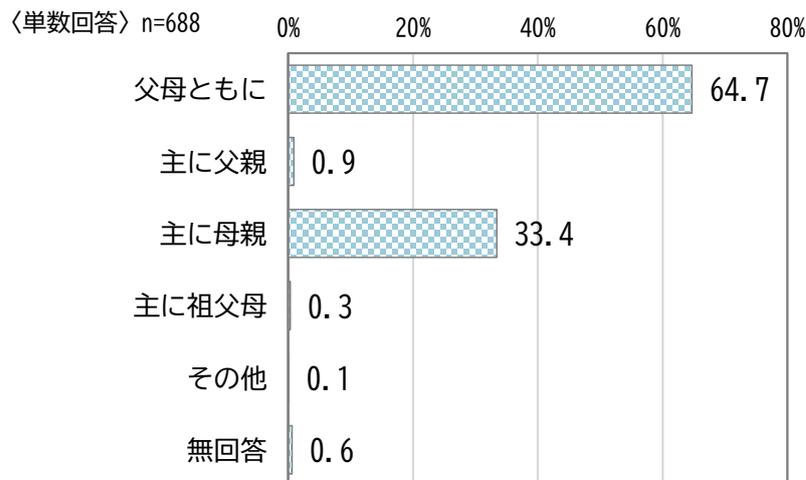
なお、掲載されている比率は、小数点以下第2位を四捨五入しており、合計が100.0%とならない場合があります。

調査対象：小学校就学前のお子さんの保護者

①子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人については、「父母ともに」が64.7%と最も高く、次いで「主に母親」が33.4%の順となっています。

調査結果を前回（平成30年度）調査時と比較すると、「父母ともに」が6.7ポイント増加（前回調査時58.0%）し、「主に母親」が6.9ポイント減少（前回調査時40.3%）したものの、前回調査時と同様、母親が主に子育てを担っていることがわかります。

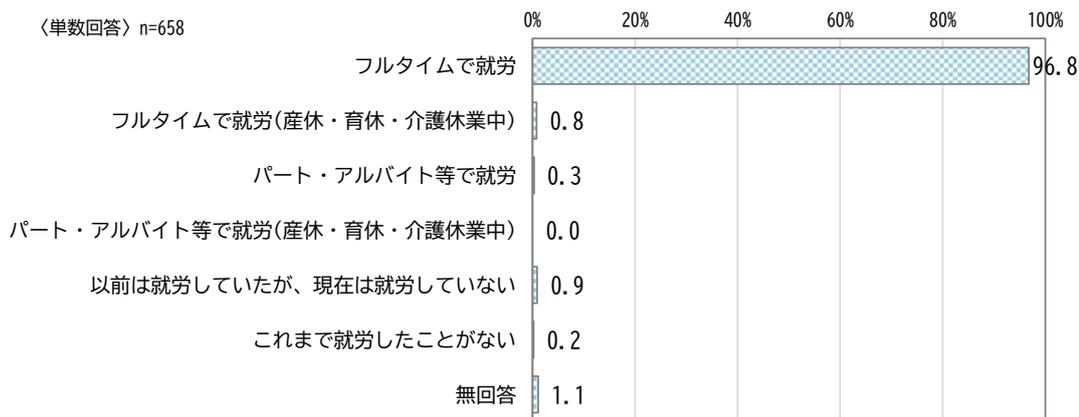


②保護者の就労状況

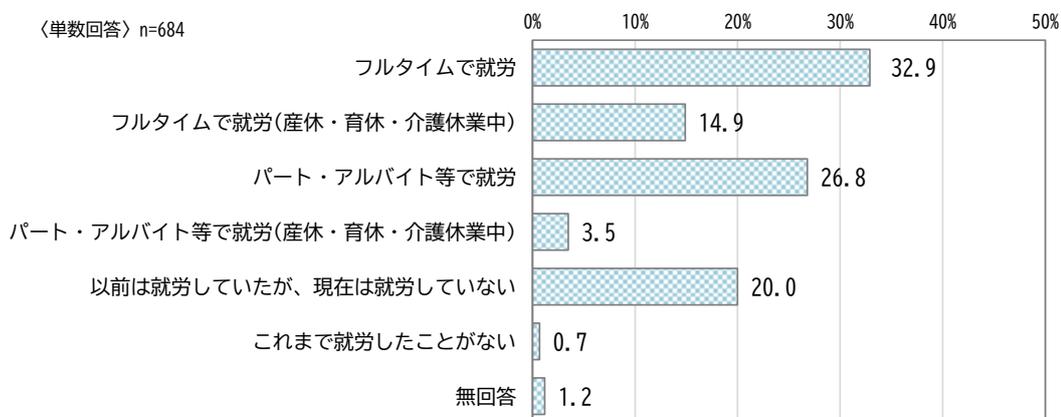
保護者の現在の就労状況は、父親は「フルタイムで就労」が96.8%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が0.9%、母親は「フルタイムで就労」が32.9%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労」が26.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が20.0%の順となっています。

母親の就労状況について、前回調査時と比較すると、就労している母親が6.9ポイント増加し78.1%（前回調査時71.2%）となり、この5年間で就労している母親が増加していることがわかります。また、「フルタイムで就労」している母親は前回より6.8ポイント増加し、32.9%（前回調査時26.1%）となっています。

■ 父親



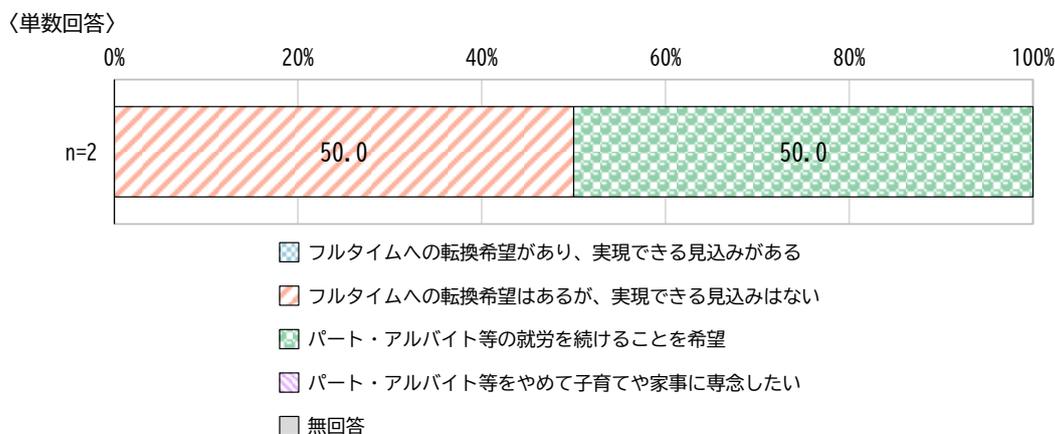
■ 母親



③ 保護者のフルタイムへの転換希望

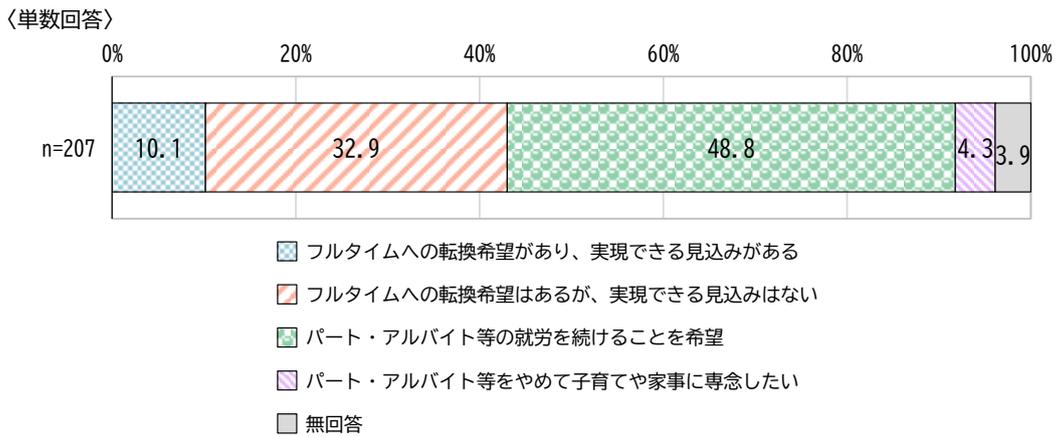
フルタイムへの転換希望は、母親は「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が48.8%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が32.9%の順となっています。

■ 父親 (参考)



※回答数が少ないため、参考値として扱う

■ 母親



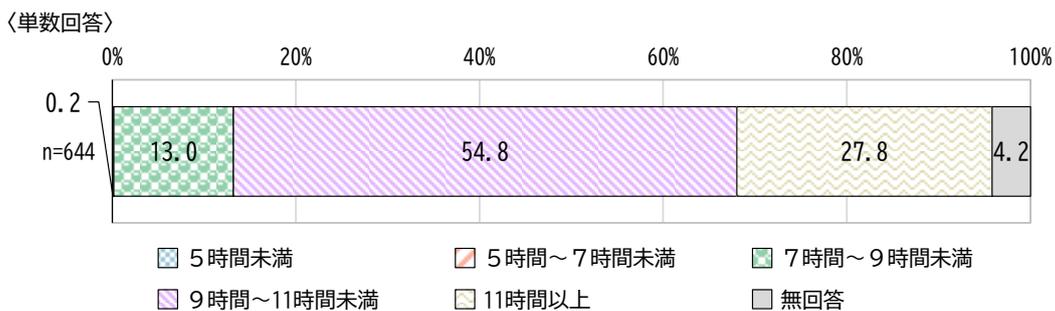
④ 就労している保護者の平均的な1日当たりの就労時間

父親の平均的な1日当たりの就労時間は、「9時間～11時間未満」が54.8%と最も高く、次いで「11時間以上」が27.8%、「7時間～9時間未満」が13.0%の順となっており、「9時間以上」が全体の82.6%を占めており、長時間労働が多くみられることも、母親が主に子育てを担っている一つの理由として考えられます。

母親の平均的な1日当たりの就労時間は、「7時間～9時間未満」が41.0%と最も高く、次いで「9時間～11時間未満」が30.5%、「5時間～7時間未満」が15.0%の順となっています。

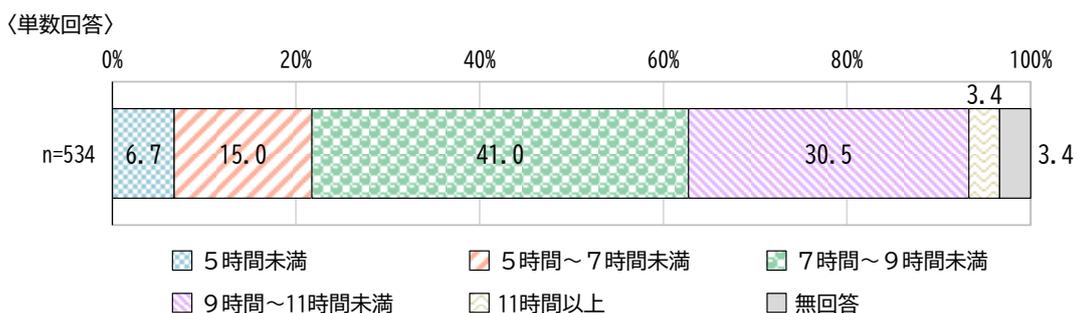
母親の就労時間について、前回調査時と比較すると、9時間以上の就労が9.7ポイント減少し33.9%（前回調査時43.6%）、「7時間～9時間未満」の就労が8.9ポイント増加し41.0%（前回調査時32.1%）となっています。

■ 父親



※0.2% = 「5時間未満」の回答割合

■ 母親



⑤就労していない保護者の就労意向

母親の就労意向は、78.8%（前回調査時79.2%）と高い割合となっています。そのうち「1年より先、一番下のこどもが〇〇歳になった頃に就労したい」が38.0%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に、パートタイム、アルバイト等で就労したい」が34.5%の順となっています。

また、「一番下のこどもが何歳になった頃に就労したか」は、「3歳～5歳」が50.0%と最も高く、次いで「3歳未満」が29.6%の順となっています。

「パート等の希望日数・時間」は、希望日数は「4日」が54.0%と最も高く、次いで「3日以内」が26.0%、希望時間は「5時間～7時間未満」が56.0%と最も高く、次いで「5時間未満」が40.0%の順となっています。

■父親（参考）

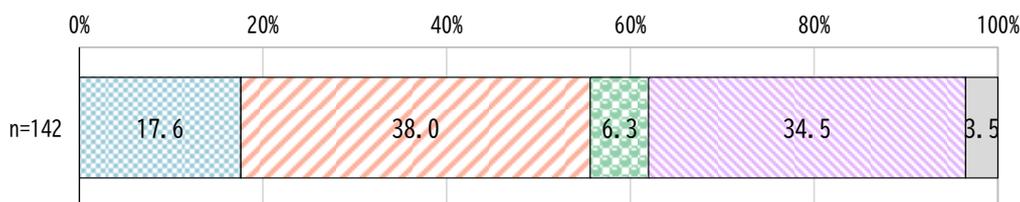
〈単数回答〉



- 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
- 1年より先、一番下のこどもが〇〇歳になった頃に就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に、フルタイムで就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に、パートタイム、アルバイト等で就労したい
- 無回答

■母親

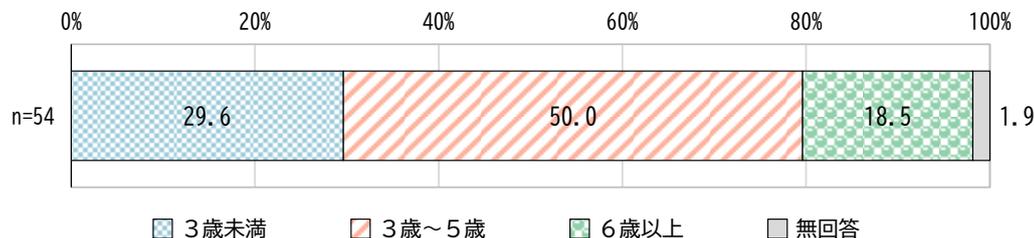
〈単数回答〉



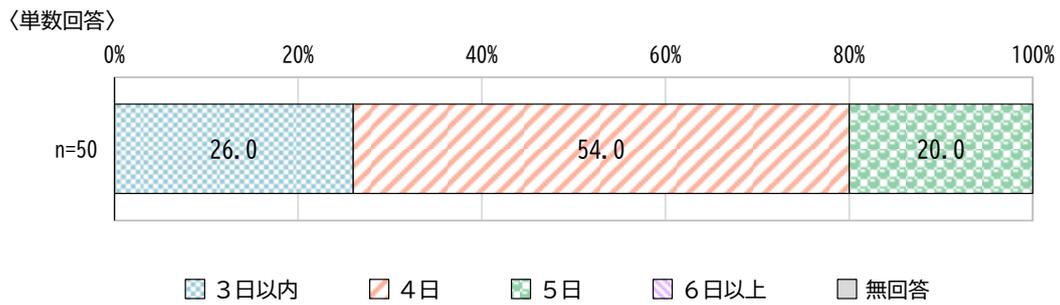
- 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
- 1年より先、一番下のこどもが〇〇歳になった頃に就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に、フルタイムで就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に、パートタイム、アルバイト等で就労したい
- 無回答

■一番下のこどもが何歳になった頃に就労したいか

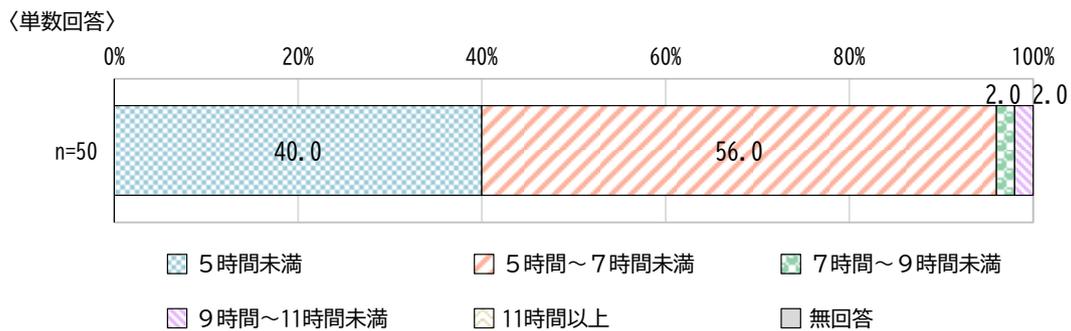
〈単数回答〉



■パート等の希望日数（1週当たり）



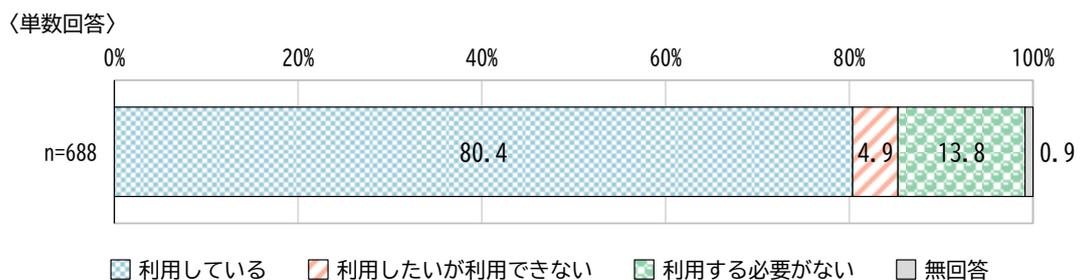
■パート等の希望時間（1日当たり）



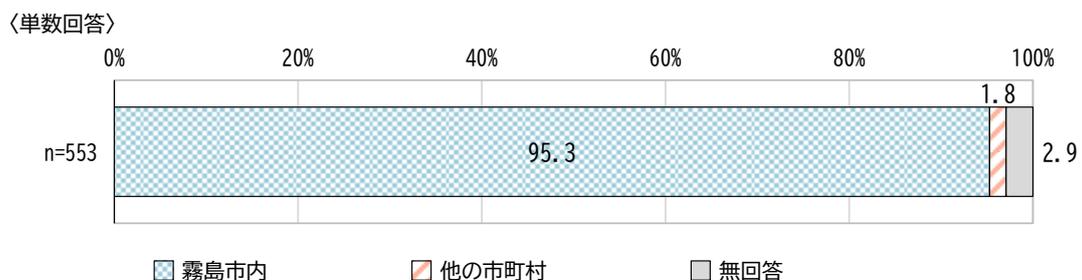
⑥教育・保育事業の定期的な利用状況

教育・保育事業の定期的な利用状況は、「利用している」が80.4%と最も高く、次いで「利用する必要がない」が13.8%、「利用したいが利用できない」が4.9%となっています。

また、「利用している」と回答した人の「利用施設の所在地」は、「霧島市内」が95.3%となっています。



■利用施設の所在地

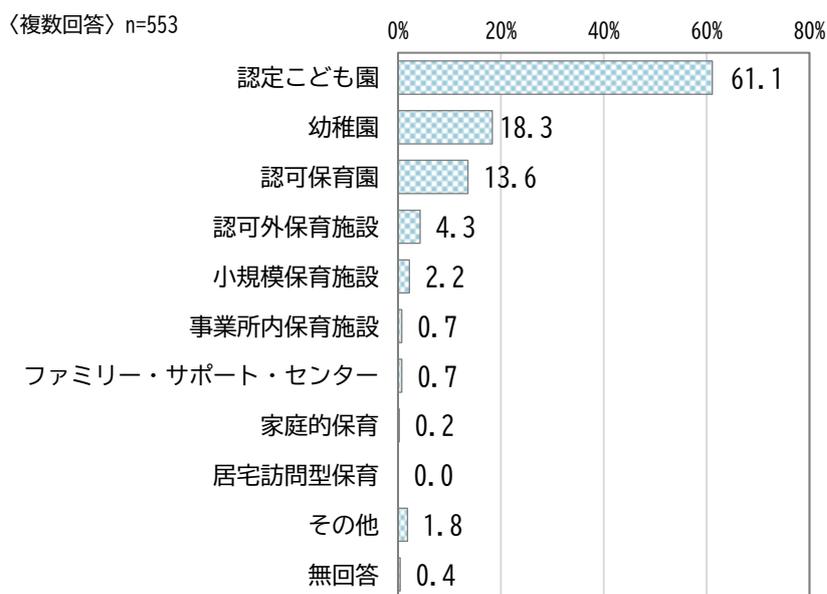


⑦利用している教育・保育事業の種別

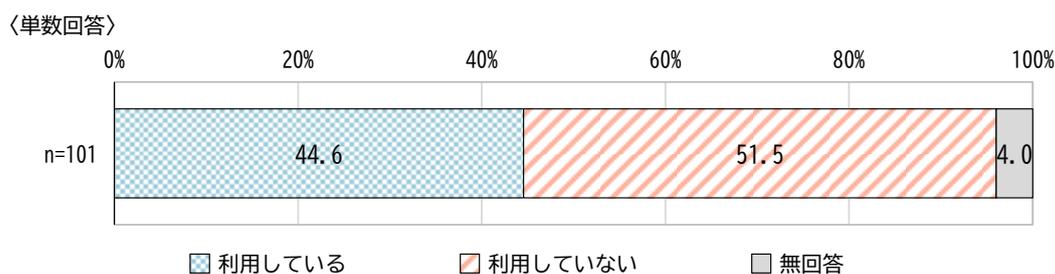
利用している事業は、「認定こども園」が61.1%と最も高く、次に「幼稚園」18.3%、「認可保育園」13.6%の順となっています。

また、幼稚園利用者のうち、預かり保育の利用は44.6%で半数弱となっています。長期休業期間中(夏休み等)の利用希望がある人は39.6%で、利用希望がない人と同じ割合となっています。

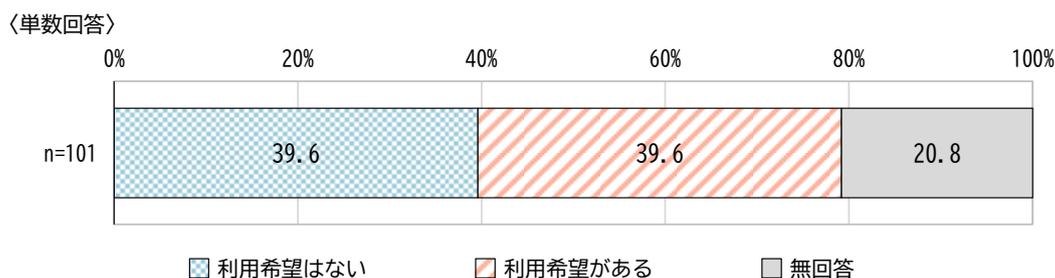
「希望利用開始時間」は、「8時台」が47.5%と最も高く、次いで、「9時以降」が45.0%、「希望利用終了時間」は、「14～16時台」が57.5%と最も高く、次いで「17～18時台」が35.0%の順となっています。



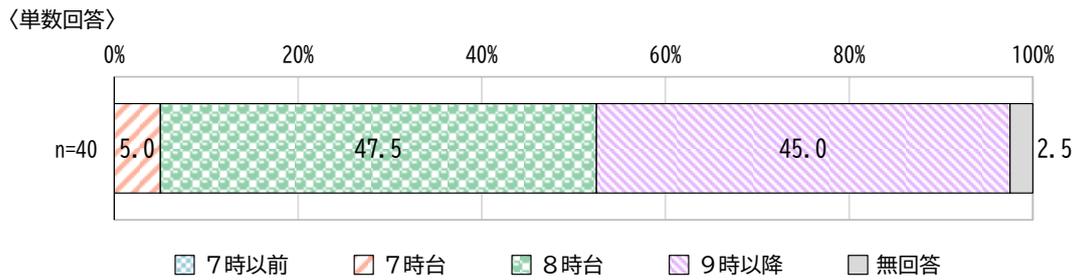
■幼稚園 預かり保育の定期的な利用



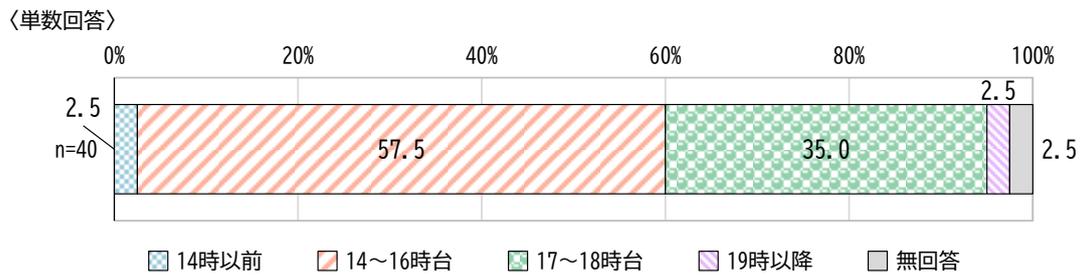
■幼稚園 長期休業期間中(夏休み等)の教育・保育事業の利用希望



■ 幼稚園 長期休業期間中の希望利用開始時間

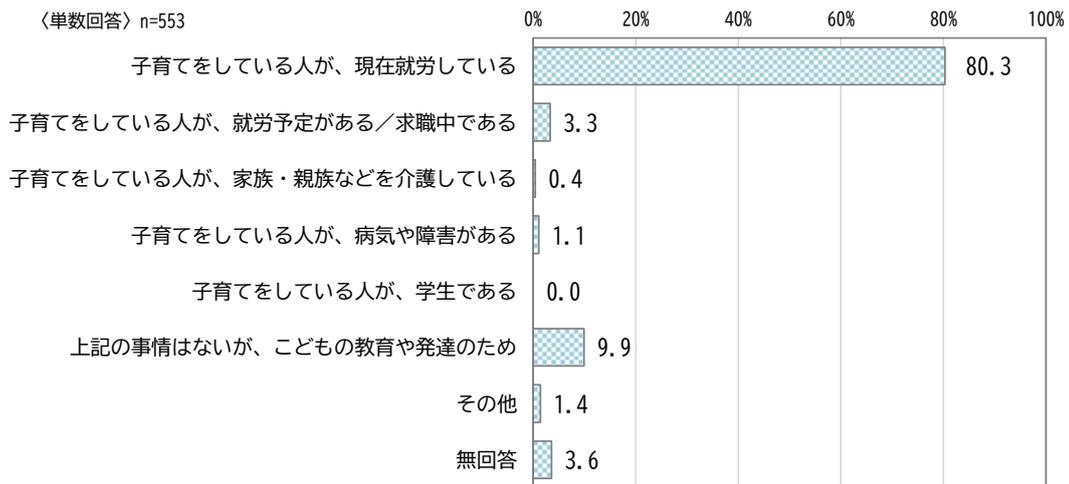


■ 幼稚園 長期休業期間中の希望利用終了時間



⑧ 教育・保育事業を定期的に利用している理由

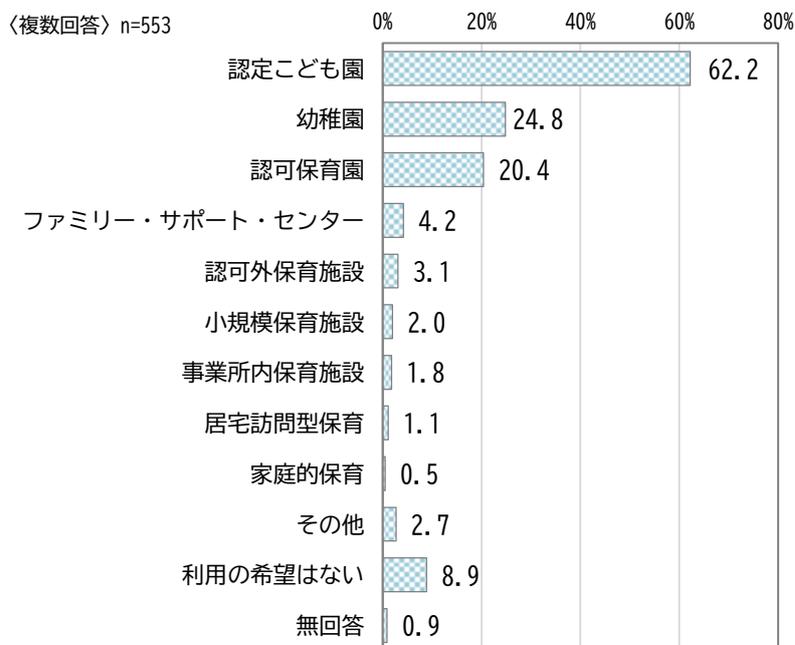
平日に教育・保育事業を定期的に利用している理由は、「子育てをしている人が、現在就労している」が80.3%と最も高く、次いで「上記の事情はないが、こどもの教育や発達のため」が9.9%の順となっています。



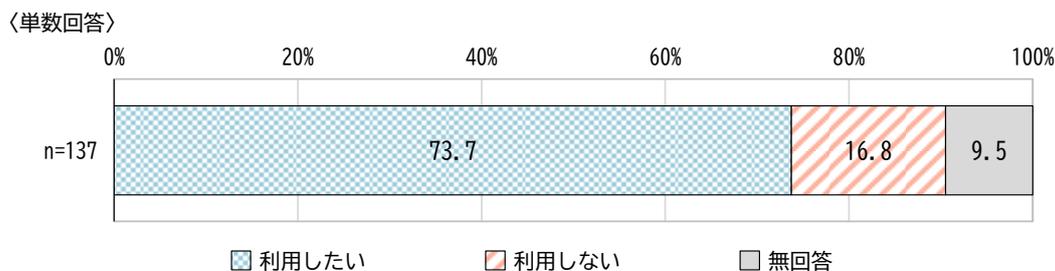
⑨教育・保育事業の今後の利用希望（教育・保育事業を定期的に利用している保護者）

今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が62.2%と最も高く、次いで「幼稚園」が24.8%、「認可保育園」が20.4%の順となっています。

また、「幼稚園」を利用したいと回答した人の「預かり保育の定期的な利用希望」は、「利用したい」が73.7%となっています。



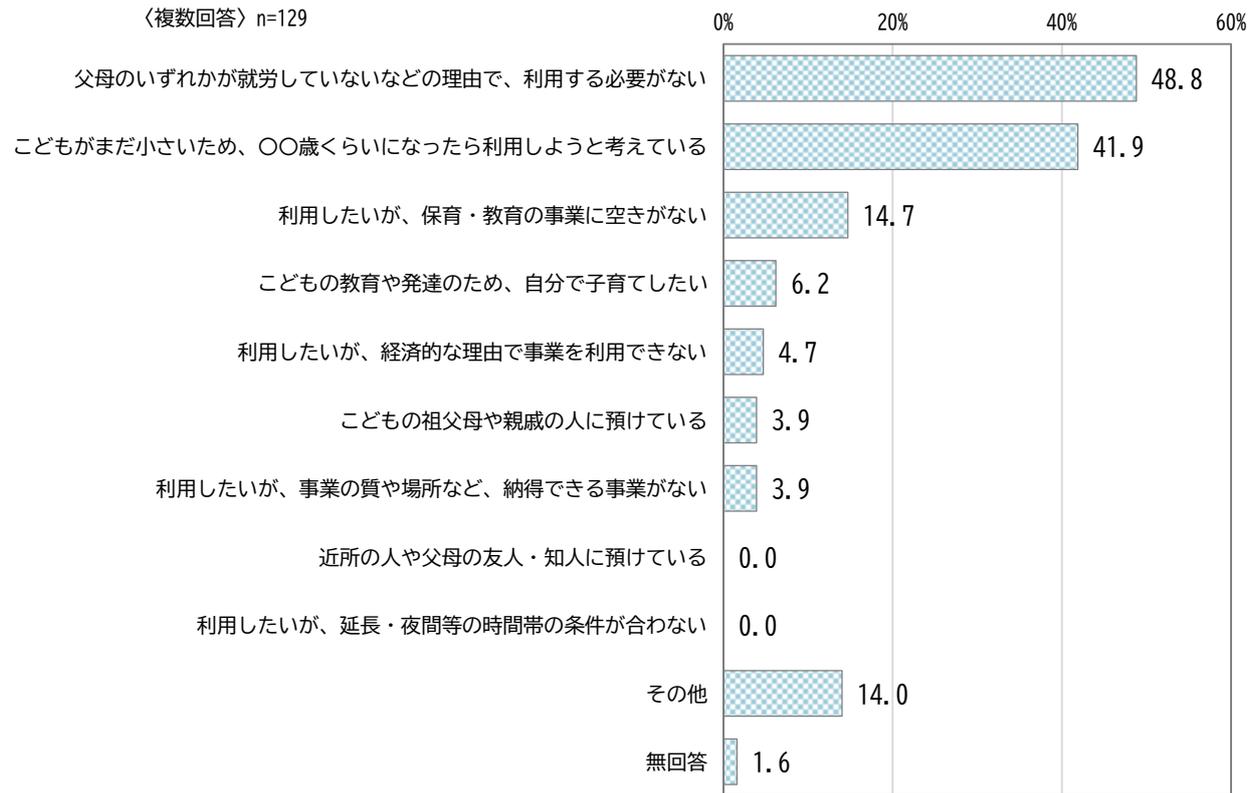
■幼稚園 預かり保育の定期的な利用希望



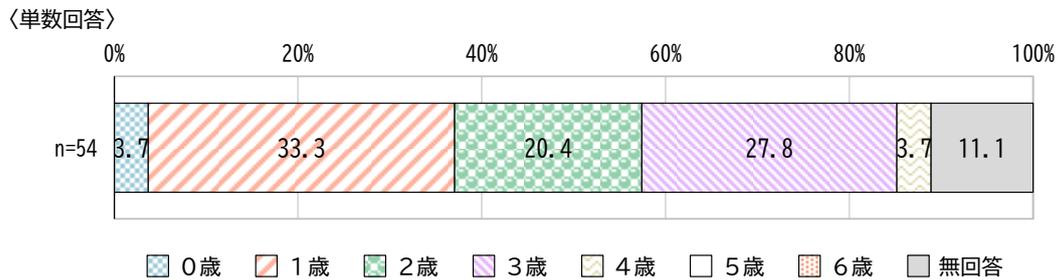
⑩教育・保育事業を利用していない理由

利用していない理由は、「父母のいずれかが就労していないなどの理由で、利用する必要がない」が48.8%と最も高く、次いで「こどもがまだ小さいため、〇〇歳くらいになったら利用しようと考えている」が41.9%の順となっています。

また、希望年齢別にみると「1歳」が33.3%と最も高く、次いで「3歳」が27.8%の順となっています。



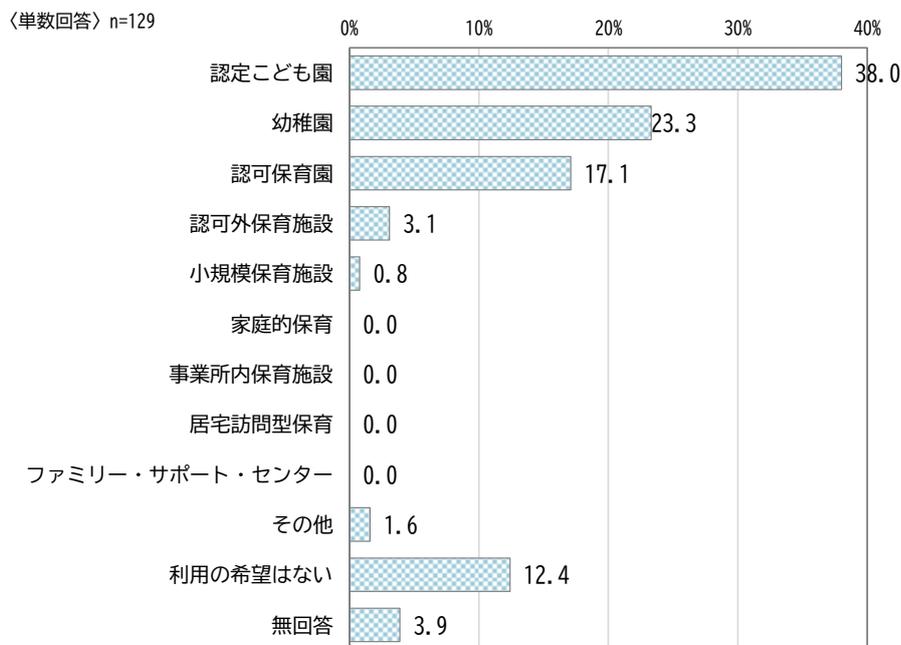
■利用したい年齢



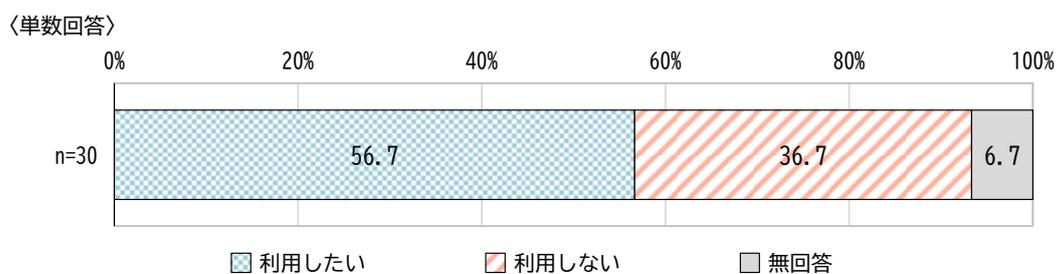
⑪教育・保育事業の今後の利用希望（教育・保育事業を定期的に利用していない保護者）

今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が38.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が23.3%、「認可保育園」が17.1%の順となっています。

また、「幼稚園」を利用したいと回答した人の「預かり保育の定期的な利用希望」は、「利用したい」が56.7%となっています。

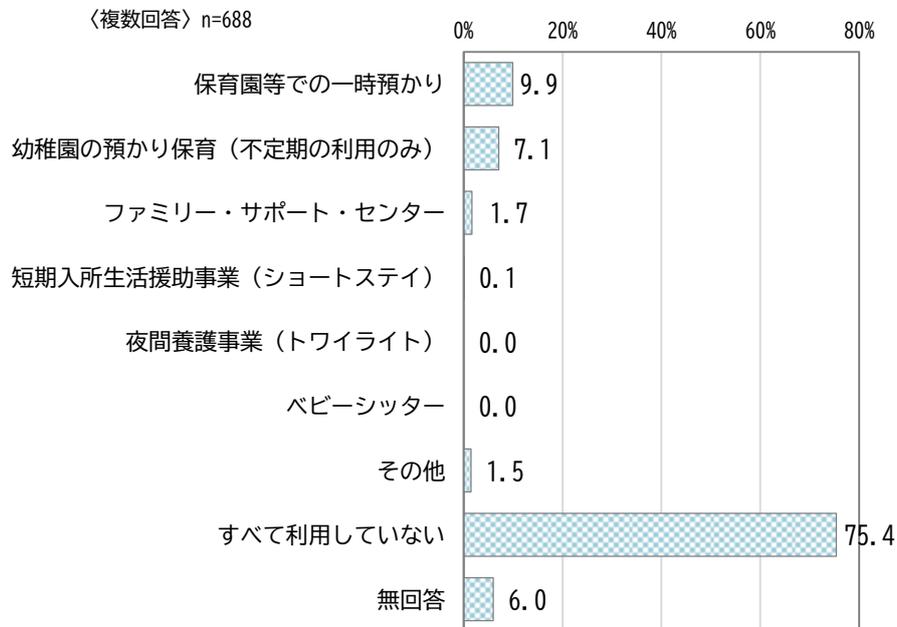


■幼稚園 預かり保育の定期的な利用希望



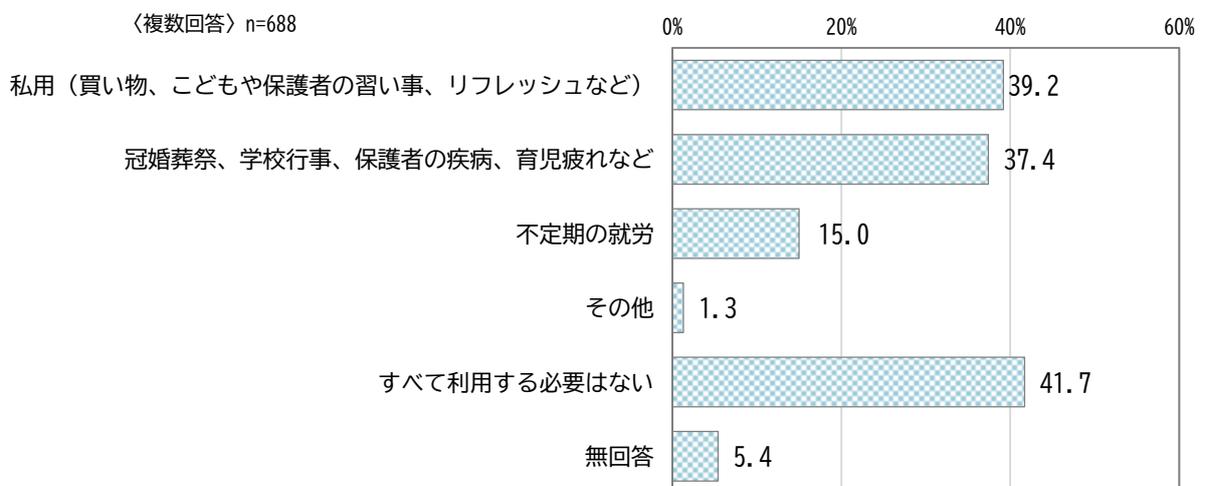
⑫保護者の疾病や私用などの理由による、不特定の教育・保育事業の利用状況

不特定の教育・保育事業の利用状況は、「全て利用していない」が75.4%と最も高く、次いで「保育園等での一時預かり」が9.9%、「幼稚園の預かり保育（不特定の利用のみ）」が7.1%の順となっています。



⑬保護者の疾病や私用などの理由による、不特定の教育・保育事業の必要性、利用目的

不特定の教育・保育事業の必要性や利用目的については、「全て利用する必要はない」が41.7%と最も高く、次いで「私用」が39.2%、「冠婚葬祭、学校行事、保護者の疾病、育児疲れなど」が37.4%の順となっています。

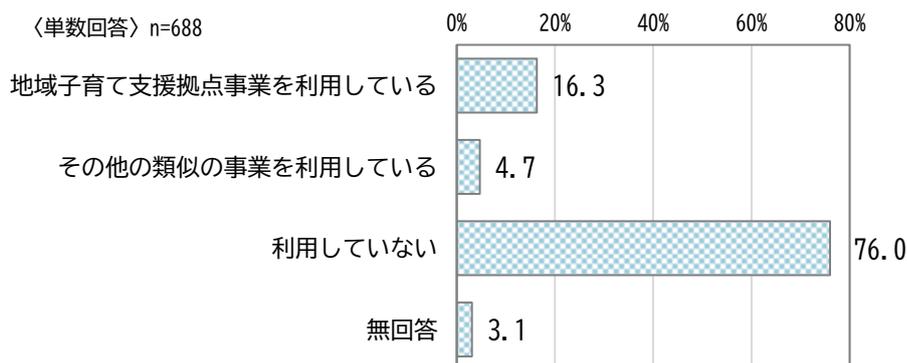


⑭地域子育て支援拠点事業の利用状況、今後の利用希望

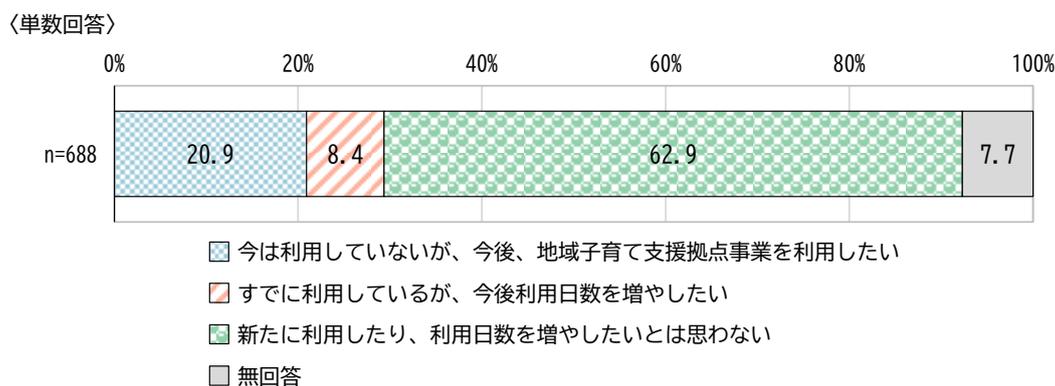
地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「利用していない」が76.0%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業を利用している」が16.3%の順となっています。

また、地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が62.9%と最も高く、次いで「今は利用していないが、今後、地域子育て支援拠点事業を利用したい」が20.9%の順となっています。

■現在の利用状況



■今後の利用希望



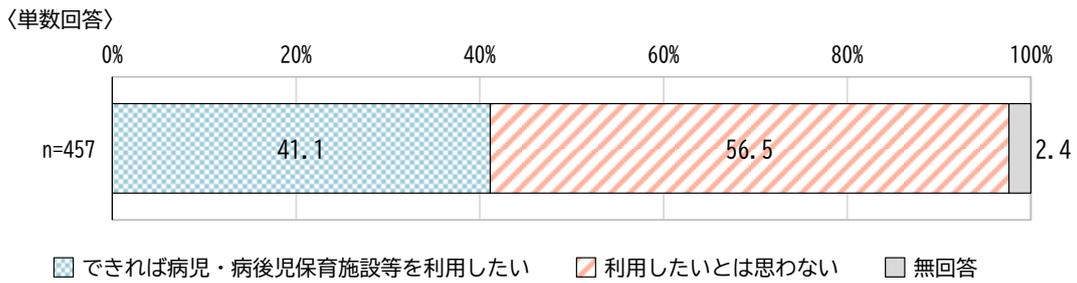
⑮病児・病後児施設等の利用希望・希望日数・利用を希望しない理由

病児・病後児保育施設等の利用希望は、「利用したいとは思わない」が56.5%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が41.1%となっています。

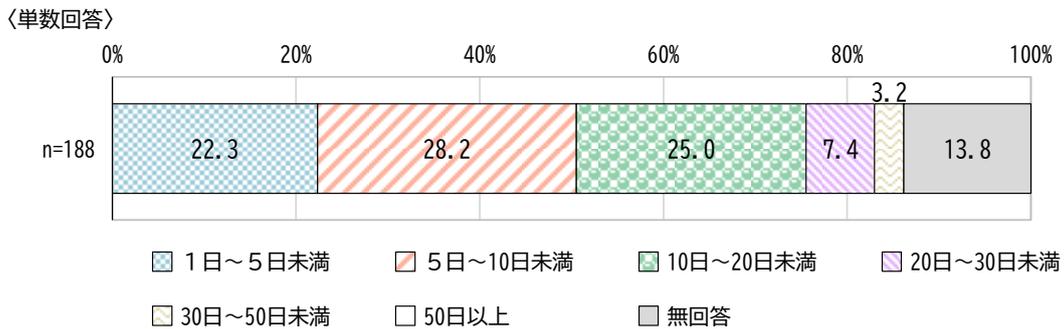
病児・病後児保育施設等を利用したい日数は、「5日～10日未満」が28.2%と最も高く、次いで「10日～20日未満」が25.0%の順となっています。

病児・病後児保育施設等の利用を希望しない理由は、「親が仕事を休んで対応できる」が48.1%と最も高く、次いで「他人に預けるのは不安」が34.1%、「利用料がかかる・高い」が32.9%の順となっています。

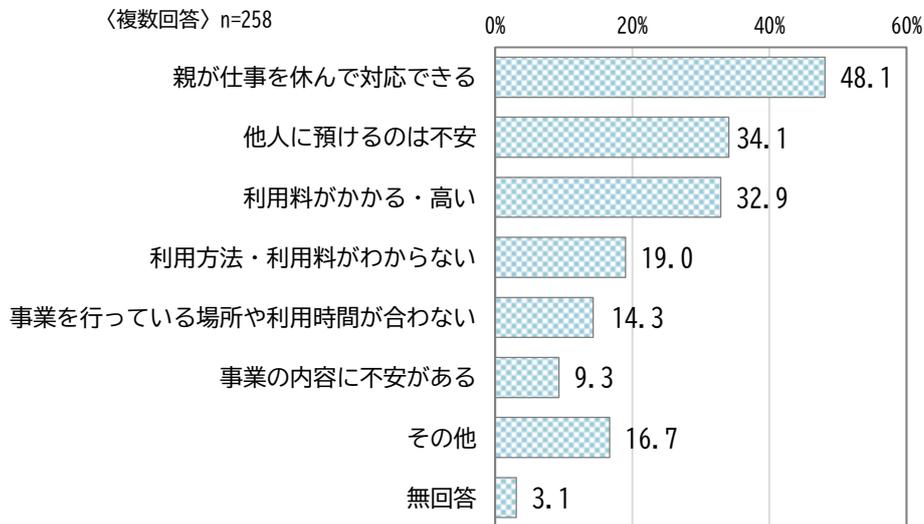
■ 病児・病後児保育施設等の利用希望



■ 利用したい日数（できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと回答した人を対象）



■ 病児・病後児保育施設等の利用を希望しない理由（利用したいと思わないと回答した人を対象）



⑯各事業の認知度、利用度、利用希望

各事業の認知度、利用度、利用希望は以下のとおりとなっています。

(n=688)

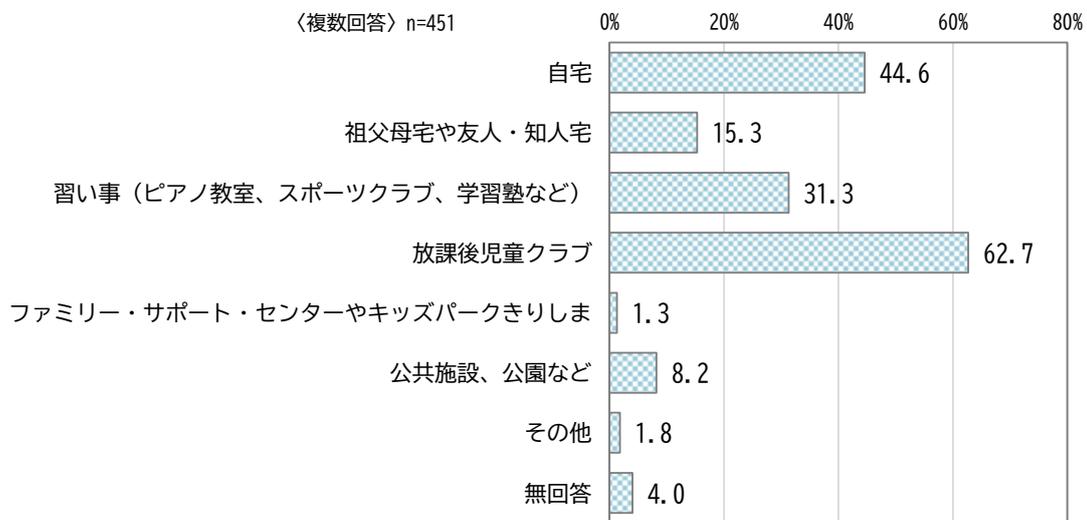
	認知度 (知っている)		利用度 (これまでに利用したことがある)		利用希望 (今後利用したい)	
	実数	%	実数	%	実数	%
市役所のこども・くらし相談センター（にじいろ）	140	20.3	18	2.6	161	23.4
保健センターの育児相談・育児教室	516	75.0	226	32.8	271	39.4
家庭教育学級・家庭教育講演会	149	21.7	35	5.1	134	19.5
青少年育成センター・教育支援センター	136	19.8	6	0.9	108	15.7
市のこどもセンター	314	45.6	169	24.6	252	36.6
保育園等に併設されている子育て支援センター	352	51.2	177	25.7	262	38.1
キッズパークきりしま	568	82.6	337	49.0	402	58.4
隼人総合福祉センターのつどいの広場	136	19.8	54	7.8	143	20.8
ファミリー・サポート・センター	222	32.3	16	2.3	176	25.6
市こども発達サポートセンター（あゆみ）	271	39.4	110	16.0	180	26.2
市こども館（すかいぴあ）	355	51.6	265	38.5	350	50.9
教育・保育サービスに関する専門相談員	-	-	-	-	233	33.9

⑰ 小学校に就学した際の希望する放課後（平日の授業終了後）の居場所（こどもが3歳以上の人を対象）

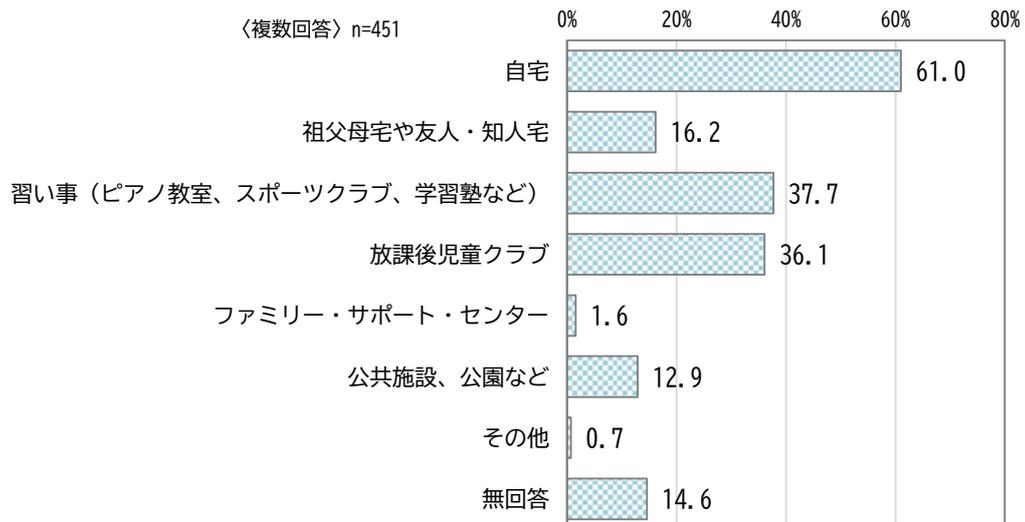
小学校低学年の放課後に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」が62.7%と最も高く、次いで「自宅」が44.6%、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が31.3%の順となっています。

小学校高学年の放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」が61.0%と最も高く、次いで、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が37.7%、「放課後児童クラブ」が36.1%の順となっています。

■ 小学校低学年（1年生～3年生）



■ 小学校高学年（4年生～6年生）

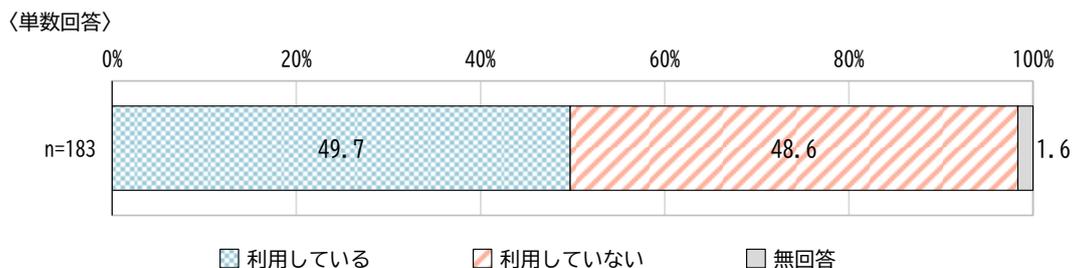


調査対象：小学校1～3年生のお子さんの保護者

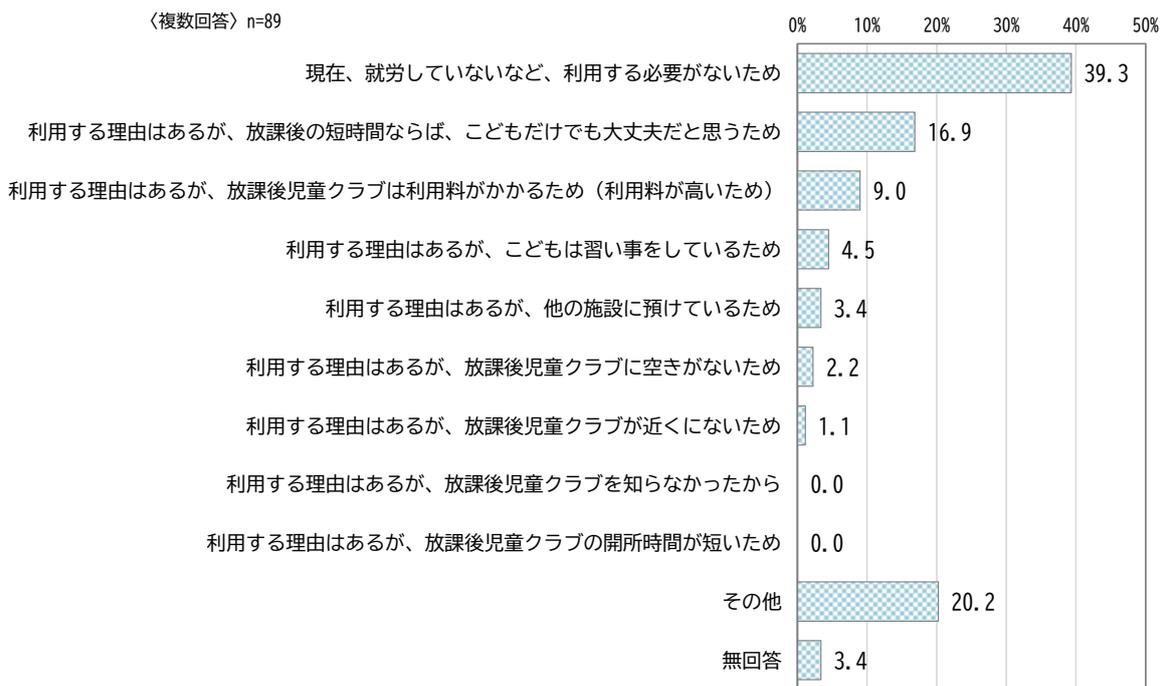
①放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が49.7%、「利用していない」が48.6%となっています。

また、「いいえ」と回答した人の「放課後児童クラブを利用していない理由」は、「現在、就労していないなど、利用する必要がないため」が39.3%と最も高くなっています。

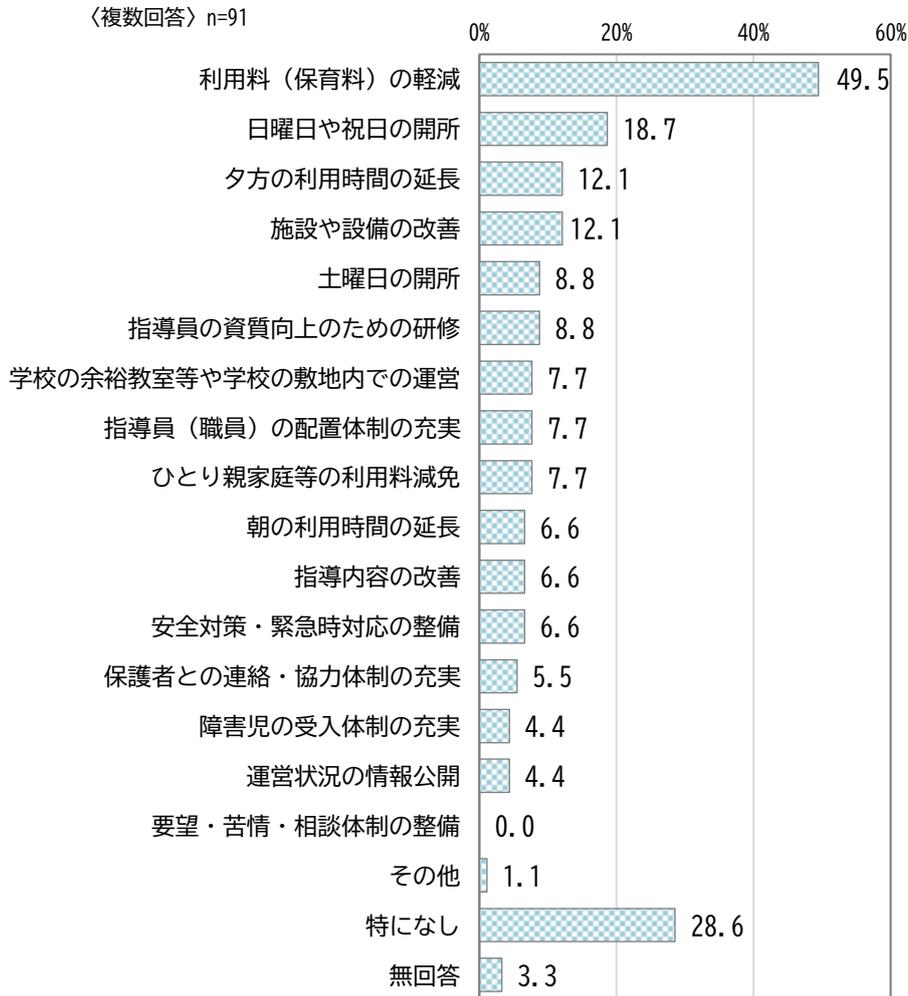


■放課後児童クラブを利用していない理由



②現在通っている放課後児童クラブへの要望

現在通っている放課後児童クラブに望むことは、「利用料（保育料）の軽減」が49.5%と最も高く、次いで「特になし」が28.6%、「日曜日や祝日の開所」が18.7%の順となっています。



(2) こどもの生活に関するアンケート調査

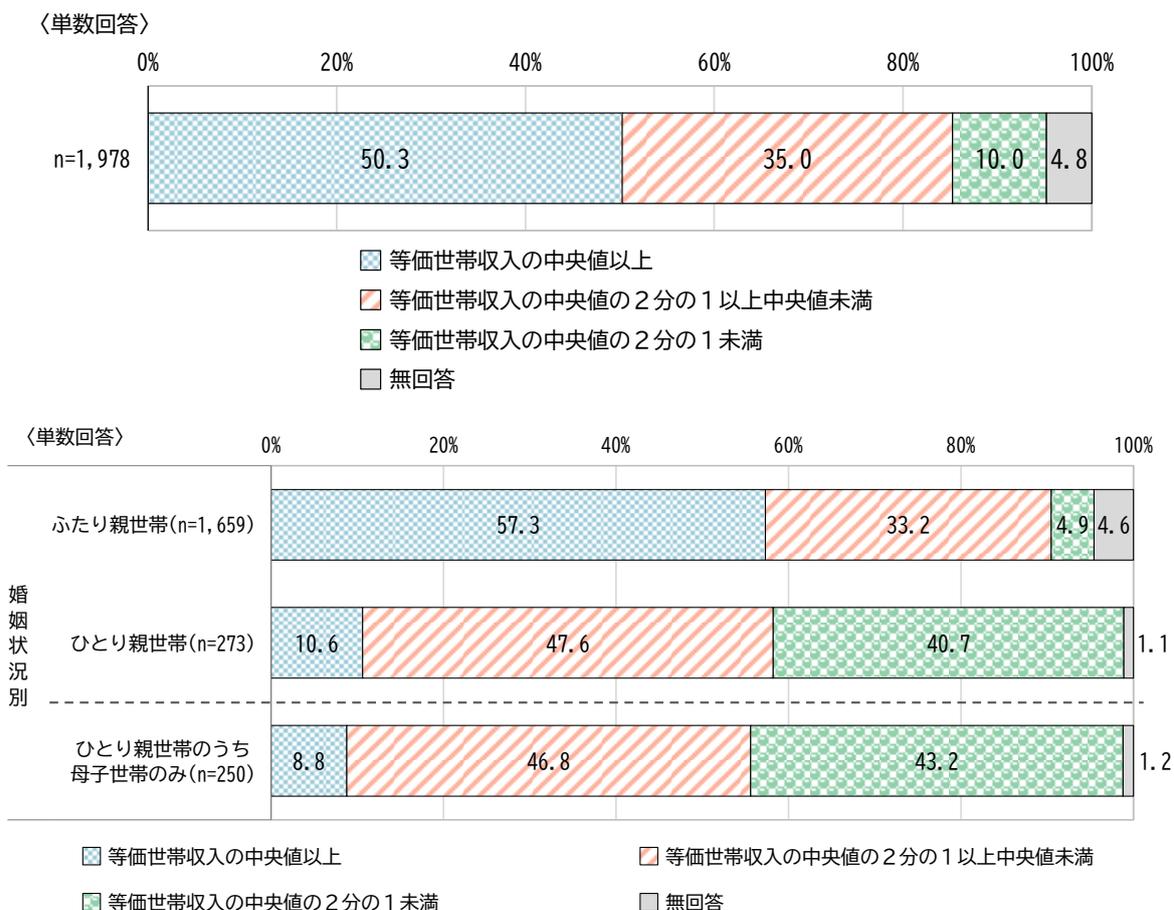
本計画を策定するに当たり、本市のこどもの生活習慣や教育の状況、子育て世帯の経済的負担等に関する意識や将来の意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

なお、掲載されている比率は、小数点以下第2位を四捨五入しており、合計が100.0%とならない場合があります。

※本調査では、「国民生活基礎調査における相対的貧困率算出方法」により算出された「貧困線」を下回る世帯を「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」と表記していますが、国等で使われている「こどもの相対的貧困率」と同様の意味となります。

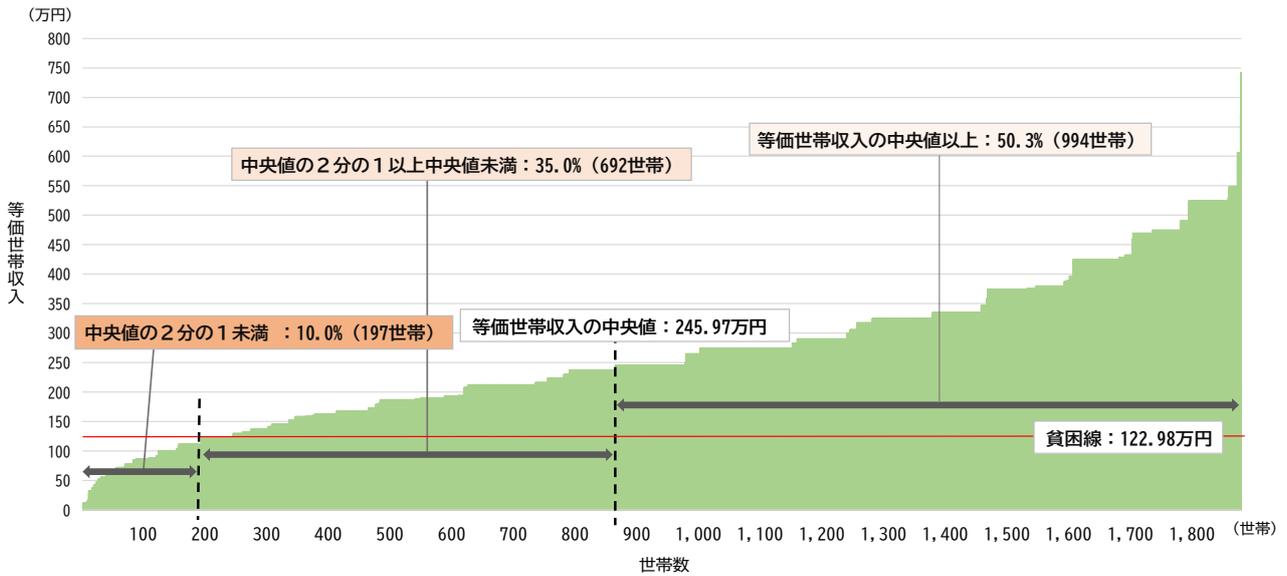
①相対的貧困率の算出

全体では、「等価世帯収入の中央値以上」が50.3%と最も高く、次いで、「等価世帯収入の中央値の2分の1以上中央値未満」が35.0%、「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」が10.0%の順となっています。また、ひとり親世帯の「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の割合は、40.7%となっています。



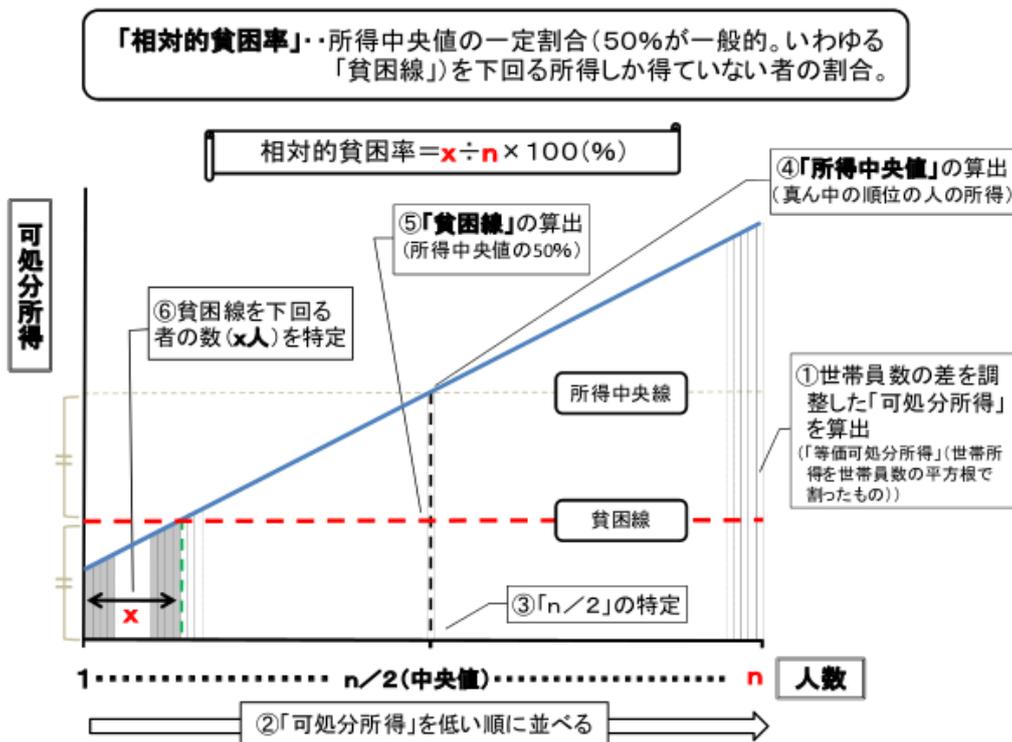
※「2021年国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、「こどもの相対的貧困率」は11.5%となり、2018年の13.5%より下がっています。また、ひとり親世帯の場合は、44.5%となっています。

霧島市の状況



分類	世帯数	割合
中央値の2分の1未満(貧困線未満)	197	10.0%
中央値の2分の1以上中央値未満	692	35.0%
中央値以上	994	50.3%
判定可能世帯数	1,883	95.2%
判定不能(無回答項目あり)	95	4.8%
サンプル数合計	1,978	100.0%

(参考) 国民生活基礎調査における相対的貧困率算出方法



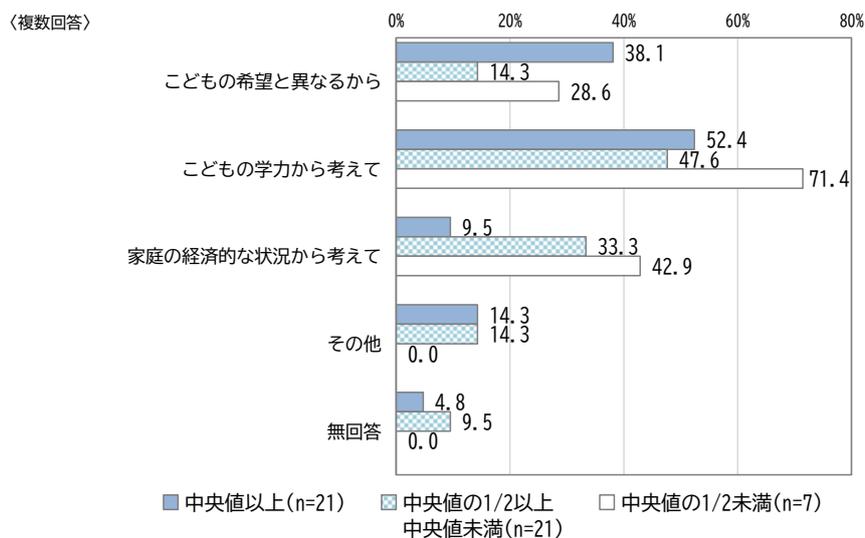
※厚生労働省公表資料抜粋

② 「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の世帯の状況

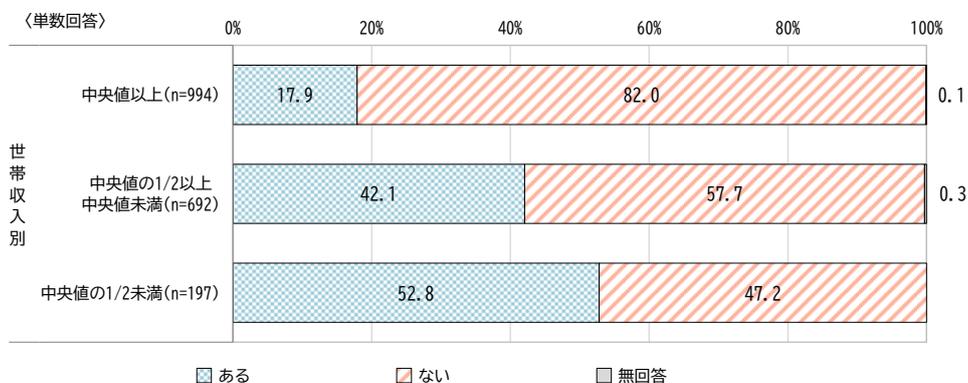
「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の世帯において、「家庭の経済的な状況からみてこどもの進学が希望どおり進むと思わない」、「こどもの学習意欲にこたえられなかった経験があった」と回答した保護者の割合がその他の世帯より高くなっています。

■ こどもの進学希望が希望どおり進むと思わない理由

※ 「こどもの進学について希望どおり進むと思わない」と回答した人のみ

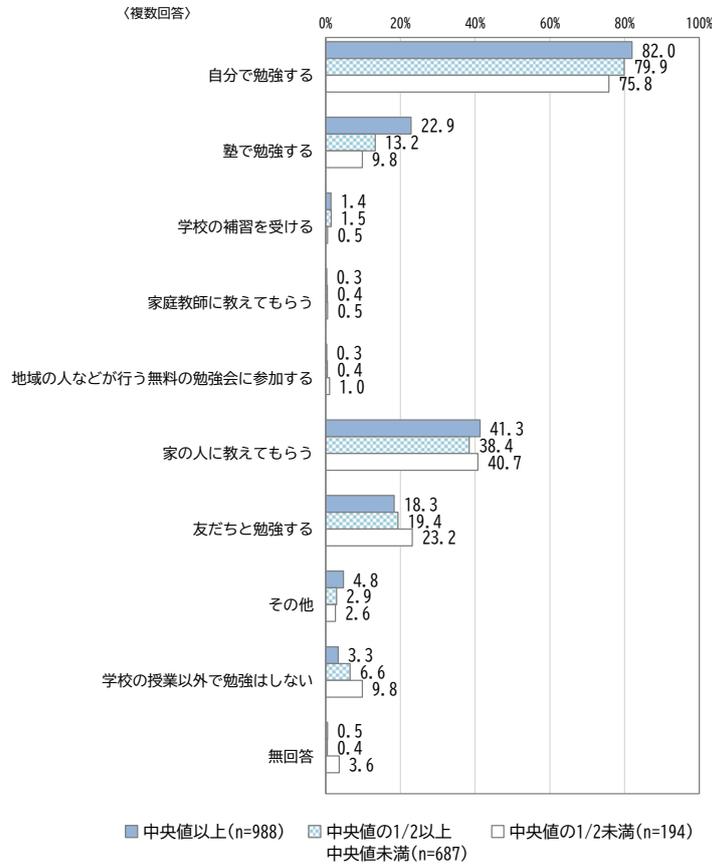


■ こどもの学習意欲にこたえられなかった経験の有無

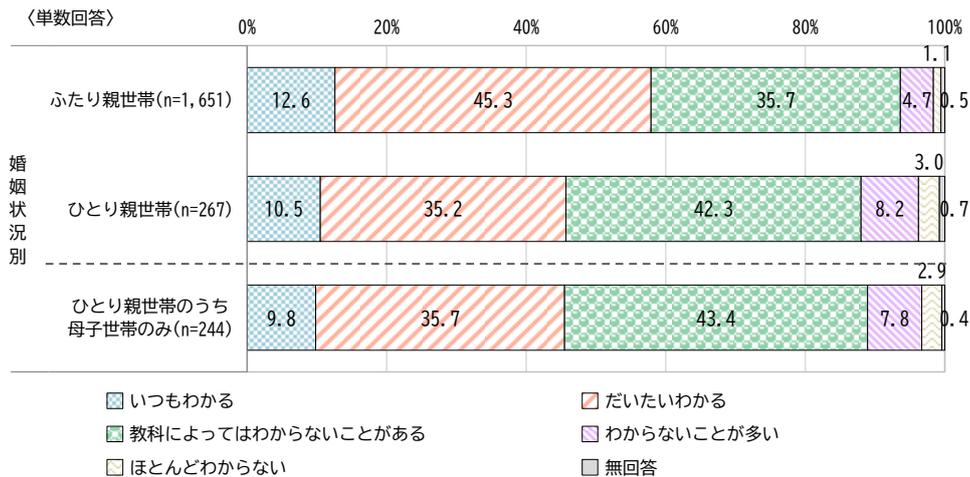


保護者の収入が少ない世帯のこどもの授業以外での自主的な学習習慣や成績、授業の理解度の割合が低くなっています。

■ ふだん学校の授業以外での勉強

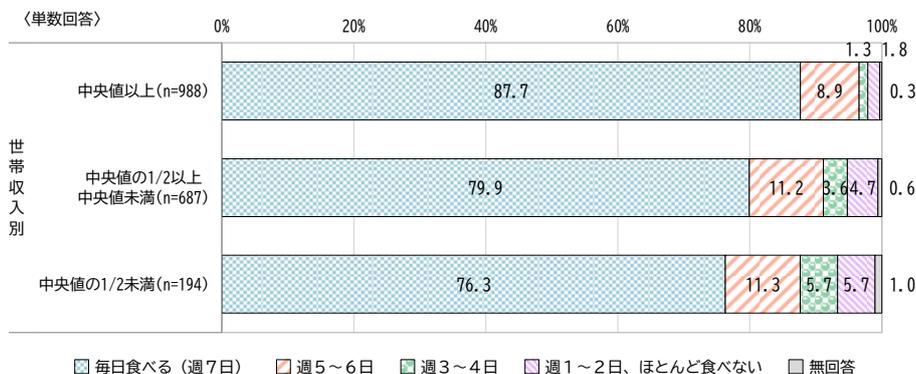


■ 学校の授業がわからないことがあるか

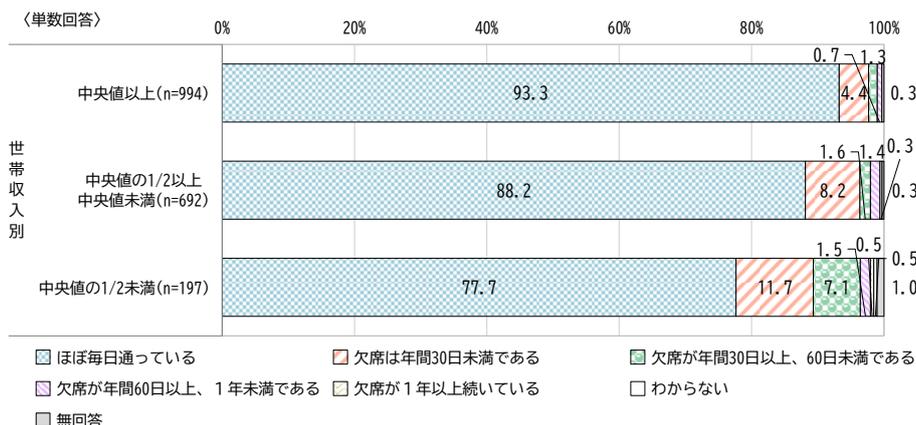


保護者の収入が少ない世帯の人が、こどもの朝食の欠食割合や、学校の欠席割合が高くなっています。「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の世帯では、「生活リズムのみだれ」を主な欠席の理由と回答した保護者の割合が他の世帯より高くなっており、基本的な生活習慣が身につけていないことがわかります。

■ 1週間の食事の摂取状況（朝食）

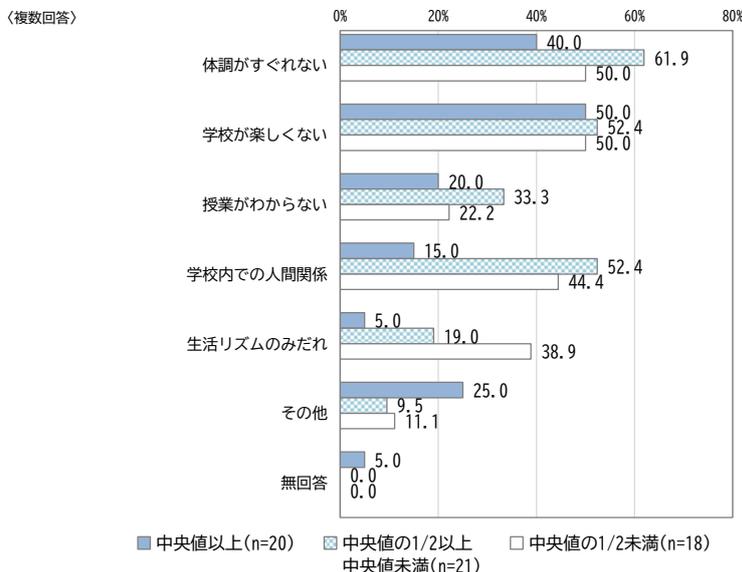


■ こどもの通学状況



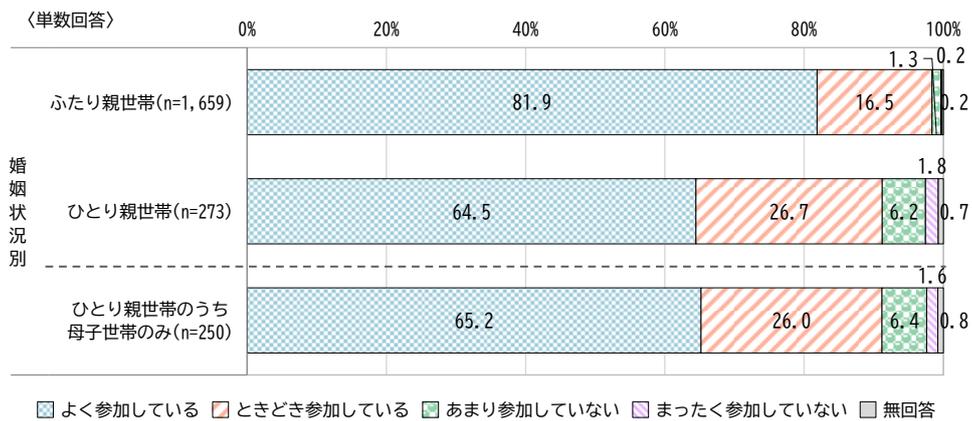
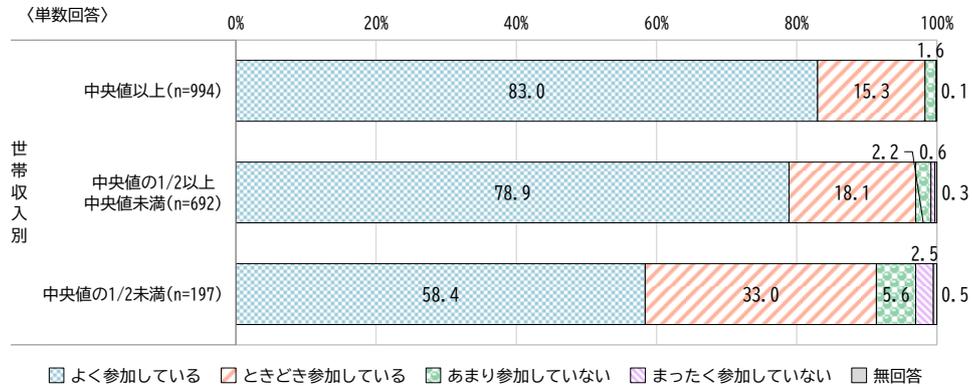
■ 欠席の主な理由

※「欠席が年間30日以上」と回答した人のみ

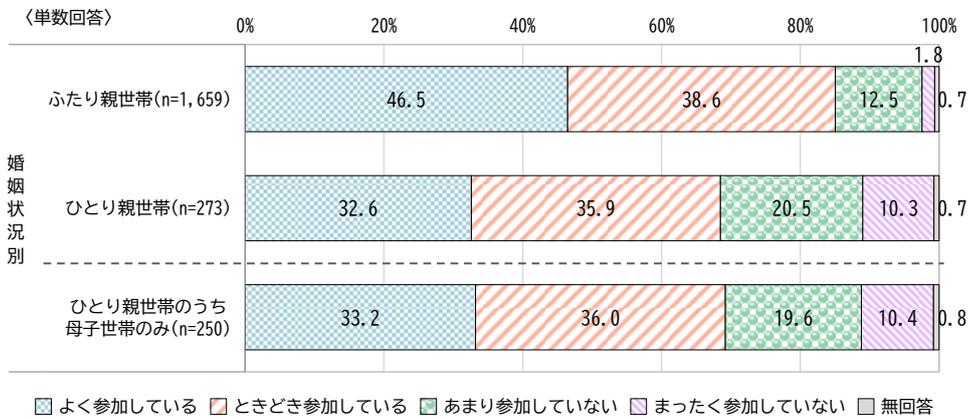
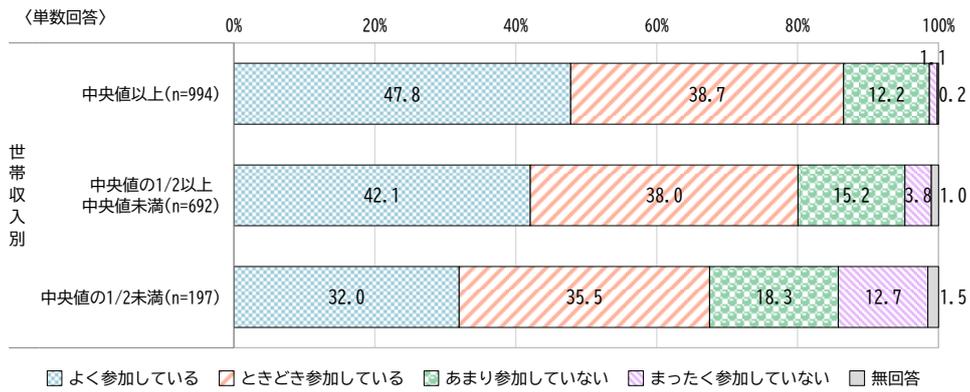


「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の世帯や「ひとり親世帯」では、学校行事や社会参加の割合が低くなっています。

■授業参観や運動会等の学校行事への参加



■PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加



収入が少ない世帯において、心理的な負担を抱えている保護者の割合が高く、生活の満足度も低くなっています。

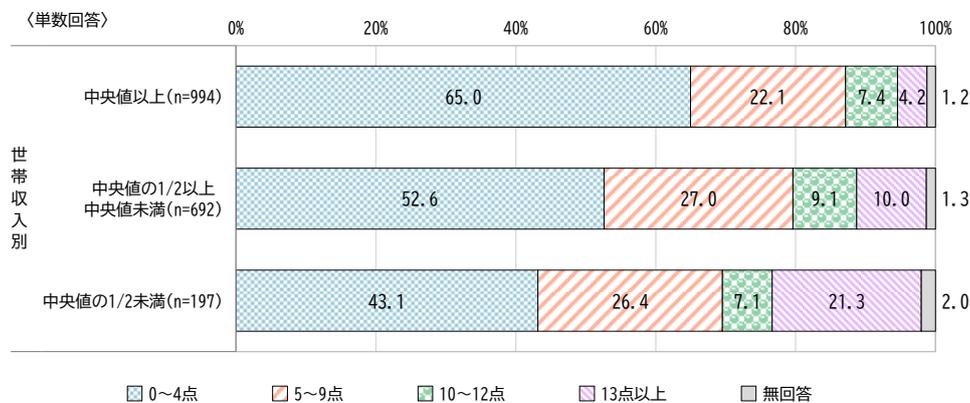
■ K6 判定 (0～24点)

0～4点・・・『問題なし』

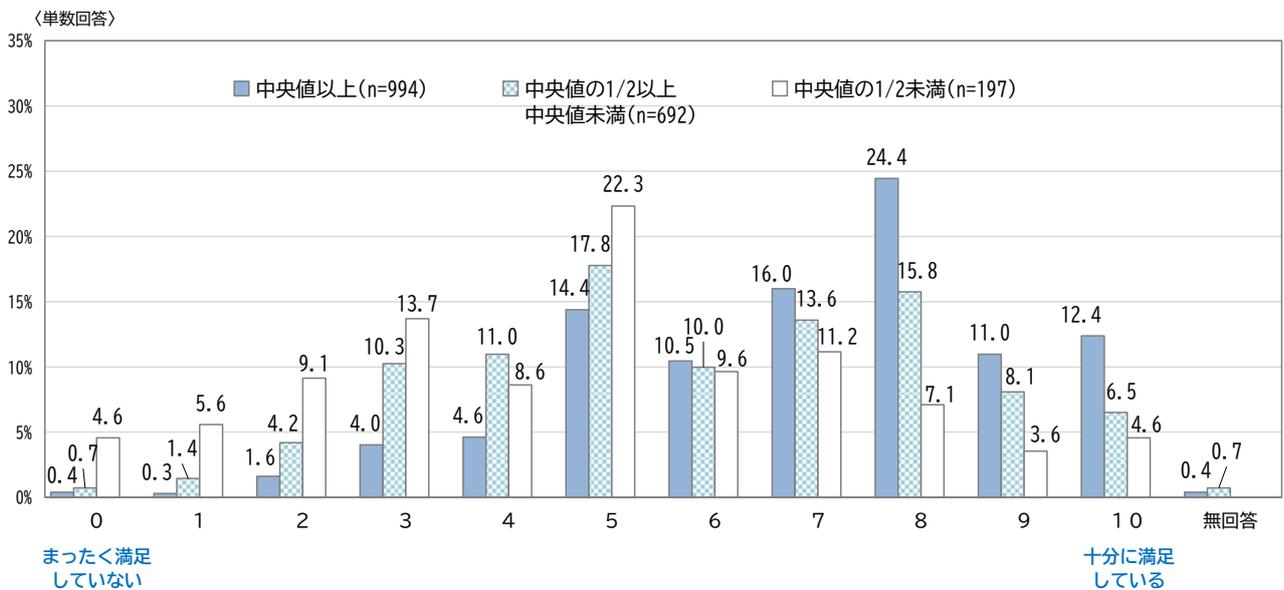
5～12点・・・『心に何らかの負担を抱えている状態』

13点以上・・・『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』

※K6は、うつ病・不安障害等の精神疾患をスクリーニングすることを目的に開発された調査手法。6つの質問の回答について5段階で点数化し、合計点数が高いほど精神的な問題がより重い可能性があるとしてされている。文献等により判定基準が異なり、厚生労働省「健康日本21(第3次)」においては、10点以上を「心理的苦痛を感じている状態」と定義している。



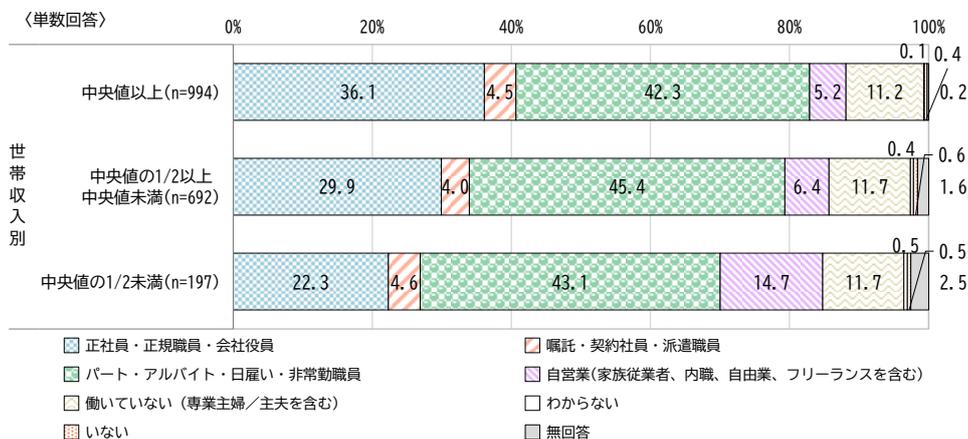
■ (全体として) 最近の生活の満足度



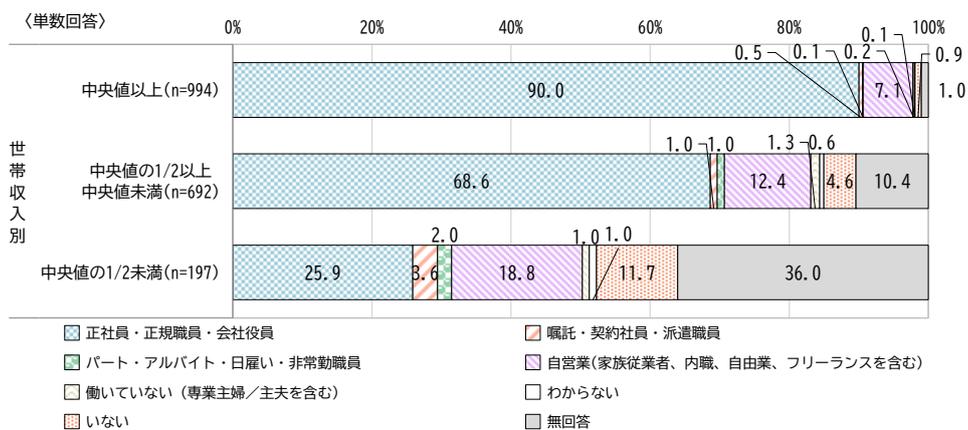
母親、父親ともに世帯収入が少なくなるにつれ、正社員・正規職員・会社役員割合が低くなっています。

■親の就労状況

【母親】



【父親】

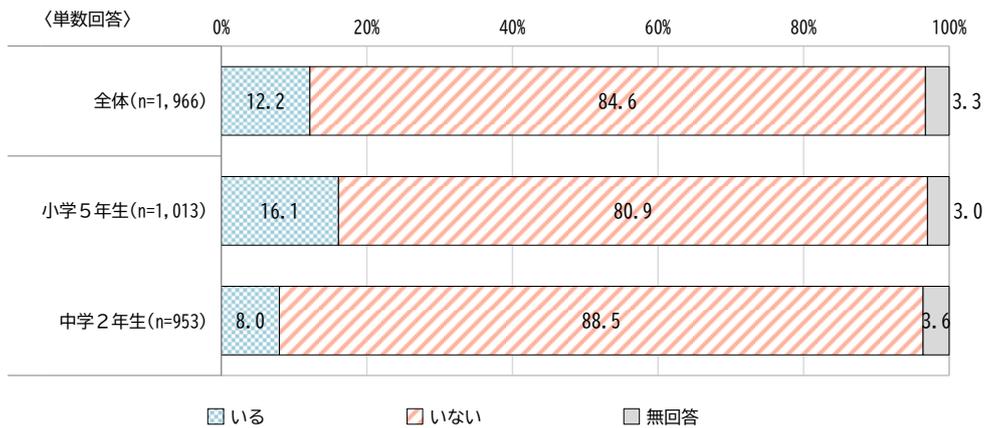


③ヤングケアラー*の状況

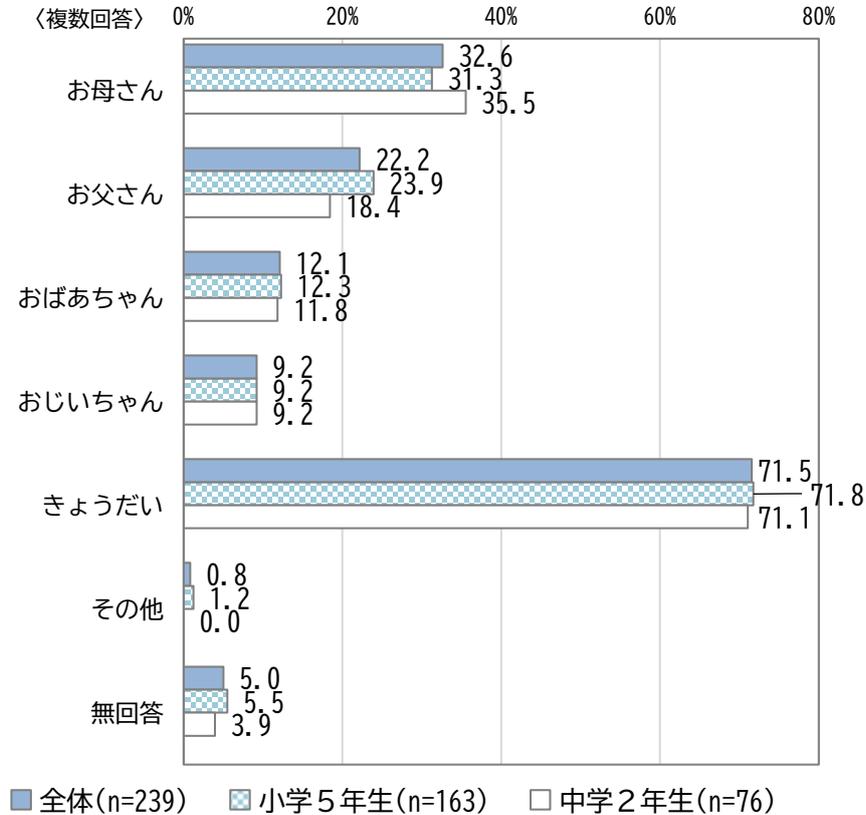
世話をしている人が「いる」と回答した割合全体では、「いる」が12.2%、「いない」が84.6%となっています。

世話をしている人は、「きょうだい」が71.5%と最も高く、次いで、「お母さん」が32.6%、「お父さん」が22.2%となっています。

■あなたがお世話をしている人がいるか



■誰(だれ)のお世話をしているか

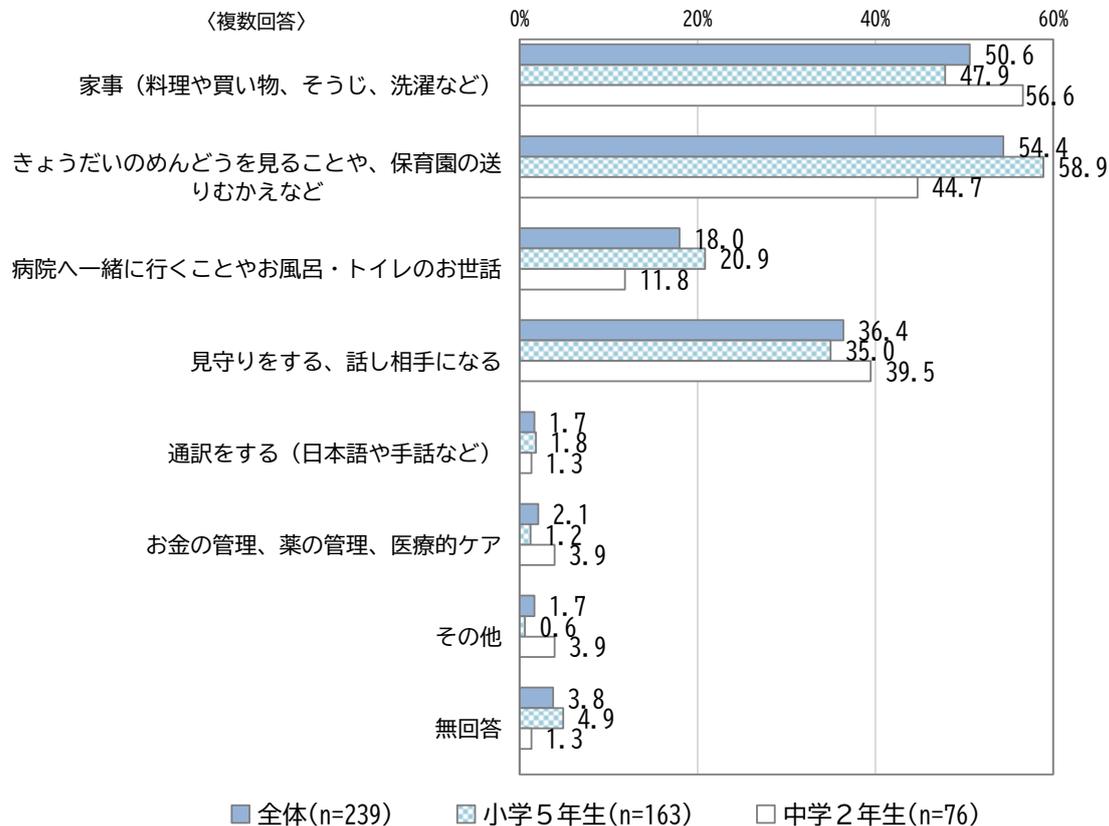


第2章 霧島市のこどもと家庭を取り巻く状況

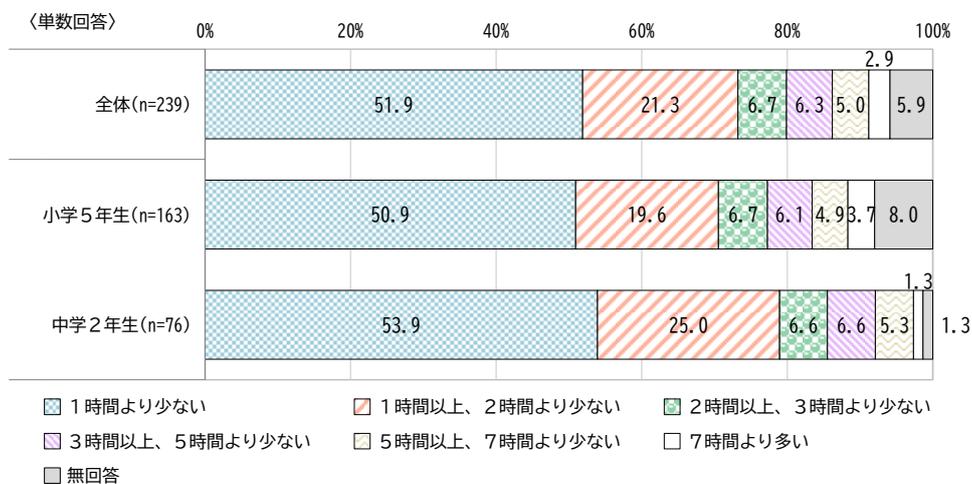
お世話の内容は、「きょうだいのめんどうを見ることや、保育園の送りむかえなど」が54.4%と最も高く、次いで、「家事（料理や買い物、そうじ、洗濯など）」が50.6%、「見守りをする、話し相手になる」が36.4%となっています。

学校に行く日のお世話をする時間が、3時間以上の人は14.2%となっています。

■ お世話の内容



■ 学校に行く日のお世話をする時間



(3) 若者の少子化等に対する意識調査

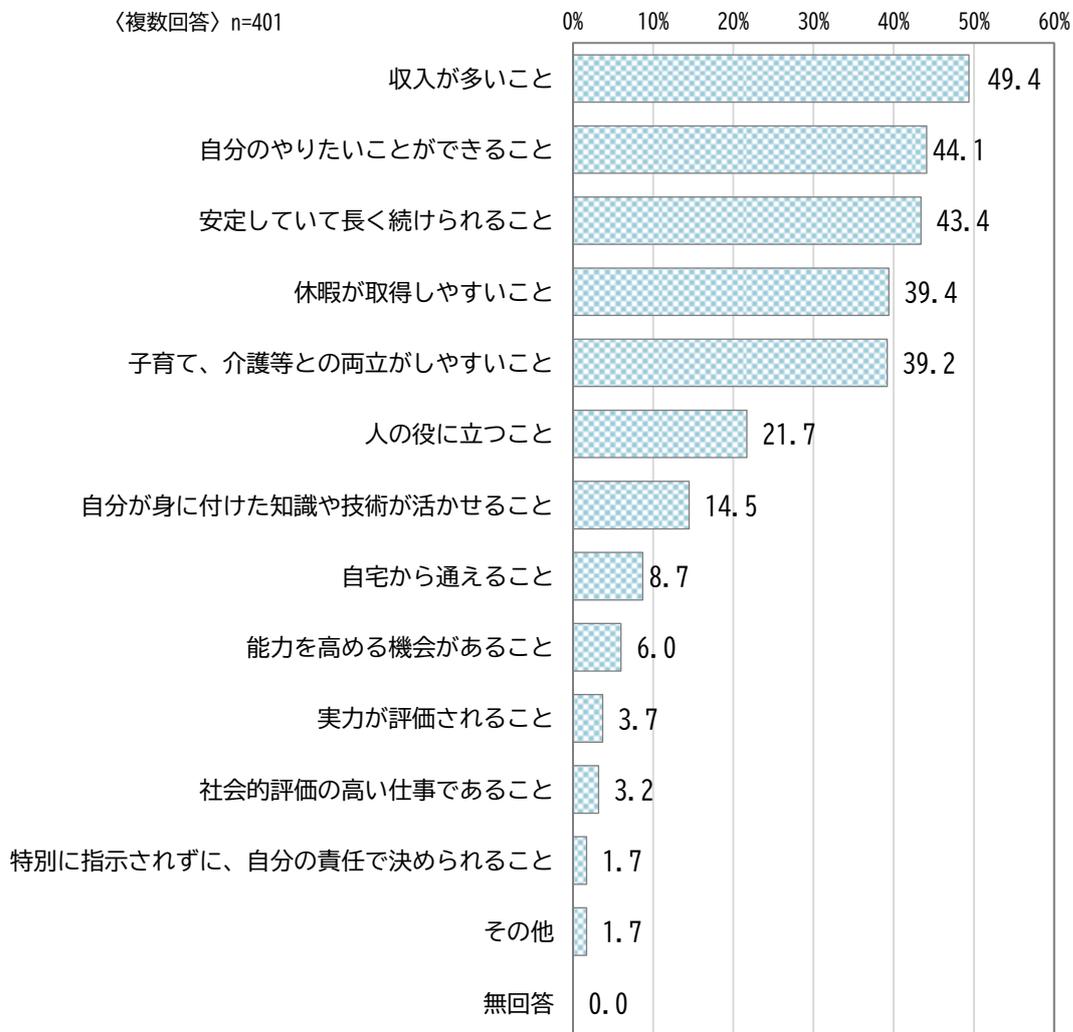
本計画を策定するに当たり、若者の結婚観や少子化等に対する意識を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

なお、掲載されている比率は、小数点以下第2位を四捨五入しており、合計が100.0%とならない場合があります。

①就労について

仕事を選ぶ際に、重要と思うことは、「収入が多いこと」が49.4%と最も高く、次いで「自分のやりたいことができること」が44.1%、「安定していて長く続けられること」が43.4%となっています。

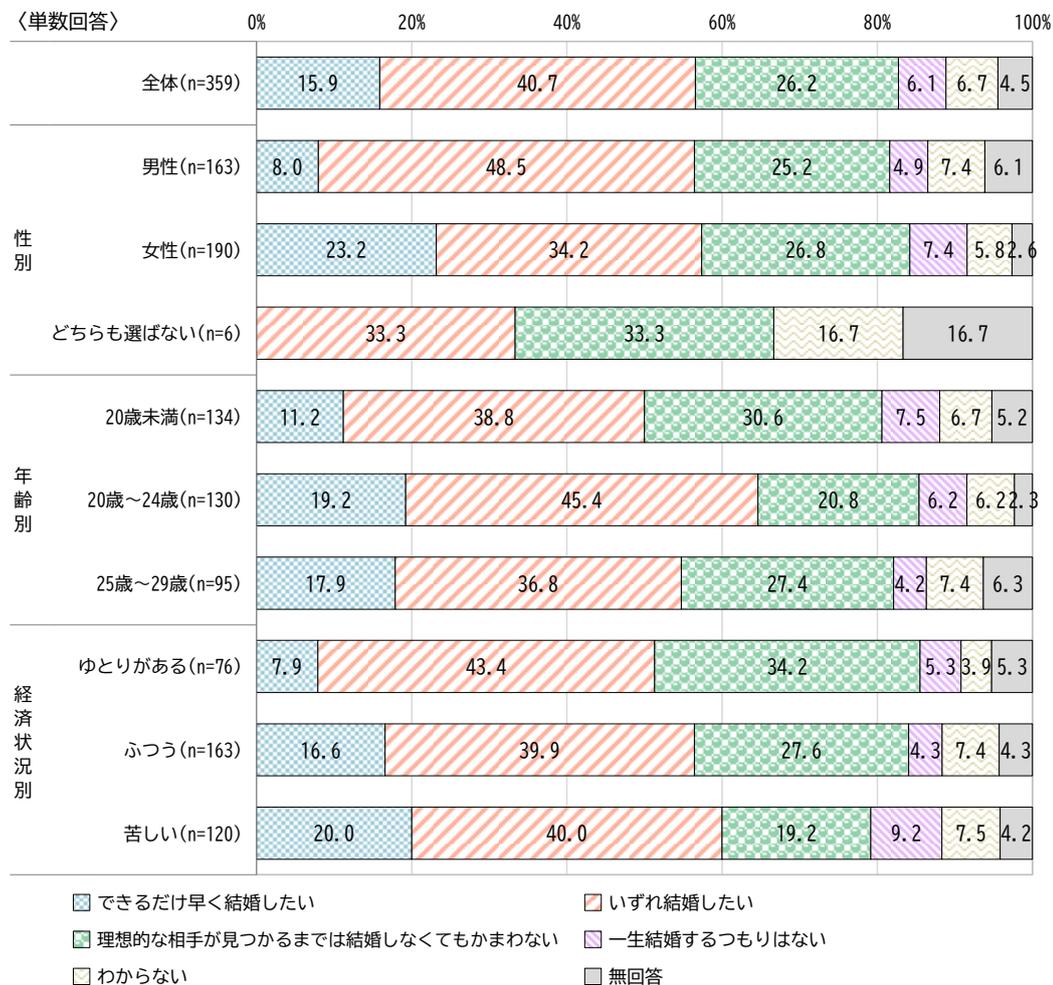
■仕事を選ぶ際に、重要と思うこと



②結婚について

独身の人の自身の結婚観は、「できるだけ早く結婚したい」と「いずれ結婚したい」と思う割合の合計は56.6%となっています。

■自身の結婚観（※独身の人のみ）

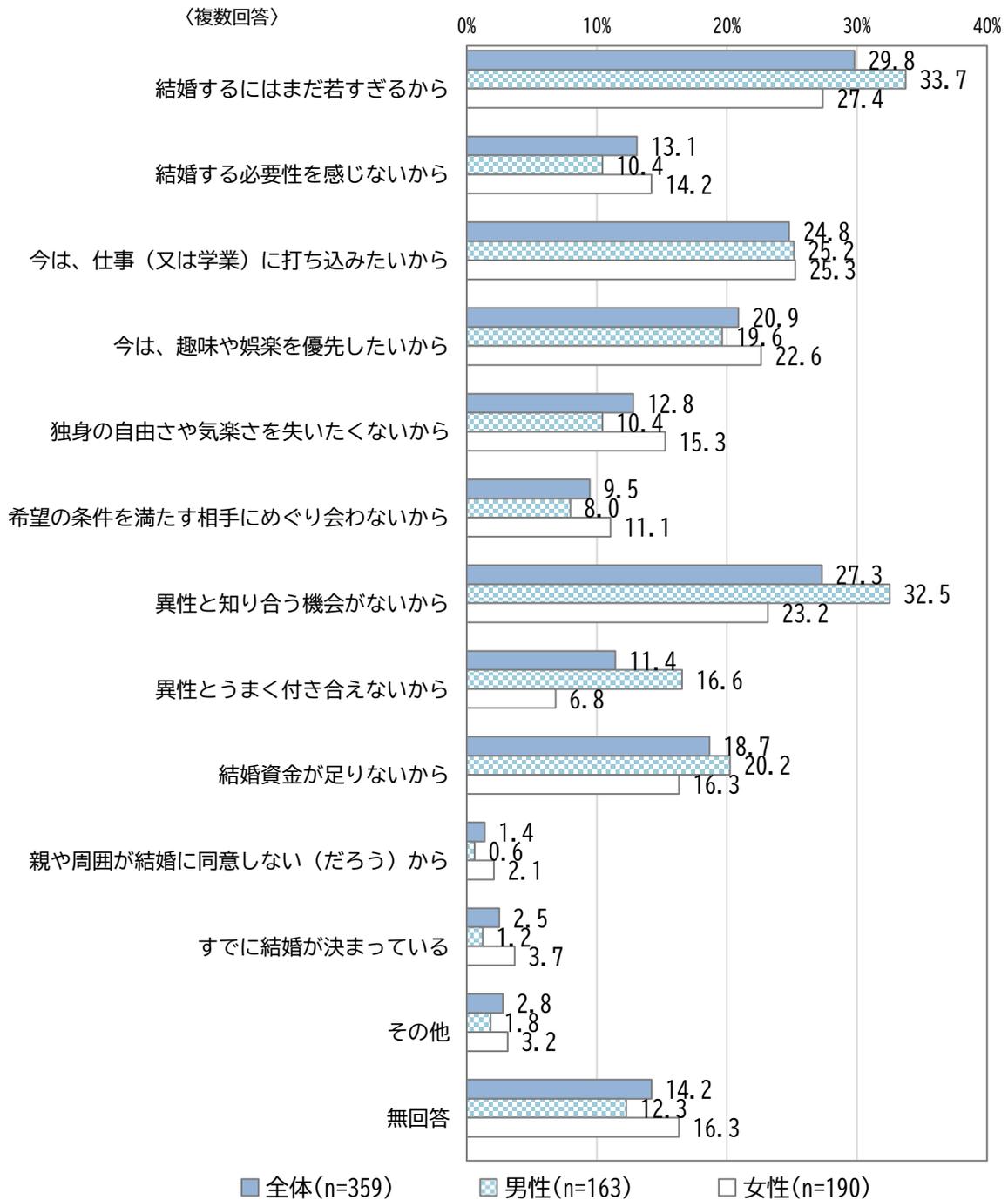


現在独身でいる理由は、全体では、「結婚するにはまだ若すぎるから」、「異性と知り合う機会がないから」、「今は、仕事（又は学業）に打ち込みたいから」の割合が高くなっています。

男性では、「結婚するにはまだ若すぎるから」、「異性と知り合う機会がないから」、「異性とうまく付き合えないから」の割合が女性より高くなっています。

女性では、「結婚する必要性を感じないから」、「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」、「希望の条件を満たす相手にめぐり合わないから」の割合が男性より高くなっています。

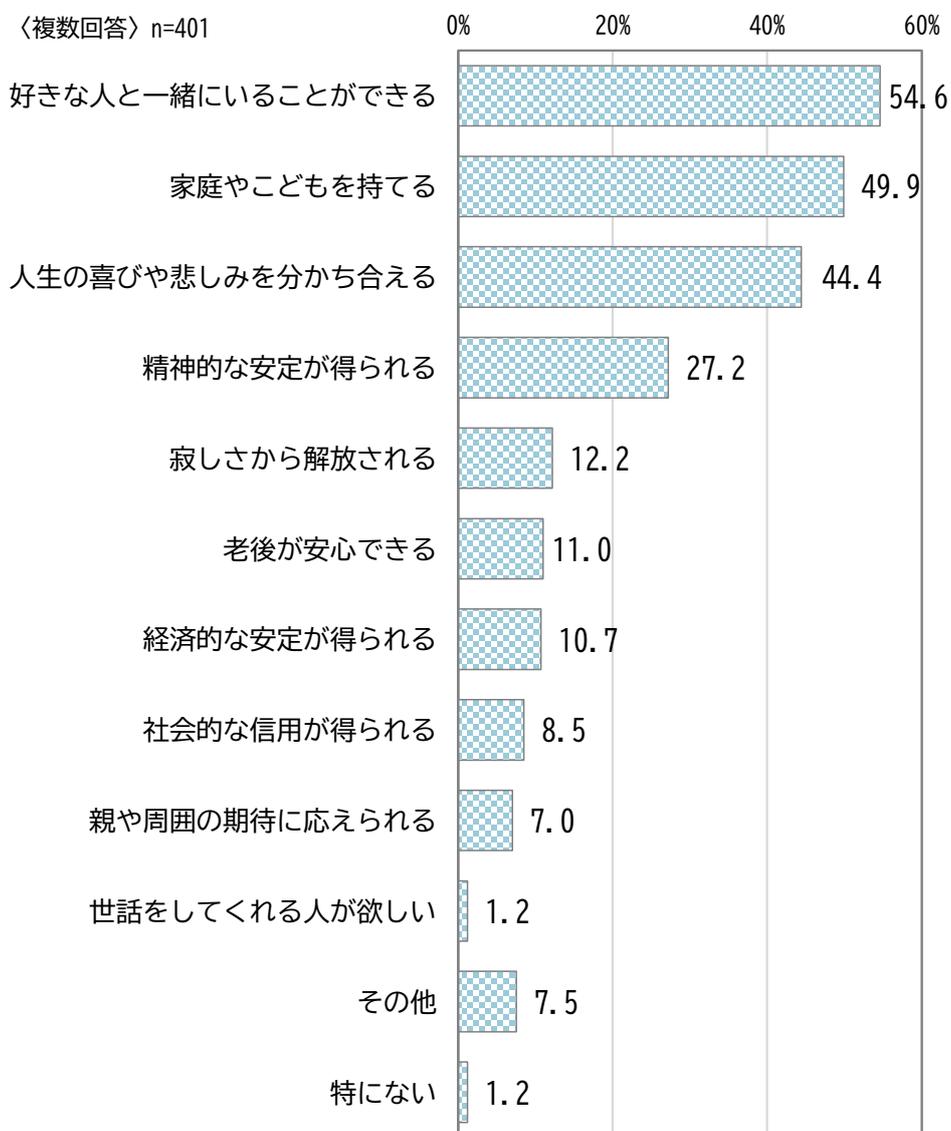
■現在独身でいる理由（※独身の人のみ）



※全体の回答数に「どちらも選ばない」（性別、n=6）を含む

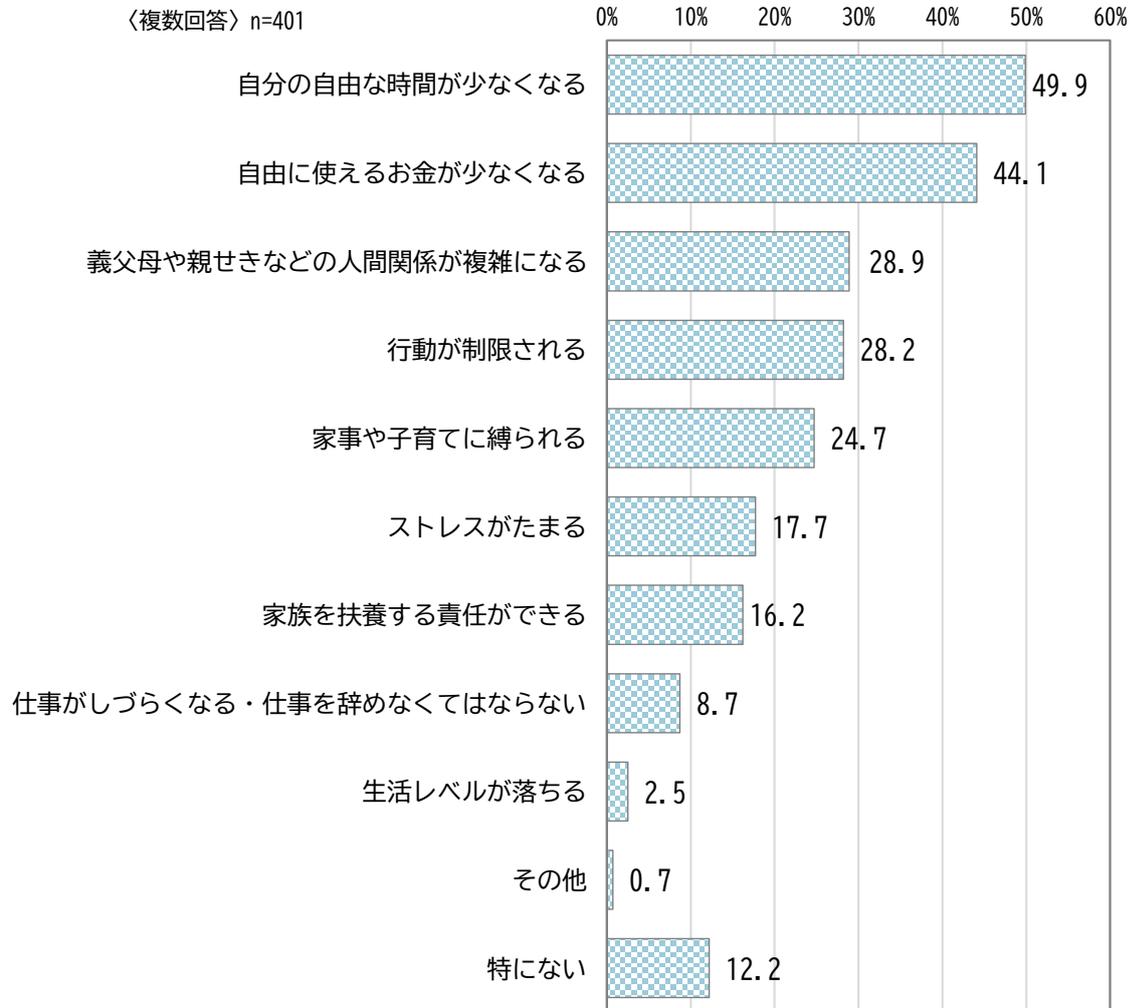
結婚についての良いイメージは、「好きな人と一緒にいることができる」が54.6%と最も高く、次いで「家庭やこどもを持てる」が49.9%、「人生の喜びや悲しみを分かち合える」が44.4%となっています。

■結婚についての良いイメージ



結婚についての良くないイメージは、「自分の自由な時間が少なくなる」が49.9%と最も高く、次いで「自由に使えるお金が少なくなる」が44.1%、「義父母や親せきなどの人間関係が複雑になる」が28.9%となっています。

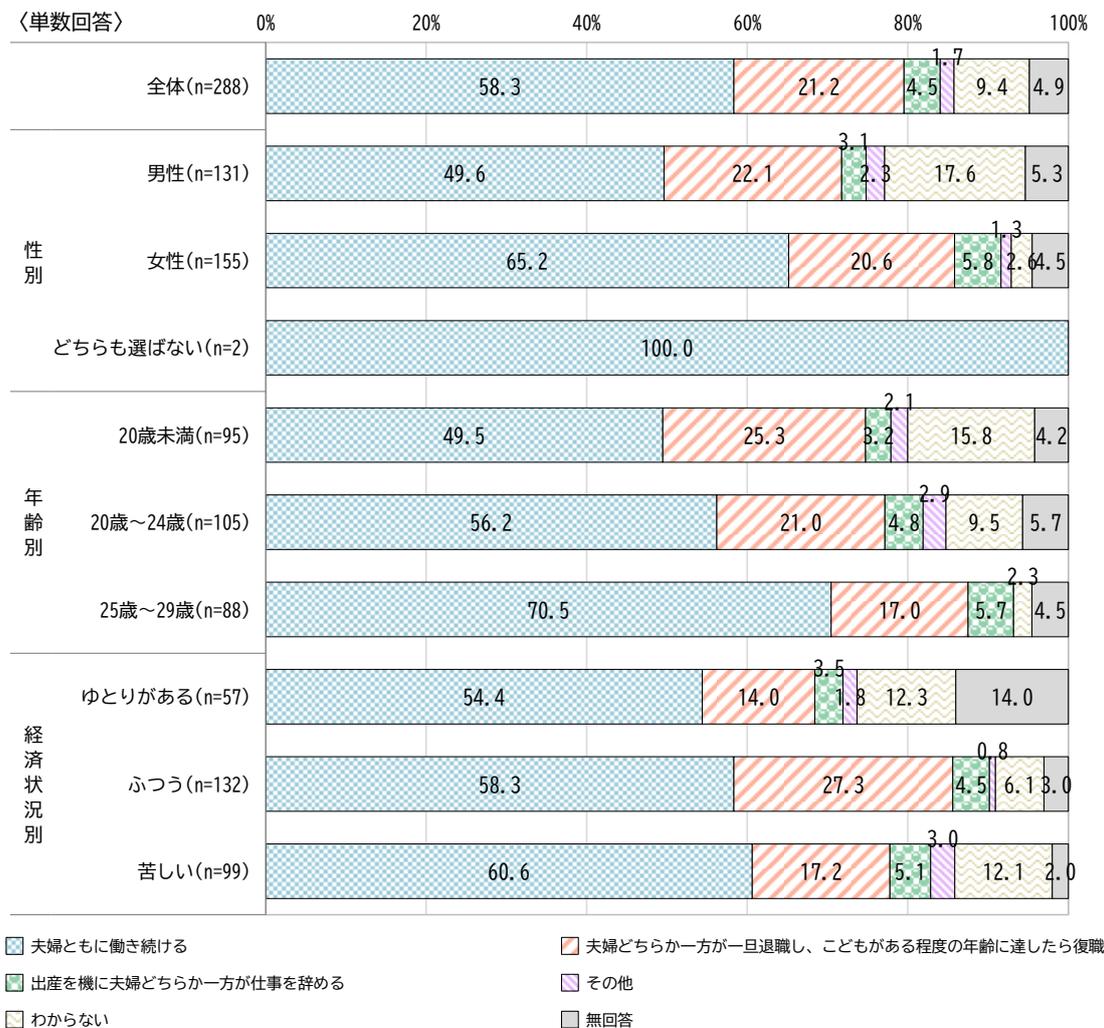
■結婚についての良くないイメージ



③働き方、子育てについて

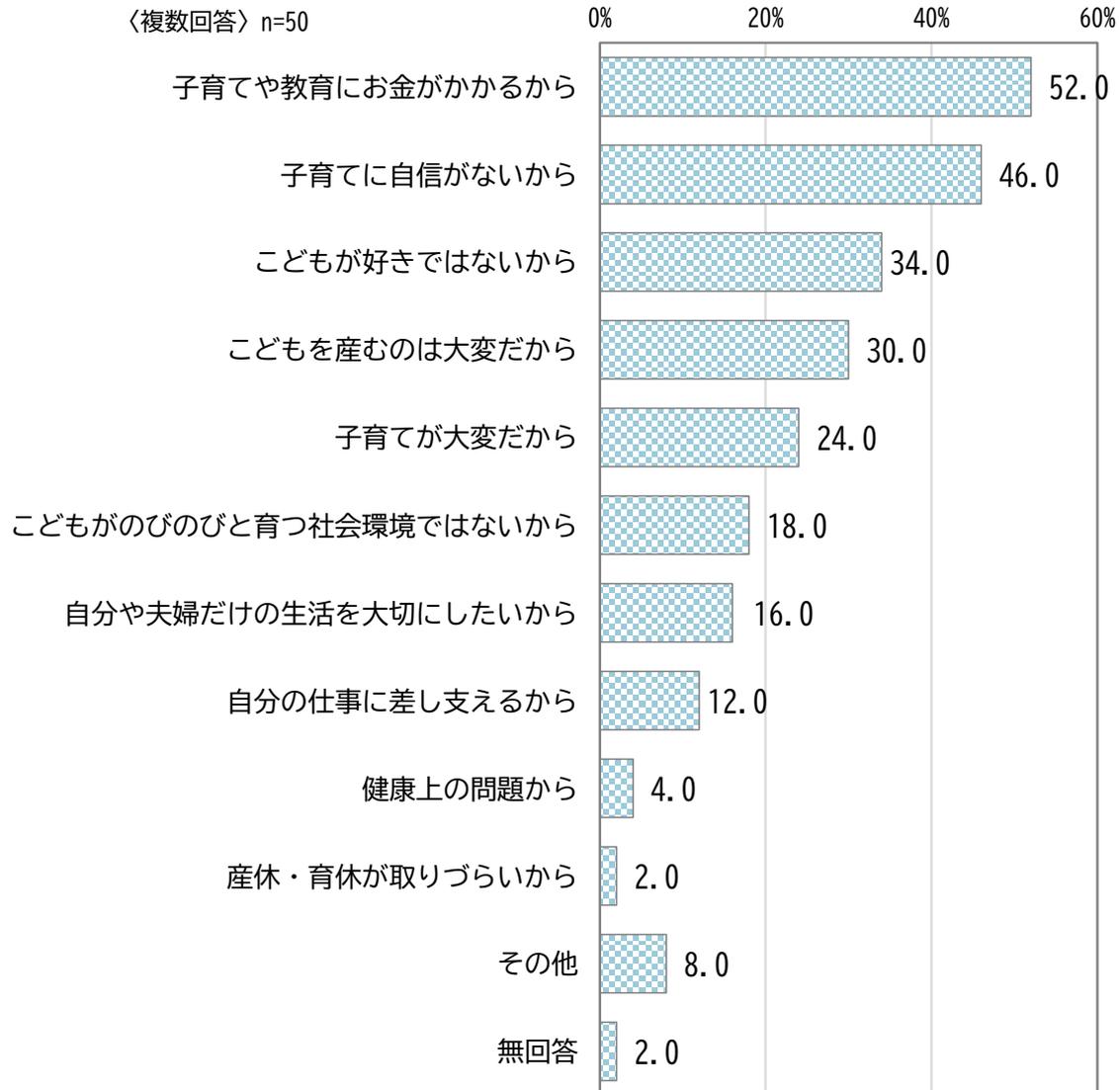
結婚してこどもができた後の希望する働き方は、「夫婦ともに働き続ける」が58.3%と最も高く、次いで「夫婦どちらか一方が一旦退職し、こどもがある程度の年齢に達したら復職」が21.2%、「わからない」が9.4%となっています。

■結婚してこどもができた後の希望する働き方



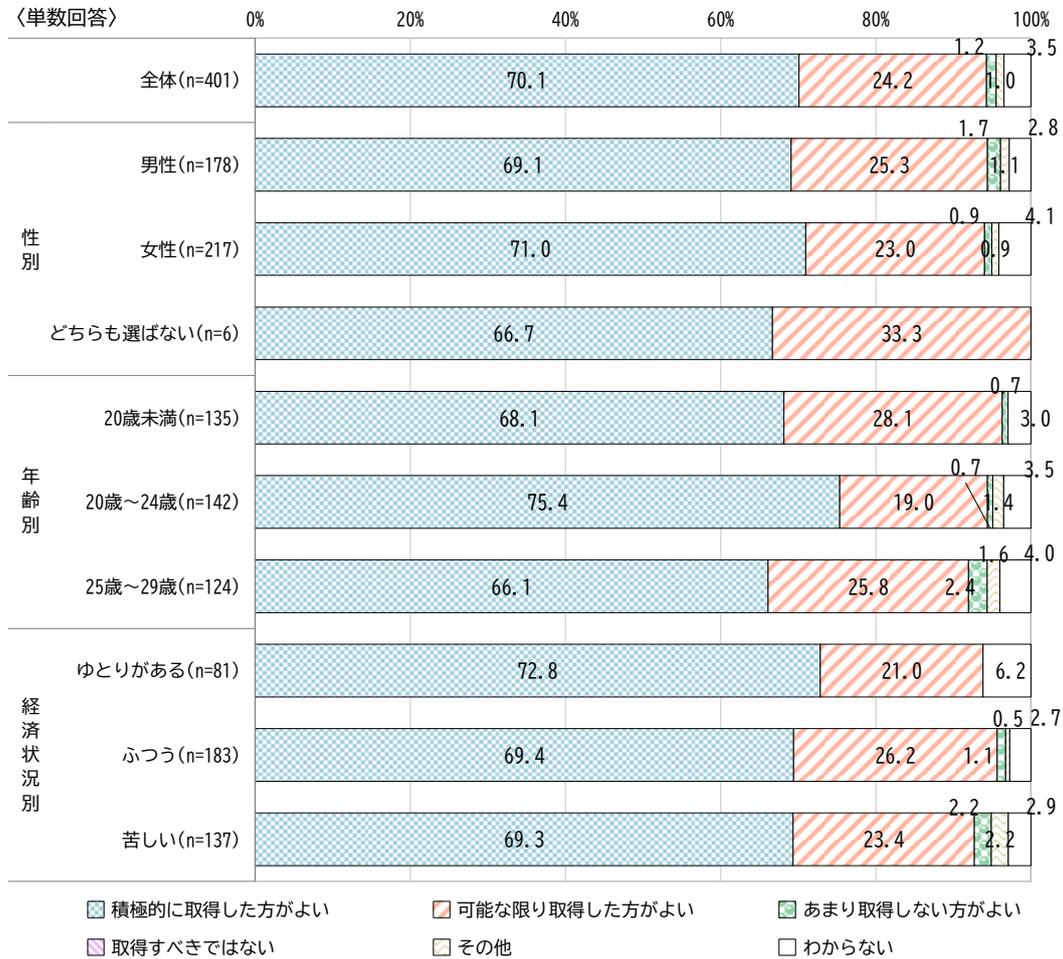
子どもが欲しくない理由は、「子育てや教育にお金がかかるから」が 52.0%と最も高く、次いで「子育てに自信がないから」が 46.0%、「子どもが好きではないから」が 34.0%となっています。

■子どもが欲しくない理由



男性が育児休業制度を利用することは、「積極的に取得した方がよい」が70.1%となっています。

■男性が育児休業制度を利用することについての考え



(4) 教育・保育施設等調査

本計画を策定するに当たり、教育・保育施設等の現状、計画、運営における課題等を把握し、本計画の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

①運営上の課題、問題点等（就学前教育・保育施設）

課題、問題点等	件数
人材不足・確保	20
園児の確保・定員見直し・公定価格	14
その他	3

②霧島市の教育環境や、青少年の健全育成などに関する課題、問題点等（小・中学校）

課題、問題点等	件数
児童数減少・地域格差	13
学校施設の老朽化、安全対策	10
タブレット等の情報化の充実	9
放課後や休日の過ごし方	6
安全対策	6
価値観の多様化	6
その他	5

③運営上の課題、問題点等（放課後児童クラブ）

課題、問題点等	件数
職員不足・確保	13
困難を抱えた児童への対応	11
事業継続への不安	11
補助金や助成金の充実	8
施設整備・充実	9
研修等の実施	7

3. こども・若者の意見聴取

本計画に係るこども施策の策定等に当たって、こども基本法に基づき、こども（若者を含む）の意見を聴取することを目的に開催しました。

■「霧島こどもみらいサミット」（ワークショップ）の実施

グループワークの進行は、各グループの主体性に任せました。その結果、グループ内でアイデアを出し合い、出たアイデアをみんなで整理する時には一体感が生まれ、グループごとに工夫して整理する様子がみられました。

①男性が育児に関わりやすくするには？（A、B）	
<ul style="list-style-type: none"> ・男性のみで育児についての考えを交換する機会をつくる ・偏見を少なくできるように、育児の大変さが分かるデータを見せつける！！ ・「保育基礎」のことを授業で取り扱う→「道徳」や「学活」の時に時間を使ってやる ・住んでいる地域の支援制度の認知度を高める ・こどもの行事などを夫婦で行くなど、こどもの状況を夫婦内で共有しよう！ ・「個人の意識を育てる活動」（育児の大変さを知る、小・中学校から男性の育児に関する授業を取り入れる、男性が参加できる育児イベントを行う 等） ・「会社ができること」（育休制度をわかりやすく説明できる会社のページをつくる、上司との面談の機会を設ける 等） 	
②若い世代が結婚するきっかけづくりとは？（C、D）	
<ul style="list-style-type: none"> ・中高生が使えるマッチングアプリ開発 ・結婚費用の補助制度をつくる ・女だから、男だからという考えをなくす ・家具プレゼント ・学生の時にブライダル見学などを行う ・幸せ講演会 ・結婚の良いところをたくさん知ってもらう ・少女マンガ普及 ・夫婦別姓が可能な体制づくりをする ・ジェンダー*の考え方をもっと広める ・趣味などが同じ人が集まる ○○好きの会～みたいな ・男性のための料理教室を開く！（女性は食べる係） ・スポーツ大会、旅行に行く、他校との交流、男性のための料理教室 	
③若者が住みたいと思える魅力あるまちとは？（E、F）	
<ul style="list-style-type: none"> ・若者が率先となって動くまち ・29歳以下の男女は住民税一部免除されるまち ・参加型にする（自然） ・無料又は安く利用できる自習室をつくる ・こどもの遊べる場が沢山あるまち ・映画館が24時間営業して視聴できる ・交通手段を増やす ・学生でも無料の検診が受けられる ・医療技術が充実しているまち ・若者の意見がとおりやすい ・街がきれい→今ある自然を大切にす ・多様性があふれたまち ・理想の施設（楽しいイベントが1年通して沢山あるまち、若者向けのお店がある（服・食）、おいしい食べ物、体を動かす施設がある 等 	

4. 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画の振り返り

事業計画に記載された事業における具体的な取組状況については、霧島市子ども・子育て会議において点検・評価を実施しています。第2期計画における各施策の主な取組状況は以下のとおりです。

(1) 子どもの健やかな成長を支える ～子どもの育ちの視点～

① 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供（量の確保）

具体的な取組	実績・取組・進捗
幼児期の学校教育・保育及び地域型保育事業*の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園への移行等に伴う多様な保育・教育ニーズへの対応や、施設整備等による定員増を進め、潜在的待機児童*の解消に努めた。 ・企業主導型保育事業*の新設により、認可施設の利用者が減少していると推測され、これ以上の新規参入が進むと過度の競争が懸念される。
多様な保育サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり、一時預かり（幼稚園型）、病児・病後児保育事業、延長保育事業等の実施施設の充実・拡大に努めた。
放課後児童クラブの拡充及び放課後子供教室との一体的な実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各放課後子供教室の実施に係る教育委員会と、各校の実情を踏まえ、関係機関の連携や地域との協働活動について協議し、理解を図ってきたが、学校施設の活用や空き教室についての問題や、運営委員会の設置等課題が残っており、実施に至っていない。
保育・幼児教育を担う人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・霧島市保育人材バンク事業の登録者増加に向け、県の保育人材バンクとの連携を開始した。 ・保育所等の利用において、本市の認可保育所等に勤務する保育士等の子を優先的に調整し、本市認可保育所等の保育・教育人材の確保につながった。

② 質の高い教育・保育の推進（質の確保）

具体的な取組	実績・取組・進捗
認定こども園への移行に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・利用希望や提供区域を考慮しながら保育園から幼保連携型認定こども園への移行や施設の新設を推進した。 ・認定こども園等に移行する施設に対して施設整備に係る費用の支援を行い、認定こども園の移行や新設を促進した。
適正な集団規模の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備等に係る経費を助成することで、保育所等の環境整備が推進されるとともに、子育て環境の整備・充実につながった。
幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員の合同研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国の制度において、保育士のキャリアアップの仕組みが加算要件になっているため、各施設が計画的に研修を受けられるよう周知を行った。
幼児教育アドバイザーの配置・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・適任者の確保が困難となり、実績なし。

③教育・保育施設と家庭等の連携の推進

具体的な取組	実績・取組・進捗
家庭との連携	<ul style="list-style-type: none"> 相談内容は、発達支援に関することが多い。周囲には相談しにくいことについて、園がその対応窓口となっている。 こどもの発達の様子を捉え、保護者と相談、必要に応じて専門機関への相談につなげている。
小学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> 給付費への上乗せ「小学校接続加算」を行い、小学校との連携推進を図った。
地域型保育事業等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 連携施設を設定しており、3歳以降については、連携施設で確実に保育の提供を受けることができている。

④食育の推進

具体的な取組	実績・取組・進捗
保育所等での食育推進（出前講座）	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌、FM きりしまでの広報、離乳食教室事業、出前講座、食育イベント等で「早寝・早起き・朝ごはん」「地場産物の積極的利用の推進」「共食*の推進」の啓発を図った。

(2) 子育てを親の育ちを支える ～親としての育ちの視点～

①安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

具体的な取組	実績・取組・進捗
妊産婦の適切な健康管理への支援	<p>(母子健康手帳交付事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクアセスメントを実施し、支援を行った。 妊娠期から出産に向けて電話相談や訪問による支援に努めた。 子育てアプリ「きりっこ」から妊娠中の情報提供を行った。 <p>(特定不妊治療費助成交付事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月より特定不妊治療は保険適用となった。 ホームページや窓口掲示等により周知を行った。 <p>(妊婦健康診査事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠中1人当たり最大14回の公費負担を実施した。また、委託契約を締結できない医療機関を受診した妊婦に対しては、償還払いによる助成を実施した。

②小児保健医療の充実

具体的な取組	実績・取組・進捗
緊急時に対応するための家庭での対策	<ul style="list-style-type: none"> 7～8か月教室で事故予防の講話や応急対応の資料を配布した。各母子健診事業では、問診時等に個別で事故予防やこどもの緊急時の対応について、個別に保健指導を行った。
予防接種の実施率の向上	<ul style="list-style-type: none"> 子育てガイドブックや広報誌、ホームページ、FMきりしまなどで周知を行った。 中学1年生の女子に子宮頸がん予防ワクチンの個別通知、キャッチアップ接種対象者には、受診勧奨通知を行い同ワクチンの接種率の向上に努めた。
専門的医療・相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者(児)の相談に応じて、課題解決や適切な福祉サービス等の利用マネジメントにより、家族支援及び自立に向けた支援も行うことができた。

③親子で健やかに成長するための子育て支援

具体的な取組	実績・取組・進捗
地域で子育てを応援する環境づくり	(ファミリー・サポート・センター事業*) ・公共施設等へのリーフレットの配架や、市広報誌・ホームページによる情報の発信に努めた。 (子育て支援センター管理運営事業) ・子育て等に関する相談や各種サロンの実施により親子の交流を図った。 (母子保健推進員活動事業、乳児家庭全戸訪問事業) ・生後4か月までの乳児並びにその保護者の訪問を実施した。
認定こども園等の地域子育て支援活動の推進	・子育て世帯の核家族化が進んでおり、周りの子育て世帯と関わる機会が減少している中、本取組は保護者同士のつながりをつくるきっかけになっている。
子育て支援に重点をおいた健診や相談の充実	・健診を受診することで保護者が乳幼児の健康状態や発育発達の状態を把握することができた。 ・健診受診後の経過観察が必要な乳幼児については、その後のフォローを行うことで、必要な支援につなげることができ、保護者の育児不安の軽減につながった。
子育て支援情報の提供	・子育てガイドブック『ぐんぐんの木』の発行(特集に「きりしま防災・行政ナビ」「医療的ケア児*」等を掲載。)(部数：8,100部)
地域の子育て支援ネットワークの構築	(子育て支援センター管理運営事業) ・全体会を年2回開催し、各センターの意見交換や情報共有を行い、子育て支援拠点施設の相互連携や課題解決に努めた。
経済的な支援の充実	・子ども医療費助成事業について、現物給付(医療機関等での一部負担がなくなる制度)対象拡大の要望があった。 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業(令和4年度～休止)
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	・預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化を行った。
外国につながる幼児への支援・配慮	・国際協力員の協力を得て、教育・保育の利用ができるように、申請方法等の説明・相談を行う体制づくりに引き続き取り組んだ。

(3) 地域全体で子育て家庭を支える ～地域での支えあいの視点～

①療育等が必要な子どもと家庭への支援

具体的な取組	実績・取組・進捗
疾病・障害の早期発見と専門的な医療等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・健診後の精密検査等により股関節開排制限や視力異常などの疾病の早期発見や早期治療につながった。 ・専門医師の診断を受け、必要な助言指導があることで、保護者が子どもについて正しい認識を持ち、保護者の不安軽減や早期療育等の適切な支援につながった。
幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民を対象に医師、療育専門家、学校関係者を講師として発達障害*についての基礎知識と、年代に応じた困り感や対応方法について講義を行った。 ・支援者を対象に心理テストの解釈と支援計画及び行動支援と個別支援計画の講義を行った。
教育・保育施設等での障がい児や医療的ケア児の受け入れ推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための経費を補助することで、放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ推進を図った。
経済的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県の制度による支給・助成が主であるが、制度に基づき、特別児童扶養手当の支給、小児慢性特定疾病*児童日常生活用具の給付を行い、障害のある子どもや病気にかかっている子どもへの経済的支援につなげることができた。

②ひとり親家庭への自立支援

具体的な取組	実績・取組・進捗
各事業の利用の際の配慮	<p>(子育て支援ショートステイ事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の施設と委託契約を締結し、それぞれの施設において一定期間、養育及び保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図った。また、利用しやすい環境づくりのため、利用できる施設を増やした。
就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援情報誌(ぐんぐんの木)やホームページで広報を行い、対象者に教育訓練給付金を支給した。
経済的な支援の充実	<p>(児童扶養手当支給事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年6回(奇数月)にそれぞれの前月分までの手当を支給した。 <p>(ひとり親家庭医療費助成事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月2回の支払いを実施した。

③虐待防止など要保護児童等対策

具体的な取組	実績・取組・進捗
発生予防、早期発見、早期対応等	<p>(家庭児童相談事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係課等と情報共有を図り、また、関係機関との情報の共有・連携体制を図ることで、児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応等に取り組んだ。 <p>(母子訪問事業、利用者支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境を把握し必要な保健指導を実施した。家庭支援が特に必要な家庭や虐待、DV*等が疑われる家庭については、こども・くらし相談センターと連携しながら訪問を行った。
関係機関との連携及び相談体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関(学校等教育施設、保育所等児童福祉施設、児童相談所、警察等)との情報共有及び連携体制の強化を行った。
社会的養護施設との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所との情報共有・連携を図り、支援に取り組んだ。 ・DV被害者の支援についても、警察等と連携し、被害者の支援に取り組んだ。 ・警察等の関係機関と連携を図り対応した。

④仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

具体的な取組	実績・取組・進捗
育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・育休復帰に伴う保育所等入所について、引き続き優先的な取扱（選考に係る基準点に加点する。）を行い、円滑な利用を促した。
仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備	<p>(男女共同参画広報・啓発事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業実態調査は、未実施のため評価なし。 ・市の事業としては、ワーク・ライフ・バランス*等労働環境に関して十分な啓蒙啓発を行えておらず、隔年で実施する企業実態調査による状況把握に留まっている。

5. 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画の数値目標の点検・評価

(1) 特定教育・保育事業

量の見込み（保育を必要とするこどもの総数）と確保の内容（保育所等の利用定員）について、第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画で設定した計画値と各年度の実績値を比較しました。

また、それぞれの実績値を比較し、保育・教育ニーズを満たすことができたか否かを、以下のとおり点検・評価しました。

① 1号認定（3～5歳）

全体を通して、利用定員が、必要利用総数を上回っており、多様な保育・教育ニーズを満たすことができている。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1,319人	1,328人	1,286人	976人	936人
	確保の内容	1,585人	1,609人	1,609人	1,179人	1,119人
実績	利用者数	1,449人	1,556人	1,475人	846人	633人
	利用定員数	1,820人	1,795人	1,794人	1,155人	1,012人

② 2号認定〈教育ニーズ〉（3～5歳）

全体を通して、利用定員が、必要利用総数を上回っており、多様な保育・教育ニーズを満たすことができている。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	200人	202人	196人	483人	464人
	確保の内容	235人	235人	235人	644人	625人
実績	利用者数	262人	260人	259人	571人	464人
	利用定員数	193人	188人	182人	682人	673人

③ 2号認定〈保育ニーズ〉（3～5歳）

全体を通して、利用定員が、必要利用総数を上回っており、多様な保育・教育ニーズを満たすことができている。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1,878人	1,888人	1,825人	1,804人	1,716人
	確保の内容	2,106人	2,133人	2,125人	2,085人	2,112人
実績	利用者数	1,954人	1,965人	2,004人	1,982人	1,923人
	利用定員数	2,093人	2,065人	2,017人	2,006人	2,050人

④ 3号認定（1、2歳）

全体を通して、利用定員が、必要利用総数を上回っており、多様な保育・教育ニーズを満たすことができている。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1,431人	1,348人	1,329人	1,309人	1,328人
	確保の内容	1,314人	1,393人	1,405人	1,425人	1,461人
実績	利用者数	1,260人	1,284人	1,177人	1,330人	1,361人
	利用定員数	1,354人	1,401人	1,445人	1,489人	1,500人

⑤ 3号認定（0歳）

全体を通して、利用定員が、必要利用総数を上回っており、多様な保育・教育ニーズを満たすことができている。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	414人	407人	401人	403人	400人
	確保の内容	424人	456人	461人	466人	477人
実績	利用者数	419人	416人	457人	452人	209人
	利用定員数	445人	454人	478人	501人	492人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
評価	専任の保健師を配置し地域の子育て支援事業などの情報提供や子育てについての相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施することで、特に妊産婦のいる家庭については、医療機関や助産師等との連絡などがスムーズに行えている。母子健康手帳交付時に支援の必要性をアセスメントすることで、対象者に合わせた支援が行えていると考える。令和6年度から専任の保健師も増員し対応している。				

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	57,437人日	56,160人日	54,124人日	40,000人日	46,360人日
実績値	34,970人日	30,956人日	40,246人日	46,015人日	46,360人日
評価	こどもの年齢別のサロンや成長に応じた講座等を開催しており、利用者のニーズや子育て親子の交流拠点として大きな役割を担っている。毎年、支援拠点施設10か所による全体会を開催し、意見交換や情報交換を行い、相互連携や地域課題の解決に努めるなど、子育て支援の強化が図られている。				

③妊婦健康診査

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	14,252人回	14,014人回	13,804人回	11,912人回	11,912人回
実績値	11,914人回	12,535人回	10,920人回	10,476人回	10,066人回
評価	母体や胎児の健康の確保を図ることを目的に、妊娠届出をした妊婦を対象に、妊婦健康診査受診票を交付し、県内の医療機関及び県外の委託医療機関において、妊婦健康診査14回（妊娠から出産までの間）の公費負担を行っている。この事業により妊婦が妊婦健康診査を受診しやすくなり、母体や胎児の健康が確保されることにつながっている。また、委託契約を締結していない県外の医療機関（里帰り出産など）については償還払い制度にて対応し、妊婦の経済的負担の軽減に寄与している。				

④乳幼児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	1,018人	1,001人	986人	298人	298人
実績値	256人	292人	280人	284人	298人
評価	生後4か月までのお子さんのいる全ての家庭を訪問している。保健センターの保健師や新生児訪問を委託している助産師が訪問できていない人を母子保健推進員に訪問依頼している。令和5年度から希望の未来給付金事業の面談も兼ねており、ほぼ100%生後4か月までの早期訪問の実施ができています。子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握ができていていると考える。				

⑤養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	300人日	300人日	300人日	300人日	300人日
実績値	-	-	-	-	-
評価	※計画期間中は未実施				

⑥子育て短期支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	305人日	305人日	305人日	305人日	305人日
実績値	225人日	272人日	150人日	120人日	300人日
評価	保護者の病気などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となったお子さんに関する利用希望については、児童養護施設などで必要な保護ができていることから、当該事業は機能していると考えます。				

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	200人日	205人日	210人日	215人日	220人日
実績値	376人日	149人日	453人日	395人日	435人日
評価	子育てをする人が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境の提供ができています。				

⑧一時預かり事業（A：幼稚園型、B幼稚園型以外）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A	見込量	129,471人日	129,789人日	127,882人日	127,588人日	125,312人日
	実績値	92,979人日	87,022人日	95,609人日	103,227人日	106,300人日
B	見込量	22,070人日	20,654人日	19,840人日	5,150人日	4,760人日
	実績値	7,516人日	6,139人日	5,954人日	5,824人日	6,424人日
評価		<p>一時預かりの需要が高まり、預かり保育を利用する人数及び補助事業を申請する施設も増加した。事業を実施する施設への補助を行い、保護者の心身のリフレッシュや就労等による幼稚園等の預かり保育の利用を促進することや、子育て環境の充実に寄与した。</p> <p>一時預かり事業を実施する保育所等に対して補助を行うことで、通常保育を受けていない、もしくは対象とならない児童の保護者の子育てにおける心理的・身体的不安の解消を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進した。</p> <p>就労者の保育の場として活用されており、働き方を支える子育て家庭や育児疲れ等のリフレッシュなど多様なニーズに対応する事業として定着してきている。</p>				

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	2,465人	2,396人	2,349人	2,775人	2,775人
実績値	3,319人	3,389人	2,812人	2,570人	3,300人
評価	開所時間を越えた保育を実施する保育所等に対して補助を行うことで、子育てと仕事が両立できる環境づくりを推進した。				

⑩病児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	926人日	915人日	895人日	879人日	864人日
実績値	546人日	846人日	988人日	1,170人日	1,100人日
評価	子育てと就労の両立支援の一環として、保育園等へ通園中の児童等が「病気の回復期」であるとの理由で自宅での養育を余儀なくされる期間、当該児童を預かる事業を行う団体に補助を行い、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進した。				

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	2,363人	2,479人	2,564人	2,599人	2,685人
実績値	2,220人	2,236人	2,171人	2,454人	2,584人
評価	利用者の実績は、目標値に近い推移で増員しており、今後も利用希望が見込まれる。また、放課後児童クラブ数も増え、適正な設置基準の周知、人員配置や開所日数について、適宜指導や助言に努めながら運営補助を行い、放課後等における児童の健全育成を図ることができた。				

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量	18人	18人	18人	休止	休止
実績値	14人	0人	0人	-	-
評価	対象者に対し給食費等を助成することで低所得者世帯等の保育の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進した。 ※中間見直しで休止				

※各事業の令和6年度の実績値は、見込みの数値です。

6. 課題の整理

本市のこどもを取り巻く状況や各種調査等の結果から、こども施策の充実に向けて以下のような課題が考えられます。

(1) こども・若者の権利に関すること

「こども基本法」の第3条において、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本理念として掲げています。

こどもの権利の保障を進めるためには、こどもが権利の主体であることを広く周知し、こどもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体で共有していくことが大切となることから、全ての人に対して、こどもの権利の普及啓発や学習機会の充実に取り組む必要があります。

また、全てのこども・若者が、本市のこどもに関する施策に対して、自主的に意見を表明できる機会を設けていく必要があります。

さらに、権利侵害を受けたこどもが適時適切にSOSを発信できるよう、引き続きこどもの権利に関する相談窓口の周知を図っていく必要があります。

(2) ヤングケアラーに関すること

ヤングケアラーは、家庭内の役割として捉えられ、本人や家族に自覚がない場合があり、問題が表面化しにくいことから、見逃すことなく必要な支援につなぐ必要があります。

また、ヤングケアラーやその家族が置かれている状況は多岐にわたるため、教育、福祉、介護等の関係機関が連携し、ヤングケアラーを含む家族の支援を行う必要があります。

今後、訪問による家事支援を行っていく上では、要保護児童対策地域協議会等との連携、関係サービス機関との情報共有とサービス提供体制の構築など、官民一体となる施策が必要とされています。

(3) 児童虐待防止対策に関すること

近年、家族以外の第三者と関わり合う機会が減るなど、気軽に相談できる相手が少なくなっており、問題を抱えたまま解決できずにいる保護者も多くみられます。

このような中で、家庭内における虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、こどもの命に係わる問題でもあることから、子育てに対する不安感を軽減する支援体制の強化や関係機関との連携による虐待の発生予防、早期発見、早期対応、継続支援ができる体制のさらなる強化が求められています。

また、社会的養護が必要なこどもが安心して生活できるよう、児童養護施設や里親等への措置などを行う児童相談所と連携を密にし、適切な支援を行う必要があります。

(4) 保健・医療に関すること

児童福祉法及び母子保健法の一部改正に伴い設置した、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う「すこやか保健センター」を「こども家庭センター」と位置付け、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っています。

近年、出産後に緊急に対応しなければならないケースが増えている傾向にあることから、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア*事業などの充実が必要となっています。

また、各種アンケート調査では、医療機関の窓口での医療費の支払い（一部負担金）がなくなるような制度変更（現物給付方式）をしてほしいとの声が多くありました。このように費用負担の軽減が必要とされていることから、県や国などとも連携しながら、子育てのしやすいまちの実現につながる支援策を展開していくことが求められています。

さらに、心身ともに健康で将来にわたっていきいきと安心して暮らすことができるよう、障害の早期発見、早期発達支援の推進を図り、障害のあるこども（医療的ケア児含む）やその家族のニーズに応じた支援の充実を図るため、保健・福祉・医療・教育など関係機関の連携をさらに強化する必要があります。

(5) 幼児教育・保育の提供体制及び質の確保に関すること

今後、少子高齢化が進展する中、就学前児童数は減少していく見込みですが、共働き世帯の増加、市内中心地への人口集中、女性の就業率の上昇などにより、今後も、保育を必要とする保護者の割合は増えていくものと想定されます。一方、提供区域によっては、利用者が定員に達しない施設もあることから、その時々状況や各地区のニーズの変化に応じた取組が必要です。

また、保護者の就労形態の多様化に伴い、1号認定における長時間の預かりや長期休みの際の預かり、延長保育、病児・病後児保育のニーズが高まっており、今後も保護者が幼児期の教育・保育を幅広く選択できるような、柔軟な供給体制を整える必要があります。更に、人間形成の重要な時期である乳幼児期には質の高い教育・保育を実践することが求められています。

なお、近年において「保育士」人材は、幼児教育・保育事業だけでなく、発達障がい児支援事業や、放課後児童健全育成事業など、幅広い事業において需要が高く、鹿児島県内においても有資格者の需要が急激に高まっています。保育士の確保は、各事業者における受入定員数の確保、及び企業運営の安定化に関わってくることから、行政と民間事業者が連携して、保育士の育成と確保に注力する必要があり、様々な方向から人材確保のための対策を行っていく必要があります。

(6) こどもの遊びや体験に関すること

共働き世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、異年齢のこどもや高齢者と接する機会が減少していることから、交流する機会づくりが求められています。

少子化が進行する中で、こどもの生活体験や体験活動が不足していることから、児童生徒の心を育む指導や体験活動の充実が求められています。

また、アンケート調査や子ども・子育て会議等において、天候に左右されることなくこどもと保護者が安心して遊べる場の確保を求める意見が多くありました。

既存施設や高齢者、女性の人材など地域資源を生かした遊び、体験の機会や場を意図的・計画的に創出することが求められています。

(7) こどもの貧困に関すること

親の経済的貧困は、こどもから学習や体験の機会を奪うことにつながります。これらの教育機会の格差はこどもの学力格差や進学格差を生み、将来的には職業選択にも影響を及ぼすことが考えられます。このような貧困の世代間連鎖を解消するためにも「就学援助」などの経済的な支援のほか、大人との多様な人間関係の中で自発的な学習習慣を身に付けることができる教育の支援が求められています。

アンケート調査においても、保護者の経済状況は、時間的な余裕や精神的負担に影響を及ぼしていることがわかりました。そのため、保護者が時間に余裕を持つことができるような環境を整備するとともに、地域と触れ合える場や機会が必要となっています。

また、保護者の精神的な状況は、こどもに与える影響も大きいと考えられることから、信頼できる包括的な相談体制が求められています。

さらに、相対的貧困と分類された世帯では、非正規雇用で就労している保護者の割合が高くなっていることから、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援が必要となります。

(8) 保護者の仕事と家庭の両立に関すること

二一ズ調査における就労状況の回答結果をみると、母親が、こどもの年齢に合わせて、時間制約の少ないパート就労をする様子がわかり、母親の育児と仕事の両立を求める状況が続いていると考えられます。関連して、保護者における育児休業取得の状況については、母親の育児休業取得の割合は、就学前児童の保護者では半数の母親が取得しており、育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として浸透していることがわかります。しかし、父親についてみると、依然として取得している人は少ない状況となっています。

このような状況を改善していくためには、共働き、共育ての支援、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大、企業等の意識啓発及び職場環境の改善のための支援が必要となっています。

また、男女間の固定的な性別役割分担意識*や性差に関する偏見・固定観念・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）*を大人になってから変えることは容易ではないことから、こどもの頃から男女共同参画への理解を促進するため、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において、多様な選択を可能にする学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図る必要があります。

(9) 少子化や若者の定住に関すること

定住するために必要なこととして、やりたい仕事があるという意見が多くなっていることから、地元中小零細企業の多様で活力のある成長・発展への支援、市内企業や地元就職の魅力を発信する取組の推進などが必要となっています。近年、若者の仕事観が多様化していることから、価値観を尊重した上で、若者の主体的な選択による希望に応じて社会全体で支援することが必要となっています。

また、若者への意識調査やワークショップにおいて結婚していない（したくない）理由としては、「異性と知り合う機会がないから」や「結婚資金が足りないから」とする意見が多くなっています。このような若者の結婚希望を叶えるため、今まで取り組んできた出会いの機会・場の創出支援の広域展開や、官民連携、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援が求められています。

(10) 地域における子育て支援に関すること

子育て中の保護者の負担感や不安感を軽減するため、リフレッシュの機会や一時的な保育二一ズに応える預かり保育の場の拡充や、地域子育て拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業の充実に取り組む必要があります。

また、市が実施している事業で認知度が低い事業があることから、事業の周知、利用の増加を認知から経験に至るまでのきっかけづくりと、利用意向に対応できる供給体制の確保が必要となっています。

さらに、利用を希望しないとする回答が7割を超える事業もあることから、利用を希望しない理由を把握するとともに、実施体制や内容の充実など参加しやすい工夫が求められています。

(11) 放課後児童健全育成事業の供給体制及び質の確保に関すること

ニーズ調査結果において放課後児童クラブの利用及び今後の利用意向はともに高くなっており、働く保護者にとって、放課後児童クラブとは重要な社会資源であると言えます。

放課後健全育成事業については、受入学年の拡充などにより利用希望が年々増加しているため、保育所等を利用していたこどもが小学校に進学した際も利用できるよう、供給体制を確保する必要があります。また、要望の多い利用料の軽減や日曜日・祝日の開所についても検討していく必要があります。

今後さらなる、質の維持・向上のため、職員の確保や育成を行うとともに、こどもの発達段階に応じたきめ細かな対応が求められています。

また、障害のある児童など特別な配慮を必要とする児童への対応として、教育委員会などの関係機関と連携するなど、支援の強化が求められています。

(12) 相談体制に関すること

各種アンケート調査結果では、保護者の相談先として、「保健センター・保健所」「自治体の子育て関連窓口」に相談しているという回答は少なくなっています。

子育ての悩みは、こどもの成長段階や家族構成によって変わるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

また、子育てに関する悩みを家庭で抱え込まずに、それぞれの家庭に寄り添うことができるような相談支援体制の強化が必要です。

(13) 支援体制に関すること

身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を図るとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。

また、小学校の先生と保育士が説明会・交流会等を行い、園での様子、教育方針等を相互理解することで、円滑な連携につながると考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 計画の体系



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

こども基本法及びこども大綱では、全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

次世代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護*が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者が権利の主体であることをみんなで共有するとともに、こども・若者や子育て家庭に寄り添い、共に進んでいくことで、みんなと共に育ち合い、こどもや若者が幸せを感じるまちを目指します。

【基本理念】

みんなと共に育ち合い、こども・若者が幸せを感じるまち“きりしま”



2. 計画の基本目標

基本理念である「みんなと共に育ち合い、こども・若者が幸せを感じるまち“きりしま”」を実現するために、基本目標を以下のように定め、こども・若者に関する施策を推進します。

基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

こども・若者の権利の周知・啓発に努めるとともに、こども・若者が自らの権利・人権に対する理解を深めることができるよう、学習機会の充実を図るほか、意見表明の機会を確保し、社会参画を促進します。

また、こどもたちの安全が脅かされることのないよう、関係機関との連携を図りながら、安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実

安心して妊娠・出産できるよう、正しい知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、出産後は母子ともに健やかに育まれるよう、各種健康診査や健康相談、保健指導等の支援体制の充実を図ります。

また、小児医療体制の確保・充実を図るなど、切れ目のない支援に努めます。

基本目標3 こども・若者の育ちを支える

多様化する働き方やライフスタイルに対応できるよう、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備や多様な保育サービス、各種子育て支援の充実を図ります。

また、こども・若者の心身の健全な発育・発達を促すための活動・機会の創出など環境づくりを推進します。

さらに、こども・若者の夢や希望の実現と社会的・職業的な自立のための修学・就労の支援、ひとり親家庭など困難を抱えるこどもや家庭の早期発見と適切な支援に努めます。

基本目標4 こども・若者にやさしい社会づくり

働きながら安心してこどもを産み育てることができる社会や、地域全体でこども・若者の育ちを見守り、応援できる環境づくりを推進します。

また、結婚を希望する若者への支援や、悩み等を抱えるこども・若者が安心して過ごすことができる居場所の確保・充実を図ります。

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針
みんなと共に育ち合い、こども・若者が幸せを感じるまち“きりしま”	基本目標 1 こども・若者の権利と安全を守る	1. こども・若者の権利の保障 2. こども・若者の安全と安心の確保 3. 児童虐待防止など要保護児童等対策
	基本目標 2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実	1. 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実 2. 小児保健医療の充実 3. 発達支援等が必要なこどもと家庭への支援
	基本目標 3 こども・若者の育ちを支える	1. 子育て支援サービスの充実 2. 教育・保育施設の充実 3. こども・若者の健康づくり 4. 若者の自立支援 5. こどもの貧困の解消に向けた対策 6. ひとり親家庭への自立支援
	基本目標 4 こども・若者にやさしい社会づくり	1. 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現 2. 結婚を希望する人への支援 3. 子育て家庭を支え、見守る環境づくり 4. 安全で安心して過ごすことができる居場所づくり



第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

1. こども・若者の権利の保障
2. こども・若者の安全と安心の確保
3. 児童虐待防止など要保護児童等対策

基本目標2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実

1. 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実
2. 小児保健医療の充実
3. 発達支援等が必要なこどもと家庭への支援

基本目標3 こども・若者の育ちを支える

1. 子育て支援サービスの充実
2. 教育・保育施設の充実
3. こども・若者の健康づくり
4. 若者の自立支援
5. こどもの貧困の解消に向けた対策
6. ひとり親家庭への自立支援



基本目標4 こども・若者にやさしい社会づくり

1. 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現
2. 結婚を希望する人への支援
3. 子育て家庭を支え、見守る環境づくり
4. 安全で安心して過ごすことができる居場所づくり

成果指標

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

基本方針1. こども・若者の権利の保障

こども・若者は、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在です。人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

また、こども・若者の視点を尊重し、その意見を述べる場や機会をつくり、対話しながら、施策に反映させる仕組みをつくりまます。

ヤングケアラーについては、関係機関と連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

(施策1) こども・若者の権利の擁護

取組	内容
①こどもの権利の普及啓発	啓発リーフレットの配布やこどもの権利に関するパネル展の開催など、様々な手法を用いてこどもや大人への広報・啓発を行います。
②人権教育の推進	市内小・中学校等において人権教室を開催している人権擁護委員の活動を支援するほか、人権に関するセミナー等を開催し、人権尊重に関する理解を促進します。
③相談救済機関への支援	人権擁護委員協議会によるこどもの権利に関する出前講座等について、広報等により周知を図るなど協議会の活動を支援することで、こどもの権利の認知向上に努めます。

(施策2) こども・若者の意見表明・社会参画の促進

取組	内容
①ワークショップの実施	テーマを設定し、こどもたちが考え、意見交換する「霧島こどもみらいサミット」を実施します。
②市ホームページ等によるこども・若者の意見・提案の募集	こども・若者が、こども施策などの市政について自主的に意見を表明できるよう、市ホームページ等において、こども・若者の声を随時募集します。
③こども・若者の意見を聴取する仕組みづくり	こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるように、その仕組みづくりに努めます。

(施策3) ヤングケアラーへの支援

取組	内容
①早期発見、支援	ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・支援につなげます。
②実態把握	ヤングケアラーの実態把握に努めます。
③研修等の実施	関係機関・団体等の職員に対し、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等の実施を検討します。
④相談支援体制の整備	関係機関と多職種の専門職等が連携して、対応する相談支援体制の整備に努めます。
⑤子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした子育て世帯訪問支援事業を推進します。

基本方針2. こども・若者の安全と安心の確保

こども・若者の自殺対策をはじめ、犯罪などからこども・若者を守る取組として、自殺予防教育、相談体制の整備に努め、犯罪被害から自らと他者の安全を守ることができるよう、安全教育を推進します。

また、こども・若者が安心して生活ができるよう、通学路等の確保や環境整備に努めます。

(施策1) こども・若者の自殺対策

取組	内容
①自殺予防の普及啓発・相談体制の充実	自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパー*の役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、心の不安や悩みに関する相談支援の充実を図ります。
②スクールカウンセラー*等の配置	県のスクールカウンセラー派遣制度に加え、本市の臨床心理士やいじめ相談員、かけはしサポーターを市内の公立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。
③いじめ防止対策	いじめ問題対策委員会を開催するとともに、小中学校において、心の健康観察アプリ、SOSの出し方に関する教育を充実させ、いじめへの早期対応の取組や、いじめ相談対応の充実を図ります。

(施策2) 性犯罪・性暴力対策

取組	内容
①生命の教育の実施	各学校において、「命の教育の日」を年間で設定し、「命を感じる」「命を守る」「他者を尊重する」視点で各教科等の授業を実施します。
②性犯罪・性暴力被害相談窓口の周知	こども・若者の性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、市ホームページや広報きりしま等を活用し、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めます。

(施策3) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

取組	内容
①街頭指導や声掛け活動の実施	青少年の健全育成のため、関係機関と連携し、街頭指導や声掛け活動などを行います。
②防犯パトロール隊の支援	防犯パトロール隊の活動を支援します。
③情報モラルに関する出前講座等の実施	情報モラルに関する教育の普及啓発のため、教職員や児童生徒、保護者、及び地域住民等を対象に出前講座などを実施します。
④保育所等における災害に備えた取組	災害発生時に、こどもたちが自らの安全を確保できるよう、避難訓練実施計画を作成し、定期的に避難訓練を実施するよう指導します。
⑤学校における災害に備えた取組	市内の全ての公立小・中学校に対し、災害や事故等からこどもたちを守り、安心して学ぶことができる環境を確保するための危機管理体制を構築するよう管理職・担当者研修会等を通して指導・助言し、危機管理体制の構築を図ります。

(施策4) 安心・安全な通学路等の確保、環境整備

取組	内容
①交通安全啓発・教育の推進	交通安全思想の普及・啓発活動及び交通安全教室を実施します。また、交通安全啓発に努める関係団体の活動を支援します。
②交通安全施設の整備	必要に応じて、危険防止のために道路反射鏡等の安全施設を整備します。
③安全灯の設置及び維持管理	通学路の安全を確保するため、集落間の灯りが無い箇所に安全灯を設置します。
④公園の遊具等の修繕	公園の遊具等の安全を定期的に確認し、危険なものを修繕・交換又は撤去します。

基本方針3. 児童虐待防止など要保護児童等対策

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、適切に援助を求めるなど、県や関係機関との連携の強化を図ります。

(施策1) 発生予防、早期発見、早期対応等

取組	内容
①地域子育て支援拠点の運営	地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、保護者の孤立予防や育児不安の軽減を図ります。
②民生委員・児童委員*の活動への支援	子育て中の親が、地域において子育てに関する相談を気軽にできるよう、民生委員・児童委員の活動への支援や周知に努めます。
③発生予防、早期発見、早期対応等	児童虐待の発生予防・早期発見を行うため、地域の関係機関等との連携の強化、健康診査や保健指導等の母子健康施策の実施を通して、妊娠、出産及び育児期に保護者の養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

(施策2) 関係機関との連携及び相談体制の充実

取組	内容
①関係機関との連携	児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を行うため、児童相談所の専門性や権限を要する場合に、児童相談所に適切に援助を求めるなど、相互に協力して、連携の強化を図ります。
②相談体制の充実	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います。こども家庭センターにおいて子育て家庭等からの相談に多職種の専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。

(施策3) 社会的養護施設等との連携

取組	内容
①社会的養護施設等との連携	子育て短期支援事業を実施する児童養護施設など、社会的養護施設との連携を図ります。また、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を進めるため、県が行う里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発を行うなど、県をはじめ関係機関との連携を図ります。
②関係機関の連携による自立支援	母子生活支援施設*については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、児童相談所、女性相談支援センター等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

基本目標2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実

基本方針1. 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

妊産婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導等、本市の母子保健部門の推進計画である「健康きりしま21」の取組と連携し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援の推進を図ります。

(施策1) 妊産婦の健康管理への支援

取組	内容
①母子健康手帳交付事業	母子健康手帳を交付し、安心して妊娠・出産ができるよう、保健師や助産師が保健指導を行います。また、子育てアプリ「きりっこ」から妊娠中の情報提供を行います。
②妊婦健康診査事業	妊娠中の母体や胎児の健康の確保を図るため、妊婦健康診査の公費負担を実施します。
③歯周病検診事業（マタニティ歯ッピー検診）	歯周病による赤ちゃんの成長抑制や子宮収縮が招く、低体重児出産や早産のリスクを抑えるため、妊娠中の歯科検診を推進します。
④産婦健康診査	産後2週間、産後1か月の産婦の健康の確保を図るため、産婦健康診査の公費負担を実施します。

(施策2) 妊産婦への切れ目のない支援

取組	内容
①妊婦等包括相談支援事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施します。
②妊婦のための支援給付事業	給付金を支給し、妊婦等の経済的支援を図ります。
③母子訪問事業	妊娠中から産後の状況を把握し、訪問指導を行い妊娠期から産後の育児不安の軽減や育児支援を図ります。
④産後ケア事業	出産後1年未満の母子を対象に、医療機関や助産院に宿泊する「宿泊型」のサービスや対象者の自宅を訪問する「訪問型」のサービス、「日帰り(短時間)型」のサービスなどにより、産後に必要な心身のケアや育児支援を実施します。
⑤粉ミルク支給事業	母親がHTLV-1*キャリアやその他の病気等に罹患したことにより母乳を与えることができない乳児、多胎児等に対し、粉ミルクの支給券を交付し経済的な支援を実施します。

基本方針2. 小児保健医療の充実

妊産婦健診や乳幼児健診のときに、予防接種の重要性について周知を図ることにより受診率を向上させ、感染症の発症又は重症化予防に努めます。

また、休日・夜間の救急医療機関の周知や、緊急時の対応についての学習機会の提供、家庭での事故防止対策等の推進を図ります。

(施策1) 予防接種の実施率の向上

取組	内容
①予防接種事業	出生時や健診時に予防接種の目的や接種時期等について正しい情報を提供し、感染症の発症予防・重症化予防に努めます。接種対象者へ個別通知により受診勧奨通知を行い、接種率の向上に努めます。

(施策2) 緊急時に対応するための家庭での対策

取組	内容
①休日・夜間の救急医療機関の周知	休日・夜間に受診できる救急医療機関について、広報誌、市ホームページ等で周知を図ります。
②心肺蘇生法等の情報提供・普及	市民に向けた普通救命講習Ⅲ（小児・乳児に対する心肺蘇生、応急手当等）の実施、市ホームページに掲載する情報等により応急手当の普及啓発に努めます。
③家庭での予防対策	家庭での事故防止対策や乳児突然死症候群（SIDS）予防対策の推進に努めます。

基本方針3. 発達支援等が必要なこどもと家庭への支援

「霧島市障がい者計画・霧島市障害福祉計画及び霧島市障がい児福祉計画」の取組と連携し、乳幼児期からの疾病・障害の早期発見や適切な医療及び発達支援の充実に努めます。

また、保護者に対し、障害やその対応方法等の知識の普及を図り、相談支援体制の整備に取り組みます。

(施策1) 疾病・障害の早期発見と専門的な医療等の提供

取組	内容
①母子健診事業	乳幼児の発育・発達の節目の必要な時期に健診を行うことで、障害や疾病などの早期発見を図り、適切な治療等につながるよう支援します。
②乳幼児育児相談事業	発育・発達等に心配のある乳幼児及びその保護者を対象に、専門職による個別相談を通して、疾病などの早期発見、必要な情報の提供、保健指導等を行い、保護者等の不安の軽減と乳幼児の発育・発達の促進を図ります。
③発達外来事業	発達に不安があるこどもや保護者に対して、専門医師による診察・診断を行います。また、診断に応じた指導や情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携して支援します。
④発達相談事業	こどもの発達等の様々な相談に多職種の専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。

(施策2) 幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上

取組	内容
①発達障害啓発事業	市民を対象に医師、発達支援専門家、学校関係者等を講師として発達障害についての基礎知識と、年代に応じた困り感や対応方法について、また、支援者を対象に専門的な知識とスキルの習得について学習会を実施します。
②巡回支援専門員整備事業	地域の一般的な子育て支援施設に、巡回支援専門員（発達障害等に関する知識を有する専門員）が直接訪問し、発達が気になる児童を観察後に、施設職員や保護者に対して、障害の早期発見及び早期対応のための助言等の支援を行います。

(施策3) 教育・保育施設等での障がい児や医療的ケア児の受け入れ推進

取組	内容
①保育所や幼稚園、学校における施設支援	保育所や幼稚園、学校、こどもに関わる機関と行政の連携を強化し、発達に課題のあるこどもの支援について情報提供し、一貫した支援を行います。専門職による助言も得ながら、関係機関での横断的支援に努めます。
②医療的ケア児コーディネーターの確保	医療的ケア児コーディネーターを配置し、きめ細かな支援に取り組めます。
③医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、その受入体制の整備を支援し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。
④障害児保育支援事業	障がい児の処遇の向上を図るために保育士の加配等を行った保育所等に助成を行います。
⑤学校における医療的ケア児支援のための体制整備	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月18日施行）」に基づき、医療的ケア児が、個のニーズに合った学びの場での指導・支援ができるように在籍する医療的ケア児に対し、適切な教育に係る支援・連携を行うための体制を整備します。
⑥放課後児童健全育成事業	障がい児受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための経費を補助することで、障がい児の受け入れの推進を図ります。
⑦障害児通所給付事業	障がい児に日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

(施策4) 経済的な支援の充実

取組	内容
①特別児童扶養手当の支給	心身に一定の障害を持つ児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。
②小児慢性特定疾病児への支援	小児慢性特定疾病児童の日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。
③障害者自立支援医療費給付事業（育成医療）	制度に基づき、該当障害を除去・軽減する手術等の治療に伴う医療費の経済的支援を推進します。
④重度心身障がい者の医療費の助成	健康の保持及び福祉の増進を図るため、重度心身障がい者に係る医療費の助成を行います。

(施策5) 特別支援教育の充実

取組	内容
①特別支援教育支援員の配置	市内の公立小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学校に「特別支援教育支援員」を配置し、学級担任や教科担任等と打合せを行い、学校生活上の支援や学習活動上の補助を行います。
②教職員に対する特別支援教育に関する研修等の実施	特別な支援を必要とする児童生徒のための効果的な支援や指導の在り方、個別の指導計画等の作成について理解を深めるため、市内の公立小・中学校の管理職などを対象とした特別支援教育に関する研修を実施します。

基本目標3 こども・若者の育ちを支える

基本方針1. 子育て支援サービスの充実

就学前児童数の推移や幼児教育・保育の無償化による子育て世帯のニーズを捉え、こどもや保護者の選択に基づき、教育・保育が受けられるよう、提供体制の確保や地域の教育・保育施設の活用に努めます。

また、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して働くことができるよう、保育サービスの充実や提供体制の確保に努めます。

(施策1) 幼児期の教育・保育の提供

取組	内容
①教育・保育の提供	多様な教育・保育ニーズへ柔軟に対応ができるよう、既存の教育・保育資源の活用を図るとともに、良質な教育・保育環境の提供に資する教育・保育施設の整備等を計画的に行い、提供体制等の確保を進めます。

(施策2) 多様な保育サービスの提供

取組	内容
①延長保育促進事業	保育所等が保護者の需要に対応するため、自主的に延長保育に取り組むことで、児童の福祉の増進を図ります。
②一時預かり事業	乳幼児が家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、若しくは子育てに係る保護者の負担軽減のため、保育所等において乳幼児を一時的に預かり必要な保護を行います。
③一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園児（教育標準時間認定のこども（1号認定こども））を対象に、通常の教育標準時間外に保育を希望する場合に、幼稚園等において一時的な保育を行います。
④病児・病後児保育事業	保護者が就労している場合等で、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において、病気の児童を一時的に保育し、安心して子育てができる環境の整備、児童の福祉の向上を図ります。
⑤乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等に入所していない満3歳未満の児童が、月一定時間の利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できるよう支援します。

(施策3) 経済的な支援の充実

取組	内容
①子ども医療費助成事業	こどもの健康の保持と健やかな育成を図るため、中学校を修了するまでの児童及び住民税非課税世帯の18歳到達後最初の3月31日までの児童の医療費を助成します。
②児童手当給付事業	18歳到達後、最初の3月31日までの児童を養育している人に対し、手当(年6回)を支給します。
③養育医療費給付事業	指定医療機関への入院治療を必要とする低出生体重児等に対し、養育に必要な医療費を給付します。

(施策4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

取組	内容
①預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化	保育の必要性が認められるこどものうち、認可外保育施設などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスのこどもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスのこどもの利用料を限度額の範囲内で支援します。

(施策5) 子育て支援に重点をおいた健診や相談の充実

取組	内容
①母子健診事業【再掲】	乳幼児の発育・発達の節目の必要な時期に健診を行うことで、障害や疾病などの早期発見を図り、適切な治療等につながるよう支援します。
②乳幼児育児相談事業【再掲】	発育・発達等に心配のある乳幼児及びその保護者を対象に、専門職による個別相談を通して、疾病などの早期発見、必要な情報の提供、保健指導等を行い、保護者等の不安の軽減と乳幼児の発育・発達の促進を図ります。

(施策6) 子育て支援情報の提供

取組	内容
①子育て支援情報発信の充実	各子育て支援センターが毎月発行するお便りや市ホームページ等により子育て支援情報の発信を行います。
②子育てガイドブック「ぐんぐんの木」の発行	子育てに関する様々な情報をまとめたガイドブック「ぐんぐんの木」を発行し、保護者等へ配布を行います。
③子育て支援アプリ「きりっこ」	市が提供する子育て支援アプリで妊娠中から、出産、子育てをサポートします。

(施策7) 外国人家庭の幼児等への支援・配慮

取組	内容
①相談窓口の充実	海外から帰国したこどもや外国人のこども、両親が国際結婚のこどもなど、今後は「外国につながるこども」の増加が見込まれるため、そのようなこどもが教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、国際交流員と連携し、申請方法等の説明、相談を行います。

基本方針2. 教育・保育施設の充実

保育・幼児教育の人材確保に努め、質の向上に資するよう、幼稚園教諭・保育士等と放課後児童支援員等の専門性の向上を図ります。

また、教育・保育施設に対し、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行が円滑に進むような支援を行います。

(施策1) 保育・幼児教育を担う人材の確保

取組	内容
①霧島市保育人材バンク事業	保育所等で働きたい求職者の人と、人材を求める霧島市内の保育所等の橋渡しを行います。
②県の保育人材バンクとの連携	県が実施している保育士人材バンクと連携し、保育人材の確保に努めます。
③保育士の子の優先的取り扱い	保育所等の利用調整において、本市の認可保育所等に勤務する保育士等の子の優先的取り扱いを行います。

(施策2) 認定こども園への移行に対する支援

取組	内容
①認定こども園への移行に対する支援	現在の教育・保育施設の利用状況及び利用希望に沿って、教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を考慮するとともに、幼児教育・保育の無償化の影響も踏まえながら、移行を希望する幼稚園、保育所に対して支援を行い、保護者・こどもの教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅を広げていきます。

(施策3) 適正な集団規模の確保

取組	内容
①施設整備等に係る経費の助成	こどもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、施設整備等に係る経費を助成し、保育所等の環境整備を推進します。

(施策4) 幼稚園教諭・保育士等のための研修支援及び実施

取組	内容
①教育・保育の質の向上のための研修	幼稚園教諭・保育士等の専門性の向上を図るため、各種関係機関が実施する研修等の情報提供を行い、人材育成に資する取組を支援します。

(施策5) 幼児教育アドバイザー等の確保

取組	内容
①幼児教育アドバイザー等の確保	保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の教育・保育施設等への訪問支援等を通して、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」等の確保を目指します。

(施策6) 教育・保育施設と家庭等の連携の推進

取組	内容
①家庭との連携	教育・保育施設においては、安全・安心な活動場所等こどもの健全な発達のための良質な環境を整えるとともに、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、発達の段階に応じたこどもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うことなど、家庭との連携を推進します。
②小学校との連携	教育・保育施設と小学校の職員及び放課後児童支援員が教育・保育に対する相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう、教育・保育施設や放課後児童クラブ等を支援していきます。
③地域型保育事業との連携	地域型保育事業の卒園児のための保育の場の確保に当たっては、地域型保育事業者による保育の提供の終了後も、必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育所等との協定書の締結、保育所等の利用調整における調整基準点の加算など、円滑な接続につながる取組を行います。

基本方針3. こども・若者の健康づくり

遊びや体験活動を通して、言語や数量等の感覚認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などを育むとともに、多様な動きを身に付け、こども・若者の健康を維持することに努めます。

また、基本的な生活習慣を身に付けることができるよう家庭、学校、地域などの協力を得ながら、普及啓発を推進します。

さらに、「健康きりしま21」に基づき、家庭、教育・保育施設、地域等が連携し、各年代に応じた食育を推進します。

(施策1) 生活習慣の形成、定着

取組	内容
①普及啓発の推進	生活習慣病*の予防の観点から自分自身の健康について関心を持ち、理解を深めるよう普及啓発に努めます。
②学校医等による健康指導	学校医による健康診断で、早期に健康状態を把握し、対応が必要な児童生徒に各検診を受診させます。

(施策2) 遊びや体験活動の推進

取組	内容
①読書活動	乳幼児期の絵本を活用した親子のきずなづくりを促進するため、「ブックスタート」事業を継続します。 未就学児の読書への関心を高めるため、認定こども園等に大型絵本やパネルシアター等を貸出します。 本に関する興味を醸成するため、市立図書館・図書室でボランティア等によるおはなし会等を実施するほか、招へいに応じて、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブでも、おはなし会等を実施します。 移動図書館により、図書館から離れている小学校を巡回したり、認定こども園等に配本したりして、それぞれの読書活動を支えます。
②年齢や発達に応じた多様な経験、遊びの機会や場の創出	保育所等における世代間交流等の促進、こども・若者のボランティア活動の促進をします。 学校における自然にふれる体験活動、職場体験、伝統・文化にふれる体験活動の充実や、学校施設を開放する取組、スポーツ競技団体等の活動やスポーツ大会の実施への支援、交流・体験型遊び場の創出について検討します。

(施策3) 食育の推進

取組	内容
①教育・保育施設等での食育推進	生活リズムを整え、1日3回の食事を規則正しくバランスよく食べる習慣を持つことは、心身ともに健康で活動するために必要であることから、食育推進事業や出前講座を通して「早寝・早起き・朝ごはん」運動に教育・保育施設等と連携して取り組みます。
②家庭における食育の推進	食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践するために、食育推進事業や出前講座等を通して、こどもと保護者が食について学ぶ機会を提供します。

基本方針4. 若者の自立支援

全ての若者が、心理的・社会的に発達し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げることができるよう、将来について考える機会づくりや、大学等の高等教育機関への就学を支援するとともに、様々な就労支援を行い、若者の夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を推進します。

(施策1) 高等教育の修学支援

取組	内容
①奨学資金の貸付	本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保等のため、奨学金を無利子で貸与します。

(施策2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

取組	内容
①職業意識の形成支援	「霧島しごと維新」事業で、中学生の段階から霧島市で働く人々の熱い思いに触れ、霧島で働くことの魅力等について知ることにより、自分の将来について真剣に考える機会づくりに取り組みます。
②地元企業の魅力発信	関係機関と連携し、高校生・大学生向けの合同企業説明会や企業見学等を実施するなど、地元企業や地元就職の魅力を発信する取組を推進します。
③若者の就職支援	ハローワークが実施する若年者に対する就職支援メニューの周知・誘導を行うとともに、市内企業と連携した学生のインターンシップ*等の推進を図ります。
④事業者の賃金引上げに向けた周知・啓発	最低賃金の周知・啓発に努めるとともに、賃金改定等を行う事業者に対する国の支援制度等の周知を図ります。

基本方針5. こどもの貧困の解消に向けた対策

こどもの貧困対策、経済的支援などを通して、世代を越えた貧困の連鎖を断ち切り、全てのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができる環境を整備し、教育の機会均等を図るとともに、教育の支援、生活安定のための支援、保護者の就労支援など、様々な観点から、関係機関の連携のもと、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

(施策1) 教育の支援

取組	内容
①奨学資金の貸付 【再掲】	本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保等のため、奨学金を無利子で貸与します。
②就学援助の制度	こどもの就学で経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。
③学習機会の提供	生活保護世帯・生活困窮世帯の中学生を対象に、個別学習の機会を提供します。

(施策2) 生活の安定に資するための支援

取組	内容
①生活困窮世帯の自立相談支援	相談窓口を設置し、生活困窮の相談に対応し、関係機関と連携しながら必要な制度・社会資源等につなぐとともに、就労や家計改善等の自立に向けた支援を行います。また、生活困窮に関する悩みを気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。
②市営住宅	家庭における生活の安定のため、低家賃で住宅を提供します。

(施策3) 保護者の就労支援

取組	内容
①保護者の子育てと就労の両立支援	一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなどの事業により、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

(施策4) 経済的な支援の充実

取組	内容
①就学援助の制度 【再掲】	こどもの就学で経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。

基本方針6. ひとり親家庭への自立支援

それぞれのひとり親家庭等に寄り添った相談支援を行い、経済的支援、就労支援等の最適な支援につなげることにより、ひとり親家庭等の経済的自立や安定した生活の実現を図ります。

(施策1) 各事業の利用の際の配慮

取組	内容
①子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、児童養護施設等の施設と委託契約を締結し、それぞれの施設において一定期間、養育及び保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。
②施設利用における優先的な配慮	ひとり親家庭の保育所等の利用調整における、調整基準点の加算を行います。
③児童クラブの利用料助成	放課後児童クラブを利用している低所得世帯に対し、利用料の助成を行います。

(施策2) 就業支援

取組	内容
①ひとり親家庭等高等技能訓練促進事業	ひとり親家庭の父又は母に対し、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間（上限4年）について訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、修業期間終了後に修了一時金を支給することで、生活の負担の軽減を図ります。
②ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付事業	結婚や出産により離職し、職業経験が乏しく、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるための十分な収入を得ることができないひとり親家庭の父又は母の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練給付金を支給します。
③ハローワーク等との連携	児童扶養手当の現況届提出時期に、ハローワークの職員による就職相談窓口を市役所内に設けます。また、地域若者サポートステーションによる多様な支援サービスについて周知を図ります。

(施策3) 経済的な支援の充実

取組	内容
①児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給します。
②ひとり親家庭等の医療費の助成	経済的に安心して医療機関等を受診できるよう、ひとり親家庭等の父・母及び児童に係る医療費の助成を行います。
③母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。

基本目標4 こども・若者にやさしい社会づくり

基本方針1. 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用のため、情報提供や相談支援等を行い、子育てと仕事の調和を図るための意識啓発と環境の整備を推進します。

また、男性の家事・子育てへの参画の促進を図るとともに、家庭内における育児負担が女性に集中していることから、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを支援します。

(施策1) 育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用

取組	内容
①情報提供・相談支援等	保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、情報提供や相談支援等を行います。
②施設利用における優先的な配慮	育児休業復帰の際の保育所等の利用調整における、調整基準点の加算を行います。

(施策2) 仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備

取組	内容
①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進、制度の普及	仕事と生活の調和は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについて社会的理解を深め、長時間労働を含めた働き方の見直しにつながる意識啓発の推進や、育児・介護休業制度等の法令や諸制度の普及に努めます。

(施策3) 男性の家事・育児参画の促進

取組	内容
①情報発信・啓発	男女共同参画情報誌等を活用し、男性の家事・育児等への参画や、固定的な性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等について情報発信に努めます。
②講演会等の実施	男性を対象とした講座等を実施し、男性の家事・育児等への参画促進を図ります。

(施策4) 共働き、共育ての支援

取組	内容
①キャリアアップと子育ての両立支援に関する意識啓発の推進、制度の普及	育児・介護休業制度等の労働関係法令や国の支援制度等の普及啓発を行い、長時間労働を含めた働き方の見直しにつながる意識啓発を進めます。
②育児休業取得率の向上	企業に対し、育児・介護休業制度等の普及・啓発を進め、職場の理解を得られ、育児休業の取得がしやすくなるよう環境づくりに努めます。
③男女ともに働きやすい環境の整備	男女雇用機会均等法や労働関係法の趣旨の普及と、法に沿った雇用・管理について、労働局等の関係機関との連携強化に努め、普及・啓発活動を推進します。

基本方針2. 結婚を希望する人への支援

若者のライフスタイルや価値観が多様化するなか、若者が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合にその希望が叶えられるよう、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

(施策1) 出会いの機会・場の創出支援

取組	内容
①広域の展開	かごしま出会いサポートセンターと連携し、他市町村も含めた出会いの場の創出に努めます。
②官民との連携	民間事業者等が実施する婚活イベントの支援や、包括連携協定等を活用したライフデザイン形成に役立つセミナーなどを企画します。

(施策2) 結婚に伴う新生活への支援

取組	内容
①スタートアップへの支援の推進	結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

基本方針3. 子育て家庭を支え、見守る環境づくり

子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全てのこどもや子育て家庭に、それぞれのこどもや家庭の状況に応じて、子育ての安心感や充足感を得られるような親子同士の交流の場づくり、子育て相談など、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。

(施策1) 地域で子育てを応援する環境づくり

取組	内容
①ファミリー・サポート・センター事業	公共施設でのパンフレット配架や、広報誌やホームページ等による情報の発信に努めます。
②子育て支援センター管理運営事業	霧島市こどもセンターを核施設として、各地域の地域子育て支援拠点、教育・保育施設や関係機関と連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。
③母子保健推進員活動事業	生後4か月までの乳児並びにその保護者の訪問を実施し、現状把握や相談等を行います。また、支援の必要な人については、すこやか保健センターへ報告してもらうことで、その後の支援につなげるよう努めます。
④子育て支援施設の充実	こども館については、季節ごとに魅力あるイベント等を実施し、多くの親子が楽しめる施設づくりに努めます。また、既存施設の改修、リニューアル、新たな子育て支援施設等の整備などを検討、実施することで、安心・安全でかつ快適な子育て環境の更なる充実を図ります。
⑤教育・保育施設等の地域子育て支援活動の支援	認定こども園での保護者や地域の子育て力の向上に向けた子育て支援活動の支援に努めます。
⑥民生委員・児童委員の活動への支援【再掲】	子育て中の親が、地域において子育てに関する相談を気軽にできるよう、民生委員・児童委員の活動への支援や周知に努めます。

(施策2) 地域の子育て支援ネットワークの構築

取組	内容
①子育て支援センター管理運営事業【再掲】	霧島市こどもセンターを核施設として、各地域の地域子育て支援拠点、教育・保育施設や関係機関と連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。
②支援ネットワーク会議	市地域子育て支援センター全体会を開催し、各センターの意見交換や情報共有を行い、子育て支援拠点施設の相互連携や子育て支援の在り方、手法などの課題解決に努めます。

基本方針4. 安全で安心して過ごすことができる居場所づくり

全てのこども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

また、様々な不登校の原因を的確に捉え、不登校の当事者に配慮した相談できる環境の整備や支援体制を図ります。

(施策1) こどもの居場所・遊び場づくり

取組	内容
①こどもの居場所づくり支援	こども・若者の意見を聴きながら、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進します。こども食堂等、こどもの居場所としての役割を担う民間団体等と連携し、実施できることを検討します。
②放課後児童支援員に対する研修支援及び実施	放課後児童支援員等を対象とした研修会を実施し、支援員等の質の向上を図ります。
③放課後児童対策	児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる放課後児童クラブを中心とした居場所づくりに努めます。また、保護者や地域住民が、学校運営に参画する学校運営協議会と連携を図りながら、放課後等の児童対策に向けて取り組みます。

(施策2) 不登校のこども等への支援の充実

取組	内容
①教育相談や適応指導の実施	不登校等の問題を抱える保護者、教職員、児童生徒を対象に教育相談を行うとともに、不登校児童生徒の学校復帰を目的とする集団生活への適応指導や学習支援、生活体験活動等を行い、学校復帰、社会参加、自立を促します。
②スクールカウンセラー等の配置【再掲】	県のスクールカウンセラー派遣制度に加え、本市の臨床心理士やいじめ相談員、かけはしサポーターを市内の公立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。
③不登校対策	不登校のこどもの意見を聴きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加の要因について分析を行います。
④ひきこもり対策	15歳以上のひきこもり状態にあるこどもについては、本人・家族の相談に対応し、地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、支援します。また、安心して過ごせる場として、ひきこもりの居場所であるフリースペースを開催します。

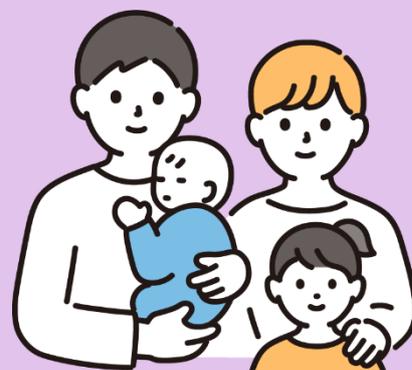
成果指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、基本目標を達成することができたか否かを評価するため、令和6年度に実施した調査の結果等を踏まえ、5年後に達成すべき目標値を設定します。

指標	現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る		
①「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	—	70%
②「生活に満足している」と思うこどもの割合	72.1%	80%
③「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	—	70%
④ゲートキーパー数	722人	990人
⑤都市公園*内の更新・新設した公園施設数(累計)	43件	71件
基本目標2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実		
⑥妊娠・出産について満足している者の割合	94.9%	97.5%
⑦産後ケア事業の利用率	27.2%	37.2%
⑧合計特殊出生率	1.50	1.88
⑨子育てや教育にお金がかかることを理由に、こどもが欲しくないと思う人の割合	52.0%	47.0%
⑩子育てに不安感負担感を感じている保護者の割合	62.7%	57.7%
基本目標3 こども・若者の育ちを支える		
⑪霧島市が子育てしやすい環境だと思う保護者の割合	65.9% 66.5% (就学前) (小学生)	72%
⑫困っていることや悩みごとがあるときに相談できる人がいる割合	90.2%	95%
⑬保育士等が不足していると感じている教育・保育施設の割合	66%	30%
⑭朝食を毎日食べる小中学生の割合	84.1% 84.1% (小6) (中3)	100.0%
⑮自分の将来に明るい希望を持っている若者の割合	—	80%
⑯高校卒業時の市内就職率	34.4%	42.0%
⑰大学等卒業時の市内就職率	11.8%	16.0%
⑱ハローワーク利用者のうち35歳未満の若年者就職率	36.8%	46.6%
⑲ハローワークマザーズコーナー*利用者就職率	41.8%	50.2%
⑳ひとり親家庭の貧困率	40.7%	35.0%
基本目標4 こども・若者にやさしい社会づくり		
㉑男性の育児休業取得率	—	78%
㉒こども向けの男女共同参画講座の延べ実施数	30回	50回
㉓かごしま出会いサポートセンターを利用した市民カップル成立数	59組	58組
㉔霧島市に住み続けたいと感じる若者の割合	53.6%	70%

第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制

1. 教育・保育の提供区域の設定
2. 保育の必要性の認定
3. 給付対象としての認可と確認
4. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保
5. 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容
7. 放課後児童クラブ施設整備の取組
8. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保
9. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携
10. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携



第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制

1. 教育・保育の提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という）を定めることとしました。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童数や施設数は適切な規模か ● 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か ● 区域ごとに確保策を打ち出せるか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅から容易に移動することが可能か ● 区域内で事業の確保が可能か ● 現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

本市内の各地域における現在の教育・保育の利用状況、地理的条件などその他の条件を総合的に勘案して、6区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通して共通の区域として設定しますが、各事業の利用状況、実態によっては、事業ごとに設定します。

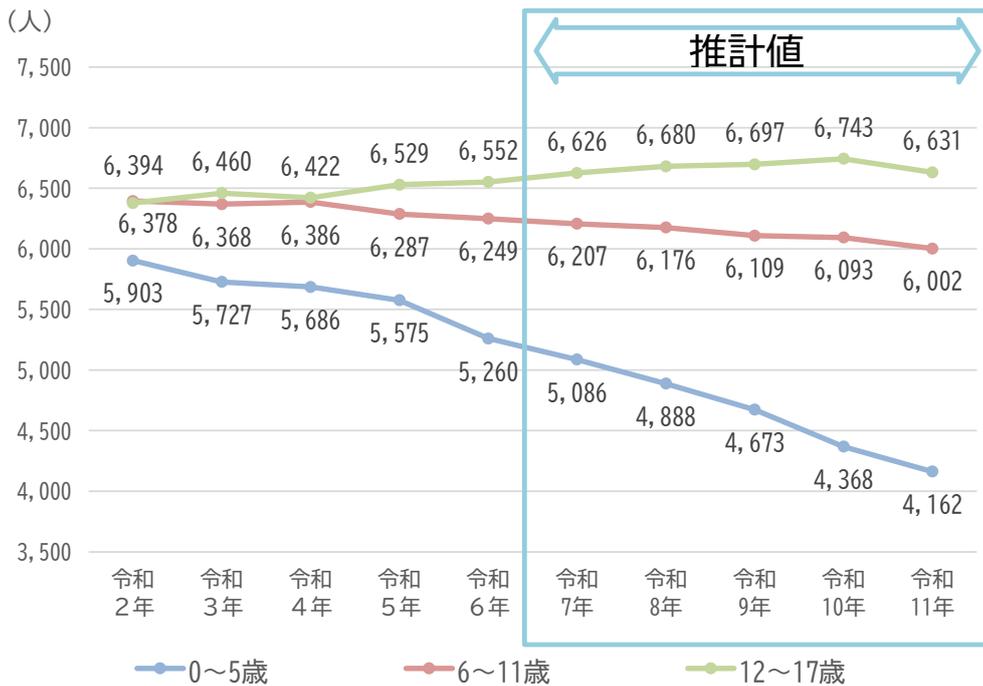


(4) 児童数推計

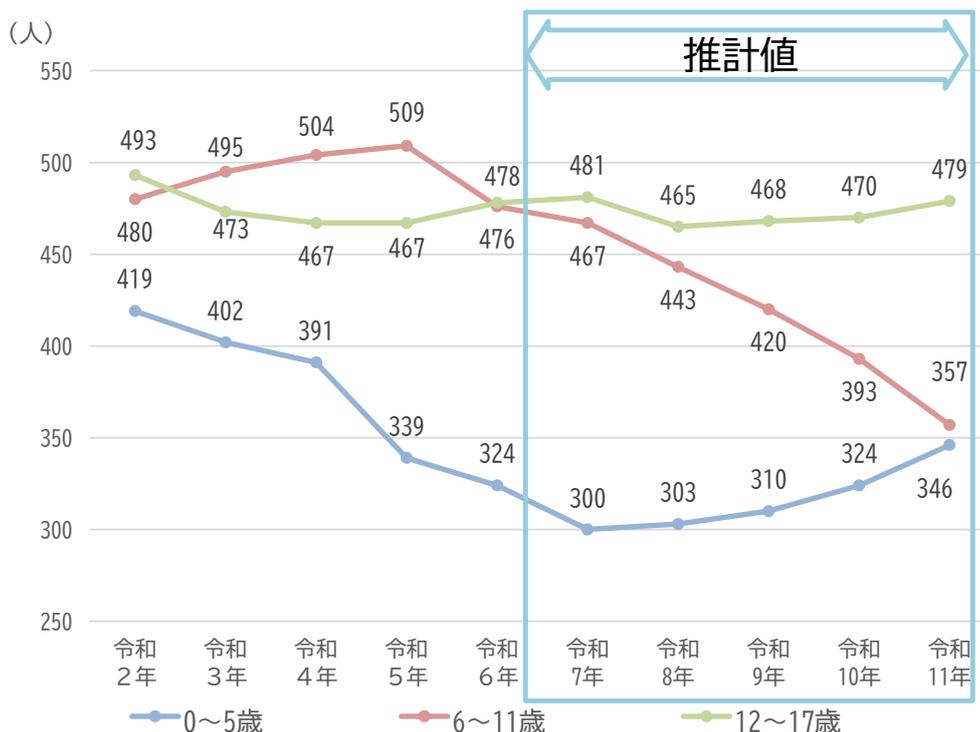
「量の見込み」を算出するに当たって、基礎データとなる0歳から11歳までの計画期間中の推計児童数を、令和2年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法*を用いて算出しました。

※コーホート変化率法では、人口が少ない地域において、出生や死亡、転入や転出などによる変動が推計結果に大きな影響を与えることがあります。本計画における量の見込みの設定に当たっては、児童数推計結果や過去の利用実績、ニーズ調査の結果を勘案し算出しています。

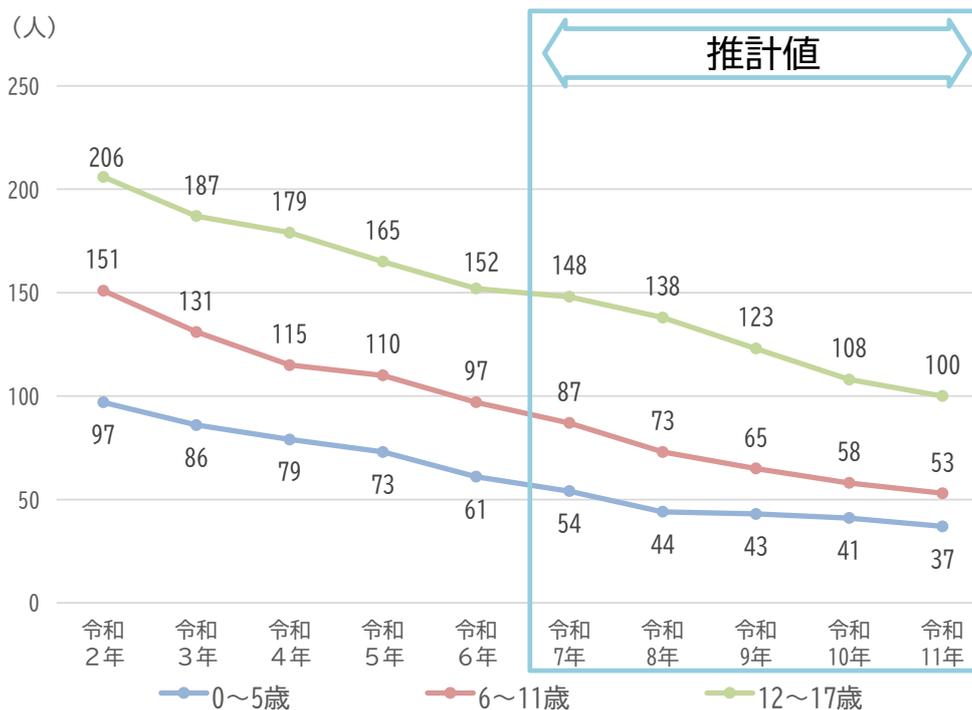
①国分・隼人地区全域及び福山小学校区



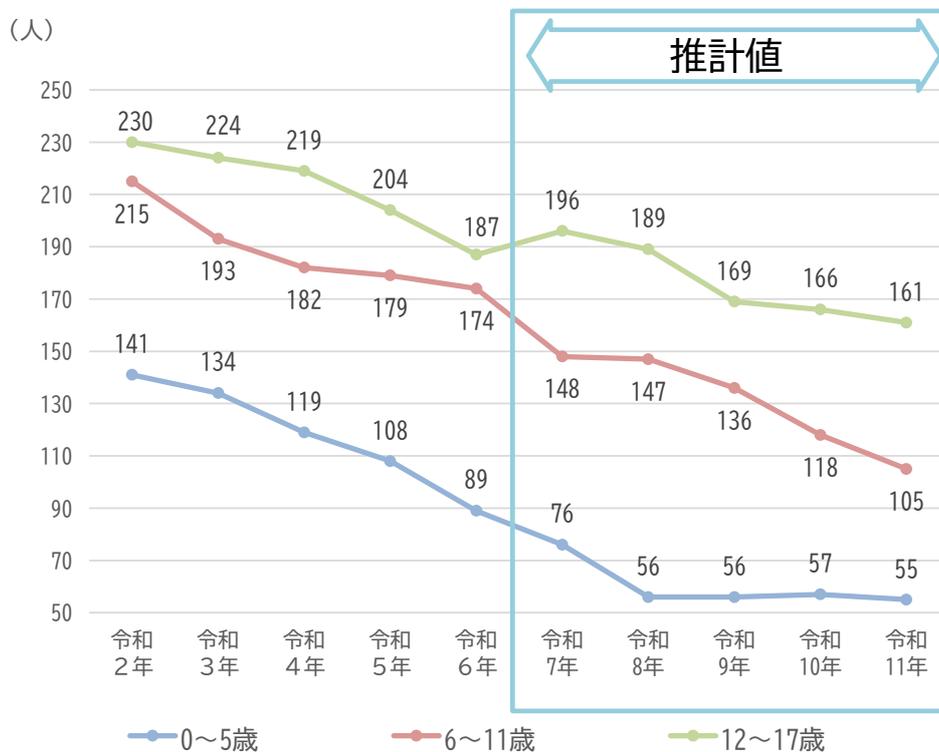
②溝辺地区全域（溝辺・陵南中学校区）



③横川中学校区

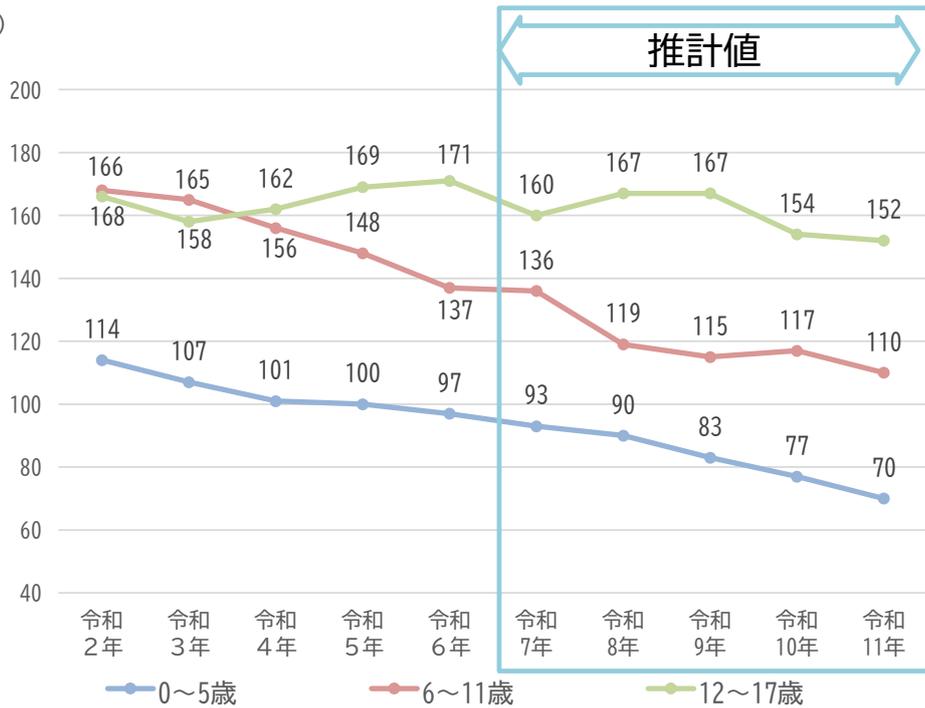


④牧園中学校区



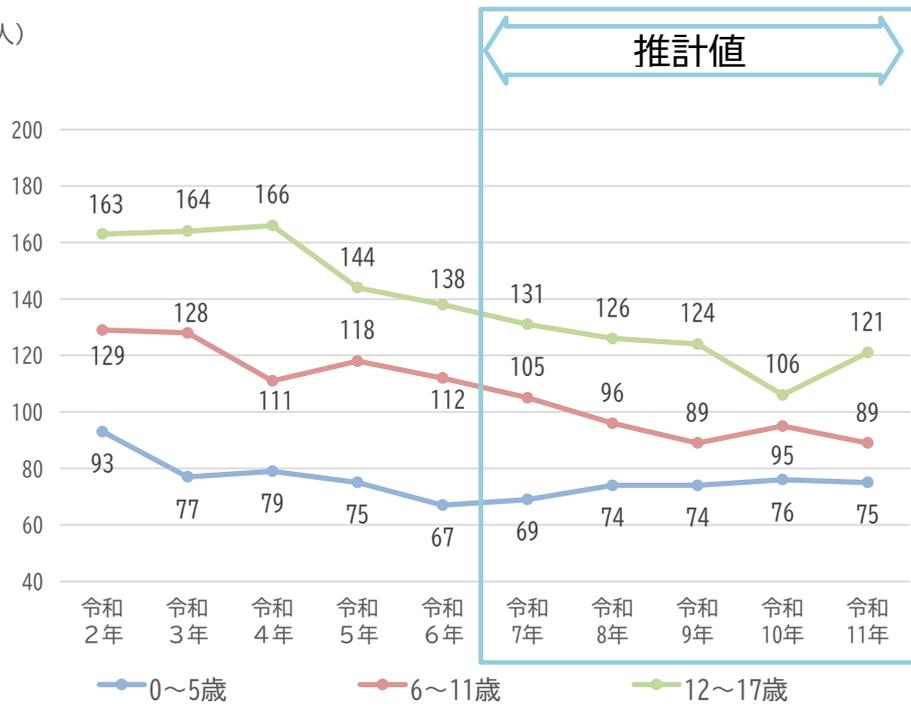
⑤霧島中学校区

(人)



⑥牧之原中学校区

(人)



2. 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、以下の考え方で保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとなっています。

■認定区分：認定は、次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園
			認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育所
			認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育所
			認定こども園
			地域型保育事業

■認定区分：保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受けるこども）に当たっては以下の3点について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
	②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして霧島市が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当)
	②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (本市では保育入所のための就労下限時間を1か月当り64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースのこども等

【保育標準時間】 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。

月120時間以上の就労

1日当たり11時間までの利用に対応するもの。

【保育短時間】

両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。

月64時間以上120時間未満の就労

1日当たり8時間までの利用に対応するもの。

3. 給付対象としての認可と確認

新制度における施設型給付又は地域型保育給付の支給対象となる事業所については、「認可」とあわせて「確認」を受けることが必要となっています。

(参考) 認可と確認における根拠法と所管の関係

施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
施設型	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法		子ども・子育て支援法	市町村
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法			
		保育所型	保育所部分：児童福祉法			
		地方裁量型				
	幼稚園	学校教育法				
	保育所	児童福祉法				
地域型	小規模保育	児童福祉法		市町村		
	家庭的保育					
	居宅訪問型保育					
	事業所内保育					

4. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 量の見込み

本市に居住するこども及びその保護者の教育・保育等の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、バランスのとれた教育・保育等の提供が行われるよう、地域の実情などを勘案し、下表のとおり提供区域ごとに量の見込みを設定します。

区分	量の見込み
教育・保育	必要利用定員総数
地域子ども・子育て支援事業	施設数・年間延べ利用者数など

(2) 提供体制の確保内容

保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、こどもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟にこどもを受け入れるための体制確保、現在の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び今後の利用希望を勘案し、提供体制の確保内容を定めます。

なお、本計画では、企業主導型保育事業の地域枠についても確保方策に含めています。

(3) 幼児教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

①保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業については、3号に該当する子どもについて、こどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」に係る各年度の目標値を定めることとされています。

この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

保育利用率とは

$$3 \text{ 歳未満の保育利用率} = \frac{3 \text{ 歳未満の利用定員数}}{3 \text{ 歳未満の児童数}}$$

〔子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の2の2（一）〕

保育利用率：満3歳未満のこどもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数の割合。

■本市の保育利用率の目標値

令和7年度から令和11年度 ⇒

56.55%

②教育・保育の提供体制の確保内容の基本的な考え方

市全域の各認定区分では、確保量（供給）が量の見込み（需要）を上回る見込みです。

一方、幼児教育・保育の無償化に加え、就労形態の多様化や共働き世帯の増加等により、提供区域によっては、量の見込みに対して、教育・保育施設が不足するところがあります。

これらについては、提供区域ごとの人口や歳児別の保育需要等の動向を見極めながら、保護者の多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう既存の幼稚園、認定こども園等において既存施設の定員拡大、提供区域外の教育・保育施設の利用等により対応することを想定しています。

5. 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

教育及び保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れる施設です。本市ではこれまで多くの幼稚園・保育園が認定こども園へと移行しており、移行に当たっては、鹿児島県との調整や必要な情報提供などの支援を行いました。

今後も、幼児教育・保育の無償化による影響を踏まえるとともに、各施設の個別事情を勘案しながら、引き続き、移行に向けた支援を推進していきます。

(2) 教育・保育施設等と地域型保育との連携

地域型保育事業（小規模保育事業A型）の卒園後の保育の場の確保に当たっては、地域型保育事業者による保育の提供の終了後も、必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、認可保育所等との間で協定書の締結や保育所等の利用調整における調整基準点の加算などの円滑な接続のための支援を行っています。

今後も、引き続き、教育・保育施設や地域型保育事業の連携に向けた支援の充実を図ります。

(3) 量の見込みと確保方策について

① 国分・隼人地区全域及び福山小学校区

年度	認定区分		①量の見込み (必要利用 定員総数)	②確保方策					②-①	
				認定 こども園	幼稚園 (新制度移行)	保育所	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業		合計
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,238人	808人	680人				1,488人	250人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	540人							
		2号認定 (保育ニーズ)	1,637人	1,420人		186人		9人	1,615人	△22人
	0 歳児	3号認定 (保育)	323人	273人		21人	46人	27人	367人	44人
	1 歳児		560人	432人	0人	36人	46人	29人	543人	△17人
	2 歳児		574人	495人		36人	44人	34人	609人	35人
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,206人	803人	680人				1,483人	277人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	526人							
		2号認定 (保育ニーズ)	1,594人	1,455人		146人		9人	1,610人	16人
	0 歳児	3号認定 (保育)	314人	272人		15人	46人	27人	360人	46人
	1 歳児		544人	437人	0人	29人	46人	29人	541人	△3人
	2 歳児		566人	500人		29人	44人	34人	607人	41人
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,175人	778人	680人				1,458人	283人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	512人							
		2号認定 (保育ニーズ)	1,553人	1,458人		146人		9人	1,613人	60人
	0 歳児	3号認定 (保育)	306人	258人		15人	46人	27人	346人	40人
	1 歳児		529人	431人	0人	29人	46人	29人	535人	6人
	2 歳児		550人	491人		29人	44人	34人	598人	48人
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,104人	773人	680人				1,453人	349人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	481人							
		2号認定 (保育ニーズ)	1,460人	1,458人		146人		9人	1,613人	153人
	0 歳児	3号認定 (保育)	297人	258人		15人	46人	27人	346人	49人
	1 歳児		514人	430人	0人	29人	46人	29人	534人	20人
	2 歳児		535人	490人		29人	44人	34人	597人	62人
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,079人	763人	680人				1,443人	364人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	470人							
		2号認定 (保育ニーズ)	1,427人	1,453人		146人		9人	1,608人	181人
	0 歳児	3号認定 (保育)	289人	258人		15人	46人	27人	346人	57人
	1 歳児		500人	430人	0人	29人	46人	29人	534人	34人
	2 歳児		521人	490人		29人	44人	34人	597人	76人

【確保方策の考え方】

2号認定及び3号認定に不足が生じているため、既存施設の定員拡大、提供区域外の教育・保育施設の利用等を促すとともに、状況によって、不足する定員に配慮した構成の保育施設等の新設、増設等を検討することで、不足の解消に取り組みます。

②溝辺地区全域（溝辺・陵南中学校区）

年度	認定区分		①量の見込み （必要利用 定員総数）	②確保方策					②-①	
				認定 こども園	幼稚園 （新制度移行）	保育所	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業		合計
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	13人	15人	90人				105人	92人
		うち2号認定 （教育ニーズ）	3人							
		2号認定 （保育ニーズ）	140人	49人		128人		0人	177人	37人
	0 歳児	3号認定 （保育）	30人	7人		19人	6人	1人	33人	3人
	1 歳児		43人	17人	0人	26人	6人	2人	51人	8人
	2 歳児		47人	17人		27人	7人	2人	53人	6人
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	12人	15人	90人				105人	93人
		うち2号認定 （教育ニーズ）	3人							
		2号認定 （保育ニーズ）	135人	49人		128人		0人	177人	42人
	0 歳児	3号認定 （保育）	30人	7人		19人	6人	1人	33人	3人
	1 歳児		43人	17人	0人	26人	6人	2人	51人	8人
	2 歳児		48人	17人		27人	7人	2人	53人	5人
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	12人	15人	90人				105人	93人
		うち2号認定 （教育ニーズ）	3人							
		2号認定 （保育ニーズ）	132人	49人		128人		0人	177人	45人
	0 歳児	3号認定 （保育）	30人	7人		19人	6人	1人	33人	3人
	1 歳児		43人	17人	0人	26人	6人	2人	51人	8人
	2 歳児		48人	17人		27人	7人	2人	53人	5人
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	12人	15人	90人				105人	93人
		うち2号認定 （教育ニーズ）	3人							
		2号認定 （保育ニーズ）	133人	49人		128人		0人	177人	44人
	0 歳児	3号認定 （保育）	30人	7人		19人	6人	1人	33人	3人
	1 歳児		43人	17人	0人	26人	6人	2人	51人	8人
	2 歳児		48人	17人		27人	7人	2人	53人	5人
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	12人	15人	90人				105人	93人
		うち2号認定 （教育ニーズ）	3人							
		2号認定 （保育ニーズ）	133人	49人		128人		0人	177人	44人
	0 歳児	3号認定 （保育）	30人	7人		19人	6人	1人	33人	3人
	1 歳児		43人	17人	0人	26人	6人	2人	51人	8人
	2 歳児		48人	17人		27人	7人	2人	53人	5人

【確保方策の考え方】

現状において、提供区域内の教育・保育ニーズは確保されています。不足が生じた場合は、保育所定員の弾力的運用等により、不足の解消に取り組みます。

③横川中学校区

年度	認定区分		①量の見込み (必要利用 定員総数)	②確保方策					②-①	
				認定 こども園	幼稚園 (新制度移行)	保育所	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業		合計
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	9人	0人	0人				0人	△9人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	4人							
		2号認定 (保育ニーズ)	26人	0人		65人	0人	65人	39人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	3人	0人		9人	0人	0人	9人	6人
	1 歳児		6人	0人	0人	14人	0人	0人	14人	8人
	2 歳児		15人	0人		12人	0人	0人	12人	△3人
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	7人	0人	0人				0人	△7人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	3人							
		2号認定 (保育ニーズ)	22人	0人		55人	0人	55人	33人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	3人	0人		6人	0人	0人	6人	3人
	1 歳児		6人	0人	0人	16人	0人	0人	16人	10人
	2 歳児		9人	0人		13人	0人	0人	13人	4人
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	7人	0人	0人				0人	△7人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	3人							
		2号認定 (保育ニーズ)	21人	0人		50人	0人	50人	29人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	3人	0人		6人	0人	0人	6人	3人
	1 歳児		6人	0人	0人	13人	0人	0人	13人	7人
	2 歳児		9人	0人		11人	0人	0人	11人	2人
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	7人	0人	0人				0人	△7人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	3人							
		2号認定 (保育ニーズ)	19人	0人		47人	0人	47人	28人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	3人	0人		6人	0人	0人	6人	3人
	1 歳児		6人	0人	0人	12人	0人	0人	12人	6人
	2 歳児		9人	0人		10人	0人	0人	10人	1人
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	5人	0人	0人				0人	△5人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	2人							
		2号認定 (保育ニーズ)	16人	0人		45人	0人	45人	29人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	3人	0人		5人	0人	0人	5人	2人
	1 歳児		6人	0人	0人	11人	0人	0人	11人	5人
	2 歳児		9人	0人		9人	0人	0人	9人	0人

【確保方策の考え方】

- ①提供区域内に教育施設が設置されていない状況ですが、提供区域外の教育施設への利用実績があることから、提供区域外の教育施設において、1号認定を確保します。
- ②3号認定に不足が生じているため、提供区域外の教育・保育施設の利用等を促すことなどにより、不足の解消に取り組みます。

④牧園中学校区

年度	認定区分		①量の見込み (必要利用 定員総数)	②確保方策					②-①	
				認定 こども園	幼稚園 (新制度移行)	保育所	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業		合計
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	12人	10人	0人				10人	△2人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	1人							
		2号認定 (保育ニーズ)	61人	18人		77人	0人	95人	34人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	6人	3人		9人	0人	0人	12人	6人
	1 歳児		10人	5人	0人	9人	0人	0人	14人	4人
	2 歳児		17人	4人		15人	0人	0人	19人	2人
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	10人	10人	0人				10人	0人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	1人							
		2号認定 (保育ニーズ)	58人	18人		77人	0人	95人	37人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	6人	3人		9人	0人	0人	12人	6人
	1 歳児		10人	5人	0人	9人	0人	0人	14人	4人
	2 歳児		15人	4人		15人	0人	0人	19人	4人
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	10人	10人	0人				10人	0人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	1人							
		2号認定 (保育ニーズ)	56人	18人		77人	0人	95人	39人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	6人	3人		9人	0人	0人	12人	6人
	1 歳児		10人	5人	0人	9人	0人	0人	14人	4人
	2 歳児		15人	4人		15人	0人	0人	19人	4人
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	10人	10人	0人				10人	0人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	1人							
		2号認定 (保育ニーズ)	56人	18人		77人	0人	95人	39人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	6人	3人		9人	0人	0人	12人	6人
	1 歳児		10人	5人	0人	9人	0人	0人	14人	4人
	2 歳児		15人	4人		15人	0人	0人	19人	4人
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	10人	10人	0人				10人	0人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	1人							
		2号認定 (保育ニーズ)	56人	18人		77人	0人	95人	39人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	6人	3人		9人	0人	0人	12人	6人
	1 歳児		10人	5人	0人	9人	0人	0人	14人	4人
	2 歳児		15人	4人		15人	0人	0人	19人	4人

【確保方策の考え方】

- ① 1号認定に不足が生じているため、提供区域外の教育施設において、1号認定を確保します。
- ② 現状において、提供区域内の教育・保育ニーズは確保されています。不足が生じた場合は、保育所定員の弾力的運用等により、不足の解消に取り組みます。

⑤霧島中学校区

年度	認定区分		①量の見込み (必要利用 定員総数)	②確保方策					②-①	
				認定 こども園	幼稚園 (新制度移行)	保育所	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業		合計
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	19人	30人	20人				50人	31人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	10人							
		2号認定 (保育ニーズ)	61人	57人		0人	0人	57人	△4人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	7人	12人		0人	0人	0人	12人	5人
	1 歳児		14人	18人	0人	0人	0人	18人	4人	
	2 歳児		23人	23人		0人	0人	0人	23人	0人
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	21人	30人	20人				50人	29人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	11人							
		2号認定 (保育ニーズ)	65人	57人		0人	0人	57人	△8人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	7人	12人		0人	0人	0人	12人	5人
	1 歳児		12人	18人	0人	0人	0人	18人	6人	
	2 歳児		17人	23人		0人	0人	0人	23人	6人
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	19人	30人	20人				50人	31人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	10人							
		2号認定 (保育ニーズ)	60人	57人		0人	0人	57人	△3人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	7人	12人		0人	0人	0人	12人	5人
	1 歳児		12人	18人	0人	0人	0人	18人	6人	
	2 歳児		14人	23人		0人	0人	0人	23人	9人
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	17人	30人	20人				50人	33人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	9人							
		2号認定 (保育ニーズ)	53人	53人		0人	0人	53人	0人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	7人	11人		0人	0人	0人	11人	4人
	1 歳児		12人	16人	0人	0人	0人	16人	4人	
	2 歳児		14人	20人		0人	0人	0人	20人	6人
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	14人	30人	20人				50人	36人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	8人							
		2号認定 (保育ニーズ)	45人	53人		0人	0人	53人	8人	
	0 歳児	3号認定 (保育)	7人	11人		0人	0人	0人	11人	4人
	1 歳児		12人	16人	0人	0人	0人	16人	4人	
	2 歳児		14人	20人		0人	0人	0人	20人	6人

【確保方策の考え方】

2号認定に不足が生じているため、既存施設の定員拡大、提供区域外の教育・保育施設の利用等を促すことなどにより、不足の解消に取り組みます。

⑥牧之原中学校区

年度	認定区分		①量の見込み 必要利用 定員総数	②確保方策					②-①	
				認定 こども園	幼稚園 (新制度移行)	保育所	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業		合計
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	9人	15人	0人				15人	6人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	7人							
		2号認定 (保育ニーズ)	32人	30人		0人		0人	30人	△2人
	0 歳児	3号認定 (保育)	10人	10人		0人	0人	0人	10人	0人
	1 歳児		8人	10人	0人	0人	0人	0人	10人	2人
	2 歳児		9人	10人		0人	0人	0人	10人	1人
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	9人	15人	0人				15人	6人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	7人							
		2号認定 (保育ニーズ)	33人	30人		0人		0人	30人	△3人
	0 歳児	3号認定 (保育)	10人	10人		0人	0人	0人	10人	0人
	1 歳児		8人	10人	0人	0人	0人	0人	10人	2人
	2 歳児		8人	10人		0人	0人	0人	10人	2人
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	8人	15人	0人				15人	7人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	7人							
		2号認定 (保育ニーズ)	33人	30人		0人		0人	30人	△3人
	0 歳児	3号認定 (保育)	10人	10人		0人	0人	0人	10人	0人
	1 歳児		8人	10人	0人	0人	0人	0人	10人	2人
	2 歳児		8人	10人		0人	0人	0人	10人	2人
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	8人	15人	0人				15人	7人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	6人							
		2号認定 (保育ニーズ)	30人	30人		0人		0人	30人	0人
	0 歳児	3号認定 (保育)	10人	10人		0人	0人	0人	10人	0人
	1 歳児		8人	10人	0人	0人	0人	0人	10人	2人
	2 歳児		8人	10人		0人	0人	0人	10人	2人
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	7人	15人	0人				15人	8人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	6人							
		2号認定 (保育ニーズ)	29人	30人		0人		0人	30人	1人
	0 歳児	3号認定 (保育)	10人	10人		0人	0人	0人	10人	0人
	1 歳児		8人	10人	0人	0人	0人	0人	10人	2人
	2 歳児		8人	10人		0人	0人	0人	10人	2人

【確保方策の考え方】

2号認定に不足が生じているため、既存施設の定員拡大、提供区域外の教育・保育施設の利用等を促すことなどにより、不足の解消に取り組みます。

(参考) 市全域の幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保の内容

年度	認定区分		①量の見込み (必要利用 定員総数)	②確保方策					合計	②-①
				認定 こども園	幼稚園 (新制度移行)	保育所	地域型 保育事業	企業主導型 保育事業		
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,300人	878人	790人				1,668人	368人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	565人							
		2号認定 (保育ニーズ)	1,957人	1,574人		456人		9人	2,039人	82人
	0 歳児	3号認定 (保育)	379人	305人		58人	52人	28人	443人	64人
	1 歳児		641人	482人	0人	85人	52人	31人	650人	9人
	2 歳児		685人	549人		90人	51人	36人	726人	41人
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,265人	873人	790人				1,663人	398人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	551人							
		2号認定 (保育ニーズ)	1,907人	1,609人		406人		9人	2,024人	117人
	0 歳児	3号認定 (保育)	370人	304人		49人	52人	28人	433人	63人
	1 歳児		623人	487人	0人	80人	52人	31人	650人	27人
	2 歳児		663人	554人		84人	51人	36人	725人	62人
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,231人	848人	790人				1,638人	407人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	536人							
		2号認定 (保育ニーズ)	1,855人	1,612人		401人		9人	2,022人	167人
	0 歳児	3号認定 (保育)	362人	290人		49人	52人	28人	419人	57人
	1 歳児		608人	481人	0人	77人	52人	31人	641人	33人
	2 歳児		644人	545人		82人	51人	36人	714人	70人
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,158人	843人	790人				1,633人	475人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	503人							
		2号認定 (保育ニーズ)	1,751人	1,608人		398人		9人	2,015人	264人
	0 歳児	3号認定 (保育)	353人	289人		49人	52人	28人	418人	65人
	1 歳児		593人	478人	0人	76人	52人	31人	637人	44人
	2 歳児		629人	541人		81人	51人	36人	709人	80人
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,127人	833人	790人				1,623人	496人
		うち2号認定 (教育ニーズ)	490人							
		2号認定 (保育ニーズ)	1,706人	1,603人		396人		9人	2,008人	302人
	0 歳児	3号認定 (保育)	345人	289人		48人	52人	28人	417人	72人
	1 歳児		579人	478人	0人	75人	52人	31人	636人	57人
	2 歳児		615人	541人		80人	51人	36人	708人	93人

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

(1) 利用者支援事業【提供区域：市内全域】

こどもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業などの情報提供や子育てについての相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業。

【確保方策の考え方】

実施機関：霧島市

実施体制：利用者支援事業類型「こども家庭センター型」令和6年4月1日～

すこやか保健センター及びこども・くらし相談センターの一体的な運営を行うため、1か所とする。妊産婦や乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。

◆こども家庭センター型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(2) 地域子育て支援拠点事業【提供区域：市内全域】

こども（主に乳幼児）とその保護者がお互いに交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、親子遊びの催しなどの子育て支援を目的とした事業。

【確保方策の考え方】

市内11か所で実施しており、各拠点施設の特性を生かした各種サロンの実施や子育て等に関する相談対応を行い、安心して子育てができる環境の提供に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	46,940人日	47,409人日	47,883人日	48,362人日	48,846人日
②確保方策	46,940人日	47,409人日	47,883人日	48,362人日	48,846人日
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(3) 妊婦健康診査事業【提供区域：市内全域】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9,358人回	8,910人回	8,545人回	8,203人回	7,902人回
②確保方策	9,358人回	8,910人回	8,545人回	8,203人回	7,902人回
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回
確保方策 の考え方	健診回数：14回 実施機関：鹿児島県内医療機関 実施体制：医療機関委託 実施期間：妊娠期間				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業【提供区域：市内全域】

生後4か月までのこどものいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	283人	272人	261人	251人	243人
②確保方策	283人	272人	261人	251人	243人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策 の考え方	実施機関：霧島市 実施体制：霧島市母子保健推進員により対応				

(5) 養育支援訪問事業【提供区域：市内全域】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業。

補助事業としての計画はありませんが、養育環境に課題があるなど支援が必要なケースについては、こども家庭センターを中心に関係機関と連携し支援を図ります。

(6) 子育て短期支援事業【提供区域：市内全域】

保護者の病気などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となったこどもを対象に、児童養護施設などで必要な保護を行う事業。

◆ショートステイ

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	180人日	180人日	180人日	180人日	180人日
②確保方策	180人日	180人日	180人日	180人日	180人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
施設数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【提供区域：市内全域】

子育て中の保護者で、こどもの預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【確保方策の考え方】

市内1か所で実施しており、公共施設でのパンフレットの配架や市広報誌やホームページの情報発信等、市と連携し、会員獲得に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	400人日	400人日	400人日	400人日	400人日
②確保方策	400人日	400人日	400人日	400人日	400人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
拠点数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(8) 一時預かり事業【提供区域：教育・保育と同じ】

冠婚葬祭、病気、育児中のリフレッシュなどの保護者の事情で、一時的に家庭で保育できない場合に、保育所、地域子育て支援拠点などにおいて、こどもを預かる事業。

① 幼稚園型

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国分・隼人 全域及び福 山小学校区	①量の見込み	1号	9,926人日	9,669人日	9,418人日	8,849人日	8,648人日
		2号	89,329人日	87,018人日	84,757人日	79,632人日	77,824人日
	②確保方策		99,255人日	96,687人日	94,175人日	88,481人日	86,472人日
	施設数		30か所	30か所	30か所	30か所	30か所
溝辺地区 全域 (溝辺・陵南) 中学校区	①量の見込み	1号	90人日	84人日	84人日	84人日	84人日
		2号	803人日	753人日	753人日	753人日	753人日
	②確保方策		1,256人日	1,116人日	1,116人日	1,116人日	1,033人日
	施設数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
横川 中学校区※	①量の見込み	1号	73人日	56人日	56人日	56人日	40人日
		2号	653人日	502人日	502人日	502人日	351人日
	②確保方策		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	施設数		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
牧園 中学校区	①量の見込み	1号	73人日	62人日	62人日	62人日	62人日
		2号	653人日	552人日	552人日	552人日	552人日
	②確保方策		1,089人日	893人日	893人日	893人日	809人日
	施設数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
霧島 中学校区	①量の見込み	1号	162人日	179人日	162人日	146人日	123人日
		2号	1,457人日	1,607人日	1,457人日	1,305人日	1,105人日
	②確保方策		1,619人日	1,786人日	1,619人日	1,451人日	1,228人日
	施設数		3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
牧之原 中学校区	①量の見込み	1号	90人日	90人日	84人日	79人日	73人日
		2号	803人日	803人日	753人日	703人日	653人日
	②確保方策		893人日	893人日	837人日	782人日	726人日
	施設数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
市全体	①量の見込み	1号	10,414人日	10,140人日	9,866人日	9,276人日	9,030人日
		2号	93,698人日	91,235人日	88,774人日	83,447人日	81,238人日
	②確保方策		104,112人日	101,375人日	98,640人日	92,723人日	90,268人日
	②—①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	施設数		36か所	36か所	36か所	36か所	36か所

※提供区域内に一時預かり事業（幼稚園型）を実施している教育施設はありませんが、提供区域外の教育施設への利用実態がある場合は、提供区域外の教育施設において、提供体制を確保します。

②幼稚園型以外

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国分・隼人全域及び福山小学校区	①量の見込み	5,630人日	5,581人日	5,528人日	5,475人日	5,424人日
	②確保方策	5,630人日	5,581人日	5,528人日	5,475人日	5,424人日
	施設数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
溝辺地区全域 〔溝辺・陵南〕 中学校区	①量の見込み	325人日	324人日	322人日	321人日	321人日
	②確保方策	325人日	324人日	322人日	321人日	321人日
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
横川 中学校区	①量の見込み	59人日	49人日	49人日	48人日	44人日
	②確保方策	59人日	49人日	49人日	48人日	44人日
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
牧園 中学校区	①量の見込み	98人日	97人日	95人日	95人日	95人日
	②確保方策	98人日	97人日	95人日	95人日	95人日
	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
霧島 中学校区	①量の見込み	102人日	100人日	94人日	90人日	83人日
	②確保方策	102人日	100人日	94人日	90人日	83人日
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
牧之原 中学校区	①量の見込み	80人日	80人日	80人日	77人日	77人日
	②確保方策	80人日	80人日	80人日	77人日	77人日
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
市全体	①量の見込み	6,294人日	6,231人日	6,168人日	6,106人日	6,044人日
	②確保方策	6,294人日	6,231人日	6,168人日	6,106人日	6,044人日
	②—①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	施設数	17か所	17か所	17か所	17か所	17か所

(9) 延長保育事業【提供区域：教育・保育と同じ】

通常の保育時間の前後に、保育所などにおいて、保育を行う事業。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
国分・隼人全域及び福山小学校区	①量の見込み	2,550人	2,488人	2,422人	2,313人	2,256人
	②確保方策	2,550人	2,488人	2,422人	2,313人	2,256人
	施設数	34か所	34か所	34か所	34か所	34か所
溝辺地区全域 (溝辺・陵南) 中学校区	①量の見込み	214人	210人	208人	209人	209人
	②確保方策	214人	210人	208人	209人	209人
	施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
横川 中学校区	①量の見込み	41人	32人	32人	30人	27人
	②確保方策	41人	32人	32人	30人	27人
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
牧園 中学校区	①量の見込み	77人	73人	71人	71人	71人
	②確保方策	77人	73人	71人	71人	71人
	施設数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
霧島 中学校区	①量の見込み	86人	83人	76人	70人	64人
	②確保方策	86人	83人	76人	70人	64人
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
牧之原 中学校区	①量の見込み	48人	48人	48人	46人	45人
	②確保方策	48人	48人	48人	46人	45人
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
市全体	①量の見込み	3,016人	2,934人	2,857人	2,739人	2,672人
	②確保方策	3,016人	2,934人	2,857人	2,739人	2,672人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	施設数	47か所	47か所	47か所	47か所	47か所

(10) 病児・病後児保育事業(病児・病後児対応型)【提供区域：市内全域】

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育所などでの集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合に、病院、保育所などにおいて、一時的に保育を行う事業。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,007 人日	978 人日	938 人日	903 人日	869 人日
②確保方策	1,007 人日	978 人日	938 人日	903 人日	869 人日
②-①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
施設数	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【提供区域:小学校区】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生のこどもを対象に、授業の終了後などに遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業。

小学校区	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		
	①量の見込み (利用者数)	②確保方針 (利用者数・ 支援単位数)									
国分北 小学校	1年生	39人	39人		39人		39人		40人		
	2年生	34人		35人		36人		35人	33人		
	3年生	32人	152人 6単位	32人	154人 6単位	33人	156人 6単位	32人	33人	33人	164人 6単位
	4年生	24人		23人		24人		24人	24人		
	5年生	17人		14人		15人		20人	19人		
	6年生	6人		11人		9人		11人	15人		
	合計	152人		154人		156人		161人	164人		
青葉 小学校	1年生	26人	26人		27人		27人		27人		
	2年生	22人		22人		23人		23人	23人		
	3年生	20人	97人 3単位	21人	98人 3単位	21人	99人 3単位	22人	22人	22人	102人 3単位
	4年生	14人		14人		13人		13人	14人		
	5年生	8人		8人		8人		8人	9人		
	6年生	7人		7人		7人		7人	7人		
	合計	97人		98人		99人		100人	102人		
木原 小学校	1年生	3人	3人		2人		2人		2人		
	2年生	0人		1人		1人		1人	1人		
	3年生	0人	3人 0単位	0人	3人 0単位	0人	3人 0単位	0人	0人	0人	3人 0単位
	4年生	0人		0人		0人		0人	0人		
	5年生	0人		0人		0人		0人	0人		
	6年生	0人		0人		0人		0人	0人		
	合計	3人		3人		3人		3人	3人		
川原 小学校	1年生	0人	0人		0人		0人		0人		
	2年生	0人		0人		0人		0人	0人		
	3年生	0人	0人 0単位	0人	0人 0単位	0人	0人 0単位	0人	0人	0人	0人 0単位
	4年生	0人		0人		0人		0人	0人		
	5年生	0人		0人		0人		0人	0人		
	6年生	0人		0人		0人		0人	0人		
	合計	0人		0人		0人		0人	0人		
国分 小学校	1年生	95人	95人		96人		97人		98人		
	2年生	65人		78人		81人		72人	72人		
	3年生	46人	284人 8単位	48人	299人 8単位	56人	310人 8単位	61人	65人	65人	318人 8単位
	4年生	32人		35人		30人		42人	43人		
	5年生	28人		28人		30人		22人	30人		
	6年生	18人		15人		17人		18人	10人		
	合計	284人		299人		310人		312人	318人		
向花 小学校	1年生	36人	37人		37人		37人		38人		
	2年生	32人		29人		33人		34人	34人		
	3年生	34人	141人 5単位	28人	148人 5単位	25人	152人 5単位	27人	30人	30人	159人 5単位
	4年生	18人		27人		24人		19人	24人		
	5年生	20人		13人		23人		20人	16人		
	6年生	1人		14人		10人		18人	17人		
	合計	141人		148人		152人		155人	159人		
上小川 小学校	1年生	17人	17人		19人		19人		18人		
	2年生	15人		14人		15人		16人	17人		
	3年生	21人	93人 8単位	11人	82人 8単位	12人	76人 8単位	12人	13人	13人	68人 8単位
	4年生	13人		19人		8人		9人	9人		
	5年生	15人		9人		15人		5人	7人		
	6年生	12人		12人		7人		12人	4人		
	合計	93人		82人		76人		73人	68人		
国分西 小学校	1年生	52人	53人		53人		54人		54人		
	2年生	46人		45人		47人		47人	49人		
	3年生	38人	225人 7単位	43人	231人 7単位	42人	236人 7単位	43人	41人	41人	239人 7単位
	4年生	39人		34人		39人		37人	36人		
	5年生	33人		34人		28人		34人	32人		
	6年生	17人		22人		27人		23人	27人		
	合計	225人		231人		236人		238人	239人		
国分南 小学校	1年生	62人	63人		63人		64人		65人		
	2年生	57人		58人		57人		59人	60人		
	3年生	49人	247人 5単位	42人	254人 5単位	45人	255人 5単位	45人	48人	48人	261人 5単位
	4年生	32人		44人		35人		39人	39人		
	5年生	35人		25人		37人		26人	31人		
	6年生	12人		22人		18人		27人	18人		
	合計	247人		254人		255人		260人	261人		
塚脇 小学校	1年生	0人	0人		0人		0人		0人		
	2年生	0人		0人		0人		0人	0人		
	3年生	0人	0人 0単位	0人	0人 0単位	0人	0人 0単位	0人	0人	0人	0人 0単位
	4年生	0人		0人		0人		0人	0人		
	5年生	0人		0人		0人		0人	0人		
	6年生	0人		0人		0人		0人	0人		
	合計	0人		0人		0人		0人	0人		
天降川 小学校	1年生	75人	76人		78人		81人		81人		
	2年生	58人		63人		65人		64人	71人		
	3年生	38人	256人 9単位	51人	265人 9単位	53人	272人 10単位	52人	54人	54人	286人 10単位
	4年生	43人		35人		43人		38人	41人		
	5年生	30人		22人		22人		31人	24人		
	6年生	12人		18人		11人		13人	15人		
	合計	256人		265人		272人		279人	286人		

第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制

学校区	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		
	①量の見込み (利用者数)	②確保方策 (利用者数・ 支援単位数)									
溝辺 小学校	1年生	6人	6人		6人		6人		6人		
	2年生	5人		4人		4人		5人		5人	
	3年生	5人	32人 1単位	4人	26人 1単位	3人	21人 1単位	3人	19人 1単位	4人	19人 1単位
	4年生	8人		4人		2人		2人		2人	
	5年生	4人		5人		3人		2人		1人	
	6年生	4人		3人		3人		1人		1人	
	合計	32人		26人		21人		19人		19人	
陵南 小学校	1年生	35人	152人 4単位	36人	155人 4単位	37人	158人 4単位	37人	162人 4単位	38人	165人 4単位
	2年生	31人		31人		33人		33人		34人	
	3年生	35人		28人		28人		28人		30人	
	4年生	21人		30人		24人		24人		25人	
	5年生	17人		17人		25人		20人		21人	
	6年生	13人		13人		11人		20人		17人	
	合計	152人		155人		158人		162人		165人	
竹子 小学校	1年生	2人	14人 1単位	2人	12人 1単位	2人	10人 1単位	2人	9人 1単位	2人	7人 1単位
	2年生	1人		1人		2人		2人		2人	
	3年生	5人		1人		1人		2人		2人	
	4年生	1人		4人		1人		1人		1人	
	5年生	4人		1人		3人		0人		0人	
	6年生	1人		3人		1人		2人		0人	
	合計	14人		12人		10人		9人		7人	
横川 小学校	1年生	4人	14人 1単位	4人	12人 1単位	4人	12人 1単位	4人	11人 1単位	4人	10人 1単位
	2年生	3人		3人		3人		3人		3人	
	3年生	5人		2人		2人		1人		2人	
	4年生	1人		3人		1人		1人		1人	
	5年生	1人		0人		2人		1人		0人	
	6年生	0人		0人		0人		1人		0人	
	合計	14人		12人		12人		11人		10人	
安良 小学校	1年生	0人	0人 0単位	0人	0人 0単位	0人	0人 0単位	0人	0人 0単位	0人	0人 0単位
	2年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	3年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	4年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	5年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	6年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	合計	0人		0人		0人		0人		0人	
佐々木 小学校	1年生	1人	4人 1単位	1人	3人 1単位	1人	3人 1単位	1人	3人 1単位	1人	3人 1単位
	2年生	1人		1人		1人		1人		1人	
	3年生	1人		0人		0人		0人		0人	
	4年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	5年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	6年生	1人		0人		0人		0人		0人	
	合計	4人		3人		3人		3人		3人	
牧園 小学校	1年生	8人	26人 1単位	8人	25人 1単位	8人	24人 1単位	8人	24人 1単位	8人	23人 1単位
	2年生	7人		5人		6人		6人		5人	
	3年生	7人		5人		3人		4人		4人	
	4年生	1人		5人		3人		2人		3人	
	5年生	1人		1人		3人		2人		1人	
	6年生	2人		1人		1人		2人		2人	
	合計	26人		25人		24人		24人		23人	
万膳 小学校	1年生	0人	0人 1単位	0人	0人 1単位	0人	0人 1単位	0人	0人 1単位	0人	0人 1単位
	2年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	3年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	4年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	5年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	6年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	合計	0人		0人		0人		0人		0人	
高千穂 小学校	1年生	3人	19人 1単位	3人	14人 1単位	3人	13人 1単位	3人	10人 1単位	3人	10人 1単位
	2年生	2人		2人		2人		2人		2人	
	3年生	6人		1人		2人		2人		2人	
	4年生	4人		4人		1人		1人		1人	
	5年生	1人		3人		3人		1人		1人	
	6年生	3人		1人		2人		1人		1人	
	合計	19人		14人		13人		10人		10人	
中津川 小学校	1年生	4人	12人 1単位	4人	12人 1単位	4人	12人 1単位	4人	11人 1単位	3人	10人 1単位
	2年生	3人		4人		3人		3人		3人	
	3年生	0人		2人		3人		2人		2人	
	4年生	2人		0人		2人		1人		1人	
	5年生	2人		1人		0人		1人		1人	
	6年生	1人		1人		0人		0人		0人	
	合計	12人		12人		12人		11人		10人	
持松 小学校	1年生	0人	0人 0単位	0人	0人 0単位	0人	0人 0単位	0人	0人 0単位	0人	0人 0単位
	2年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	3年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	4年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	5年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	6年生	0人		0人		0人		0人		0人	
	合計	0人		0人		0人		0人		0人	

第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制

学校区	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		
	①量の見込み (利用者数)	②確保方策 (利用者数・ 支援単位数)									
大田 小学校	1年生	7人	7人		7人		7人		7人		
	2年生	6人		6人		5人		5人	6人		
	3年生	7人	32人 2単位	5人	28人 2単位	4人	25人 2単位	4人	4人	4人	23人 2単位
	4年生	5人		5人		3人		3人	3人		
	5年生	2人	4人	3人	3人	2人	2人	2人	2人	2人	
	6年生	5人	1人	3人	3人	2人	2人	1人	1人	1人	
	合計	32人	28人	25人	23人	23人	23人	23人			
霧島 小学校	1年生	2人	2人		2人		2人		2人		
	2年生	2人		2人		2人		2人	2人		
	3年生	6人	15人 1単位	1人	12人 1単位	1人	10人 1単位	1人	1人	1人	8人 1単位
	4年生	1人		4人		1人		1人	1人		
	5年生	3人	1人	3人	3人	1人	1人	1人	1人	1人	
	6年生	1人	2人	1人	1人	2人	2人	1人	1人	1人	
	合計	15人	12人	10人	9人	9人	8人	8人			
永水 小学校	1年生	1人	1人		1人		1人		1人		
	2年生	1人		1人		1人		1人	1人		
	3年生	2人	10人 0単位	1人	8人 0単位	1人	7人 0単位	1人	1人	1人	5人 0単位
	4年生	3人		2人		1人		1人	1人		
	5年生	2人	2人	2人	2人	1人	1人	1人	1人	1人	
	6年生	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	0人	
	合計	10人	8人	7人	6人	6人	5人				
富隈 小学校	1年生	75人	75人		76人		76人		77人		
	2年生	62人		63人		64人		65人	65人		
	3年生	50人	270人 8単位	52人	277人 8単位	53人	284人 8単位	56人	57人	57人	295人 9単位
	4年生	40人		41人		43人		44人	45人		
	5年生	29人	30人	32人	32人	33人	33人	33人	33人	33人	
	6年生	14人	16人	16人	17人	18人	18人	18人	18人	18人	
	合計	270人	277人	284人	290人	290人	295人				
宮内 小学校	1年生	60人	61人		61人		62人		62人		
	2年生	44人	41人		42人		40人		42人		
	3年生	21人	152人 4単位	30人	155人 4単位	29人	159人 4単位	30人	28人	28人	159人 4単位
	4年生	15人		13人		16人		15人	16人		
	5年生	8人	7人	7人	8人	7人	7人	7人	7人	7人	
	6年生	4人	3人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人	
	合計	152人	155人	159人	159人	159人					
小野 小学校	1年生	26人	26人		27人		27人		27人		
	2年生	15人	15人		14人		15人		15人		
	3年生	7人	60人 2単位	8人	61人 2単位	9人	61人 2単位	9人	9人	9人	62人 2単位
	4年生	6人		5人		6人		5人	6人		
	5年生	5人	4人	3人	4人	3人	3人	3人	3人	3人	
	6年生	1人	3人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
	合計	60人	61人	61人	62人	62人	62人				
小浜 小学校	1年生	1人	1人		1人		1人		1人		
	2年生	1人	1人		1人		1人		1人		
	3年生	3人	8人 0単位	1人	6人 0単位	1人	5人 0単位	1人	1人	1人	6人 0単位
	4年生	2人		2人		1人		1人	1人		
	5年生	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	
	6年生	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	合計	8人	6人	5人	5人	5人	6人				
日当山 小学校	1年生	65人	66人		66人		67人		67人		
	2年生	56人	54人		56人		56人		57人		
	3年生	44人	236人 5単位	44人	238人 5単位	43人	239人 5単位	46人	46人	46人	243人 5単位
	4年生	42人		32人		35人		34人	35人		
	5年生	15人	31人	21人	24人	23人	23人	23人	23人	23人	
	6年生	14人	11人	18人	14人	15人	15人	15人	15人	15人	
	合計	236人	238人	239人	241人	241人	243人				
中福良 小学校	1年生	0人	0人		0人		0人		0人		
	2年生	0人	0人		0人		0人		0人		
	3年生	0人	2人 0単位	0人	2人 0単位	0人	1人 0単位	0人	0人	0人	0人 0単位
	4年生	1人		0人		0人		0人	0人		
	5年生	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	6年生	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	合計	2人	2人	1人	1人	0人	0人				
牧之原 小学校	1年生	12人	12人		12人		12人		12人		
	2年生	9人	9人		8人		9人		8人		
	3年生	11人	46人 2単位	6人	41人 2単位	7人	38人 2単位	5人	7人	7人	34人 2単位
	4年生	4人		8人		4人		4人	3人		
	5年生	7人	2人	6人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	
	6年生	3人	4人	1人	4人	1人	1人	1人	1人	1人	
	合計	46人	41人	38人	36人	36人	34人				
市全体	1年生	717人	723人		732人		740人		744人		
	2年生	578人	588人		605人		600人		612人		
	3年生	493人	468人		478人		490人		507人		
	4年生	372人	393人	2,602人 87単位	360人	2,621人 87単位	361人	2,641人 88単位	361人	375人	2,661人 88単位
	5年生	289人	264人		295人		268人		267人		
	6年生	153人	185人	171人	202人	177人	177人	177人	177人	177人	
	合計	2,602人	2,621人	2,641人	2,661人	2,661人	2,682人				

(12) 子育て世帯訪問支援事業【提供区域：市内全域】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする事業。

【確保方策の考え方】

児童や保護者からの相談、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談による対象世帯の把握、並びに事業を実施できる事業所等の開拓に努め、必要な事業の提供体制の確保を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	576人日	576人日	576人日	576人日	576人日
②確保方策	576人日	576人日	576人日	576人日	576人日
②—①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(13) 妊婦等包括相談支援事業【提供区域：市内全域】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業。

【確保方策の考え方】

本市では令和6年4月1日からこども家庭センターを設置し、同センターの母子保健機能を担うすこやか保健センターの体制を強化したところです。妊娠中及び産後に面談を行い、母子健診や母子相談等の母子保健事業等や関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,606回	1,513回	1,425回	1,343回	1,265回
②確保方策	1,606回	1,513回	1,425回	1,343回	1,265回
②—①	0回	0回	0回	0回	0回

(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【提供区域：市内全域】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることを目的とする事業。

【確保方策の考え方】

保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、定員の範囲内で受け入れを行う余裕活用型を主として実施し、本格実施となる令和8年度より、必要定員数どおりの確保を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	43人日	42人日	39人日	38人日	36人日
0歳児	14人日	14人日	13人日	13人日	12人日
1歳児	14人日	14人日	13人日	12人日	12人日
2歳児	15人日	14人日	13人日	13人日	12人日
②確保方策	22人日	42人日	39人日	38人日	36人日
0歳児	—	14人日	13人日	13人日	12人日
1歳児	—	14人日	13人日	12人日	12人日
2歳児	—	14人日	13人日	13人日	12人日
②—①	△21人日	0人日	0人日	0人日	0人日

令和7年度確保方策 全体で22人日

(15) 産後ケア事業【提供区域：市内全域】

産後の母親のからだところのケア、授乳方法や赤ちゃんのお世話の仕方等の相談ができる事業。

【確保方策の考え方】

産後ケアの支援を必要とする全ての産婦が利用できるように委託事業所の確保に努め、今後の産婦数の減少に応じた必要利用数の確保を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	890人日	850人日	812人日	775人日	740人日
②確保方策	890人日	850人日	812人日	775人日	740人日
②—①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

[子育てのための施設等利用給付の円滑な実施]

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い創設された、子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な給付を行うとともに、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、施設・事業種別に応じて、次のとおり給付を行うこととします。

施設・事業種別	給付方法	給付回数
施設等利用給付を受ける幼稚園の教育時間の利用 施設等利用給付を受ける認定こども園、幼稚園の 預かり保育の利用	法定代理受領 (保護者が支払う利用料分 を市が施設に対して給付)	毎月
上記以外 (認可外保育施設、一時預かり事業等の利用)	償還払い (保護者が施設に支払った 利用料分を、市が保護者に 対して給付)	年6回

7. 放課後児童クラブ施設整備の取組

放課後児童クラブの施設整備については、以下の基本的な考え方により施設整備を検討します。

(1) 施設整備に関する基本的な考え方

本計画の第5章の6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容を前提として、当該学区の待機児童、学校児童数を踏まえ、施設整備については慎重に検討します。

なお、学区の児童数の推移については、本計画とは別に長期的な視点で見た場合、新興住宅の拡充等に伴う児童数の一時的な増加やその住民世帯の年齢推移による児童数の自然減など、様々な要因による増減の将来的な見通しが必要であり、施設整備についても整備後のランニングコスト等、長期的な視点での効果的かつ効率的な整備内容が求められています。

また、霧島市公共施設管理計画などで求められている、公共建築物の機能移転等に係る可能性の検討等を踏まえて、整備していく必要があります。

そのため、以下の考え方を基本として、施設整備を検討します。

- ① 余裕教室や放課後等に一時的に使われていない、特別教室等の徹底的な活用を促進するものとします。
- ② 余裕教室がない場合又は活用が困難な場合は、学校近隣において代替可能な市公共施設を活用します。
- ③ 上記①②のいずれにも当てはまらない場合は、施設の整備について市全体における児童数の推移等を踏まえつつ、必要最小限の規模による整備を検討します。

※上記以外にも、学校近隣で放課後児童クラブとして適切な民間施設があり、適切な価格により賃貸が可能であれば、放課後児童クラブ運営事業者と協議の上、賃貸による施設の確保も検討します。

(2) 既存の公共施設の施設整備

既存の公共施設については、経年劣化による老朽化が課題であり、定期的な補修・改修が必要になります。しかしながら、耐用年数を超えた長期経年施設については、補修等による施設維持が限界である場合もあり、その場合は上記(1)の基本的な考え方に準じて施設整備を検討します。

8. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保

(1) 産後・育児休業者の現状

アンケート調査の結果から、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設を利用できるよう途中で育児休業を切り上げるケースや、年度当初に申込みをする状況がみられます。年度途中で入所を希望しても保育士不足等により受け入れる基準が満たされずに対応できないといった事例があり、喫緊の課題となっています。

(2) 円滑な利用の提供に向けた確保策

0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育量の拡充が求められています。また、育児休業後の復帰による1歳児の保育量の確保も必要です。

本市においては、今後児童数の増加が見込まれる状況ではありませんが、0歳児と1歳児についてはアンケート調査の結果、現状の利用数よりも高い一定のニーズが予測されます。

幼児教育・保育のニーズ量確保は、民間と連携しながら展開していくべき子育て支援の重要な施策です。

一方で、0歳児と1歳児の受け入れを増やすことは、民間事業者の経営効率による運営の安定の観点とは相反する面もあることから、公立保育所の役割や意義を確認しながら利用定員の設定を行います。利用を希望する保護者が、希望する時期から質の高い保育を利用できる環境を整えることを官民協働の目標とし、保育量の確保を図ります。

9. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 県施策との連携

(1) こどもの虐待防止対策の充実

養育に問題を抱え、支援を必要とする家庭を早期に把握するため、こども家庭センターを中心として民生委員・児童委員や主任児童委員、母子保健推進員をはじめとした地域住民との連携を強化し、こどもの虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、日頃から関係機関との連携を強化し、密接な情報の共有を図ります。

① こどもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、こども家庭センターや乳幼児健診の場、地域子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。

また、保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、こどもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の場などを活用し、周知します。

② 児童虐待の発生予防・早期発見

こどもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）等を通して、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問により速やかかつ、適切な支援につなげるようにします。

また、こども家庭センターを中心として、保育所、こども園、幼稚園、学校、医療機関などとも効果的な情報の提供及び共有を行い、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

令和元年12月から、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の通話料が無料化され、これまで以上にいち早く通告・相談ができる体制整備がなされました。住民に対し児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を周知することで、地域で見守る仕組みづくりを強化します。

③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

ア 市町村における相談支援体制の強化

児童福祉法第10条の2の規定に基づき、並びに新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、全市町村が令和8年度までに全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備できるよう取り組むとされていることを踏まえ、本市では令和6年4月1日より児童等に対する相談支援を行うこども家庭センターを設置し運用を開始しています。

イ 関係機関との連携強化

こども・子育てに関する切れ目のない相談体制確立のため、こども家庭センターを要として、行政、保育・教育施設及びその他関係機関と連携して、こどもに関わる相談に対応しています。これら相談体制により、こどもの問題、家庭の問題の解消を目指し、安定した家庭で育ち、安心して社会生活を送ることができるよう環境整備に努めます。

また、こどもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応のためには、支援に直結する相談体制のもと関係機関の連携及び情報の収集・共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。鹿児島県中央児童相談所をはじめとした行政機関、始良地区医師会等有識者、子育てに関わる施設代表者等多数の参画を得て組織している「霧島市要保護児童対策地域協議会」の一層の連携の強化が求められます。

「霧島市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、情報の共有と連携を図っています。虐待事例の検討をはじめ、要保護・要支援児童、特定妊婦に組織的に対応するため、関係機関の専門性を有する職員と連携を図るとともに、鹿児島県等が実施する研修会等に積極的な参加を促し調整機関職員のスキルアップに努め、体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護*などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所へ速やかに送致を行うほか、適切に援助を求めつつ、相互協力と連携強化を図ります。

④社会的養護施策との連携

子育て支援のうち、社会的養護施策の推進については、児童相談所と連携し児童養護施設や里親等の子育て支援の活用を図ります。また、里親や児童養護施設等でこどもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等、地域の関係機関の理解と協力のほか、地域のなかで社会的養護が行えるよう里親の開拓や支援につながる広報・啓発を行い、支援体制を整備していく必要があります。

また、鹿児島県女性相談支援センター等の関係機関と連携し、母子の自立に向けた必要な支援を行います。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、支援体制の強化を図り、幼児教育・保育の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して鹿児島県が実施するひとり親家庭支援事業の充実を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診断等の実施を推進することが必要です。また、障害等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、育成医療費の給付のほか、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援*の活用を通して、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉スペクトラム症*、限局性学習症（SLD）*、注意欠如・多動症（ADHD）*等の神経発達症のある子どもには、その状態に応じて、可能性を最大限に伸ばし、子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の知識の習得や資質向上を図る必要があります。

そして、保護者が子どもの障害を特性として受容できるよう、早期に適切な相談が受けられる体制整備を図るとともに、地域の理解が得られ家族が孤立することなく子育てを行えるよう、社会的理解を促す啓発活動の推進に努めます。

保育・教育施設等においては、円滑な支援の提供のため、受入れ環境及び体制を整えとともに、受入れに当たっては、保護者、行政、保育・教育施設等の関係者と必要な支援等について共通理解を深めるため、十分な情報共有と合意形成を図ることが求められます。

10. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発をしていく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通して、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しについて、問題提起していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

2. 計画の進行管理



第6章 計画の推進に向けて

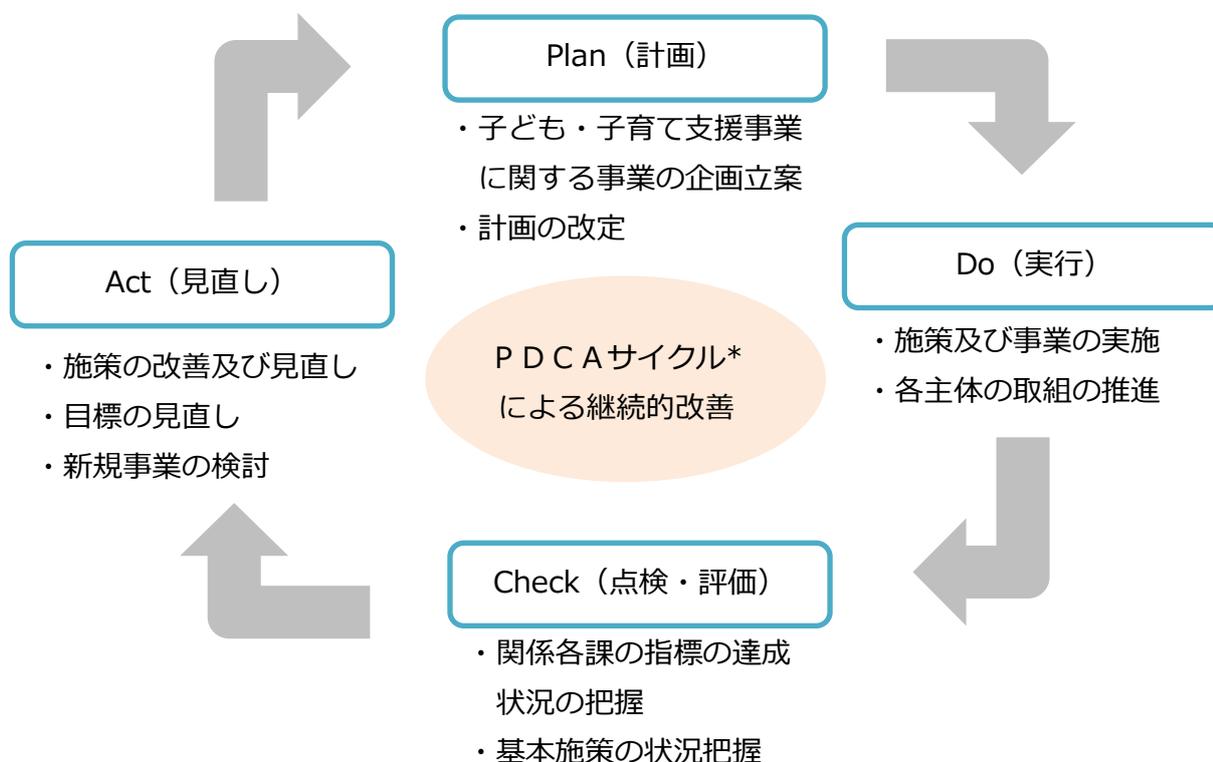
1. 推進体制

計画策定に携わる関係課、事業所管課が連携して成果指標の達成に向けて取り組み、教育・保育施設及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得ながら、子育て支援の輪の構築と拡大に努め、子育て支援の着実な実施や推進を図ります。

また、市民等が委員として参加する「霧島市子ども・子育て会議」で意見を聴取し、子育て支援関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで子ども・子育て支援の環境整備、向上に向けた意識の醸成を図ります。

2. 計画の進行管理

計画の点検・推進状況等の確認は、毎年「霧島市子ども・子育て会議」で行い、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善し、点検・評価します。





資料編

1. 霧島市子ども・子育て会議条例
2. 霧島市子ども・子育て会議委員名簿
3. 用語解説



1. 霧島市子ども・子育て会議条例

○霧島市子ども・子育て会議条例

平成26年1月14日

条例第8号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、霧島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事項について所掌する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(最初の子育て会議の招集)

- 2 会長が互選される前に招集する子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会条例の廃止)
- 3 霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会条例（平成17年霧島市条例第28号）は、廃止する。

附 則（令和5年3月3日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 霧島市子ども・子育て会議委員名簿

発令日 令和6年5月27日

	区分		氏 名	推薦団体等の名称
1	1号 委員	子ども・子育て支援に関し 学識経験を有する者	吳屋 奈都子	第一幼児教育短期大学
2	2号 委員	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	山口 義幸	霧島市保育協議会
3			若松 忠洋	霧島市私立幼稚園協会
4			江川 さおり	公益社団法人始良地区医師会
5			田間 美沙緒	霧島市児童クラブ連絡会
6			前野 二美	霧島市民生委員児童委員協議会 連合会
7			新田 瑠璃子	霧島市障害者自立支援協議会
8			中元 由紀代	始良保護区保護司会
9			西川 純子	公益社団法人鹿児島県助産師会
10			3号 委員	教育関係者
11	5号 委員	その他市長が必要と 認める者	高倉 哲也	霧島警察署
12			山尾 実礼	鹿児島工業高等専門学校
13			白木川 拓巳	第一工科大学
14			山下 真奈美	公募委員
15			田中 紗弥佳	公募委員

※令和8年5月26日任期

3. 用語解説（50音順）

※【 】内は該当ページ

あ行

一時保護【P138】

こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けたこどもや非行のこども、養護を必要とするこども等の最善の利益を守るために行われること。

医療的ケア児【P60,61,69,87】

日常生活及び社会的生活を営むために、気管切開や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的な生活援助行為が恒常的に不可欠である児童のこと。

インターンシップ【P96】

学生が一定期間、企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行うことができる制度。

HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）【P84】

Human T-cell Leukemia Virus type 1の略称。ウイルスに感染した細胞が体内に入り込むことで感染し、現在では母乳による保育や性交渉が感染の原因になることが多いと考えられている。感染しても特に症状はなく、感染者の95%は生涯にわたり、このウイルスを原因とする病気を発症せず、未感染者と同様の生活を送ることができることとされる一方、低い確率ではあるが、ウイルスにより病気を発症する可能性があると考えられている。

か行

企業主導型保育事業【P58,113】

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設で、国の助成を受けている施設。

きょうしょく 共食【P59】

家族や友人等が食卓を囲んで一緒に食事をする事。

ゲートキーパー【P80,105】

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

限局性学習症（SLD）【P139】

発達障害の一つで、全般的な知的発達に遅れがなく、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態。

権利の擁護【P74,78,137】

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

コーホート変化率法【P109】

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

固定的な性別役割分担意識【P71,101】

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

子ども・子育て関連3法【P2】

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の総称。

さ行

産後ケア【P69,84,105,133】

出産後の母親の体力の回復や心の安定を図るケアと同時に、授乳や沐浴^{もくよく}などの育児指導を行うなど、産後も安心して子育てができるようにするための支援。

ジェンダー【P57】

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

自閉スペクトラム症【P139】

生まれながらの脳の働きの違いから起こる発達障害の一つで、対人関係が苦手や強いこだわり等により、主に社会性に困難を抱える障害。原因は解明されていないものの、多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こるとされている。

小児慢性特定疾病【P61,88】

20歳未満のこどもの病気のうち、「慢性に経過する疾病であること」「生命を長期に脅かす疾病であること」「症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること」「長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること」の4つの要件を満たしていると認定された疾病。

スクールカウンセラー【P80,104】

児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。

生活習慣病【P94】

特に食生活・運動習慣・休養・喫煙・飲酒等の習慣が、発病や病気の進行に深く関与している病気。脳卒中・がん・心臓病・糖尿病・高血圧・高脂血症等がある。

潜在的待機児童【P58】

他に利用可能な施設があるにもかかわらず、特定の施設を希望しているなどの理由から待機している児童。

た行

地域型保育事業【P58,59,93,112,114,115】

小規模で0～2歳児の乳幼児の保育を行う事業。

注意欠如・多動症（ADHD）【P139】

話を集中して聞けない、忘れ物が多い等の「不注意」とじっとしてられない、考えなしに行動してしまう等の「多動・衝動性」を主な特徴とする発達障害の概念の一つ。

都市公園【P105】

都市公園法に基づき、国・都道府県・市区町村が設置・管理している公園及び緑地。

DV（ドメスティック・バイオレンス）【P62】

配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力。

は行

発達障害【P61,86】

生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態。限局性学習症(SLD)、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症(ADHD)、学習症(学習障害)、チック症、吃音等が含まれる。

パブリックコメント【P6,8】

公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。

ハローワークマザーズコーナー【P105】

子育てをしながら就職を希望している人が、こども連れでも来所しやすい環境を整えた、就職に関する情報の提供等の個々の希望やニーズに応じたきめ細やかな就職支援を行う窓口。

PDCAサイクル【P142】

業務プロセスの管理手法の一つ。計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

ファミリー・サポート・センター事業【P60,66,71,97,103,125】

こどもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人(依頼会員)」と「援助を行いたい人(提供会員)」が会員となり、地域で相互援助活動(有償)を行う事業。

保育所等訪問支援【P139】

特別な支援ニーズのある対象児童について、児童の発達支援にかかわる専門的スタッフが、児童の集団生活の場である園、学校、施設などに月1、2回程度訪問し、個別的な支援を行うサービス。

母子生活支援施設【P83】

様々な事情で生活が困難な母子家庭等を保護するとともに、自立促進のための支援を行う施設。

ま行

民生委員・児童委員【P82,103,137】

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員のこと。それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を担っている。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねており、地域のこどもを見守り妊産婦等に関する相談支援を行う。

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）【P71,101】

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

や行

ヤングケアラー【P45,68,78,79,132】

本来大人が担うとされている、家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）【P62,100,140】

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。

霧島市こども計画

令和7年3月

発行 霧島市 保健福祉部 保健福祉政策課

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

TEL 0995-45-5111 (代表) / FAX 0995-45-1900

